



姫路藩の河川交通支配と大庄屋阿江家

三角, 菜緒

(Degree)

博士 (文学)

(Date of Degree)

2018-09-25

(Date of Publication)

2021-09-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第7317号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1007317>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博士論文

平成三〇年七月五日

姫路藩の河川交通支配と大庄屋阿江家

神戸大学大学院人文学研究科博士課程後期課程社会動態専攻

三角菜緒

【目次】

序章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・一

第一節 研究史の整理と本稿の課題・・・・・・・・・・・・・一

第二節 加古川交通と流域の所領構成について・・・・・・・・・・・・・四

第三節 本稿の視角と構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・一三

第一章 一七世紀姫路藩の加古川交通支配と阿江家の位置

― 所領構成の変化に注目して ―

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・二二

第一節 池田氏の加古川交通政策と阿江家・・・・・・・・・・・・・二三

第二節 第一次本多氏・第一次松平氏の加古川交通政策・・・・・・・・・・・・・二八

おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・三三

第二章 滝野村舟持中の成立と大庄屋阿江家

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・三七

第一節 滝野村舟持と上滝野村舟持・・・・・・・・・・・・・・・三七

第二節 舟持中の成立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・四一

第三節 舟持中の機能拡大と座元との対立・・・・・・・・・・・・・・・四六

おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・五一

第三章 一九世紀筏座の成立と加古川交通秩序の変容

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・五四

第一節 田高舟座・滝野舟座の関係性とその変質・・・・・・・・・・・・・・・五五

姫路藩の河川交通支配と大庄屋阿江家

序章

本稿は、姫路藩の河川交通支配の特質を解明することを通じて、近世における国家と社会の関係の考察を試みるものである。

第一節 研究史の整理と本稿の課題

一九八〇年代以降、近世国家やその社会構造の特質、そしてその変容を身分に注目して捉える研究が進んだ¹。その代表的な論者である朝尾直弘氏は、大名が統治者となり、軍役が軽減された一七世紀末ころから、武士身分から臨時に百姓身分に移動する現象や、町人・百姓が臨時に帯刀² 武士身分となる現象など、ちよつど身分の中間にあたる境界領域で混乱と交流が生じるようになったことを指摘した。そして一八世紀にはかかる身分的中間領域における移動が恒常化し、ここに新しい一つの身分的実態が形成されるようになったと述べた。朝尾氏はこの中間身分こそが日本の近代化を推進した層であり、彼らが領域を越えた地域を掌握し、古い体制を変えようとしたことの延長上に明治維新を展望した³。かかる朝尾氏の指摘を受け、近年は惣代庄屋や取締役、大庄屋、用達、掛屋など、身分的中間に位置する層が領主支配や地域運営に果たした機

能から、一八世紀半ば以降の近世国家と社会に対する考察が深められつつある³。

さて近世社会は、固有の村や町といった地縁的な身分団体を基礎に、武士と農工商の分離を軸として形成された身分制社会である⁴。その存立には町と村を結ぶ全国的な輸送網の整備は不可欠であるが、その手段として、日本の内陸物流の中心を占めるにいたったのが河川交通である。そのため筆者は、このように近世国家の存立に河川交通が構造化されている以上、河川交通に携わった家やその身分、かかる家が領主の交通政策の中でいかに位置づけられてきたか長期的に分析することは、国家と社会の関係を考察する上で重要であると考えている。

一方従来の河川交通史研究は、商品流通史や幕藩制市場論との関連の中で議論が深められてきた分野である。その代表的な研究として挙げられるのが、関東の物流を支える利根川交通を分析した川名登氏・丹治健蔵氏の研究である⁵。川名登氏は、幕府による元禄期の河岸吟味を経て利根川における河岸体制が確立したものの、元禄―明和期に新道・新河岸設置をめぐる一件の頻発を受け、幕府が明和・安永期に新河岸を公認し、交通体系を再編せざるをえなかったことを指摘した。そして新河岸公認以降も、河岸役連上銀を納める河岸や、河岸問屋株を持つ問屋と商品流通の発展を背景とする新河岸・新問屋との対立が収束しなかったこ

とを明らかにした。

また丹治氏は、安永三年（一七七四）の河岸吟味役の前提として、河岸問屋と百姓手舟の争いの頻発があったことを挙げる。しかしその後も小舟の造立や諸稼ぎを訴える事件が増加したこと、化政期の農民的商品流通の発展の中で、舟持の間に「舟持・船頭」という階層分解が生じたこと、それが運賃、輸送条件などの新しい要求をかかげて、河岸問屋と対立する状況が生まれたことを指摘した。

以上からも明らかなように、従来の河川交通史研究は、幕藩制市場構造の解体の要因を農民的商品流通の担い手から見出すという関心のもと、一八世紀半ば以降に生じた特権的な河川交通機構が彼らによって蔑ろにされる過程を描くことに注力してきたといえる。

一方、一九八〇年代になると、河岸内部の共同体的側面を明らかにする研究が展開したことが注目される。この代表的論者として挙げられるのは、利根川の舂下河岸を分析した渡辺英夫氏である。渡辺氏は、利根川の河岸である小堀河岸について、同河岸が利根川交通の運行に不可欠な舂下を提供する河岸であることに着目し、同河岸の問屋と舟持について分析を加えた。そして小堀河岸では、問屋が舟持の役銀を負担したこと、河岸問屋が舟持を個別に編成するのではなく、同河岸の舟持が仲間集団を結成していたことを明らかにした。その上で氏は、彼らが河岸

問屋とともに舂下舟の確実に供給する責を負っており、このことよって同河岸の機能が「問屋・舟持双方の協調体制のもとに維持・運営されていた。」と評価したのである。

氏の所論は、これまで支配―被支配の関係でとらえられてきた問屋と舟持の関係を再検討して舟持の仲間集団としての特性を明らかにし、彼らを河川交通機構の担い手として初めて構造的に組み込んだ点で重要であった。そして河川交通史研究が身分論とも接合しうる可能性を持つことを提示するものでもあったといえる。しかし氏の研究以後、河川交通史研究自体が低調であったこともあり、かかる論点について議論が深められることはなかった。

以上の研究史の整理を踏まえ、本稿では姫路藩の支配する加古川交通を素材に、その支配に携わった家やその身分、かかる家が領主の交通政策の中でいかに位置づけられてきたかを長期的に分析することを通して、姫路藩の河川交通支配の特質を見出すことを課題にしたい。対象とするのは、播磨国加東郡上滝野村に姫路藩が設置した運上座（滝野舟座）の座元をほぼ近世を通じて担った、姫路藩滝野組大庄屋の阿江家^{あえ}である。以下、本稿で姫路藩の加古川交通支配と阿江家を分析対象とする理由について二点述べておきたい。第一に、加古川の流れる播磨が、所領が錯綜する非領国地域である畿内・近国に位置する点である。畿内・近国

の非領国地域においては、その所領の錯綜性が支配構造や社会のあり方に多大な影響を与えたこと、庄屋層などの身分的中間層が所領を越えて展開する問題に対応を迫られる中で、身分制の矛盾が顕著に表れたことはよく知られている⁷⁾。しかし従来の河川交通史研究は、利根川・最上川・淀川などの非領国地域を就航する河川交通を中心に議論が深められた一方で、非領国地域であることが河川交通政策や河川交通支配の担い手に与えた影響などについては検討の対象外であった⁸⁾。加古川の河川交通は、この課題の克服にも適した素材である⁹⁾と考える。

また姫路藩の加古川交通支配を検討することは、畿内・近国史研究を充実させる上でも重要である¹⁰⁾と考える。周知の通り、畿内・近国地域の支配や社会に関する研究は、分厚い蓄積を持つ分野である。その出発点となった安岡重明氏は、所領が錯綜する畿内・近国地域では個別領主の行政権、裁判権、経済統制はいずれも不完全であり、幕府と個別領主が二元的に土地・人民を支配し、個別領主権が弱体化していたとして「非領国」論を提起した¹¹⁾。かかる提言や、一九七〇年代の国郡制論の展開を受け、畿内幕領支配機構や広域支配に関する研究が進んだ¹²⁾。また一九八〇年代には畿内地域社会の運営¹³⁾、一九九〇年代以降は、町奉行所の広域支配のメカニズムや、これまで研究の乏しかった畿内・近国地域の個別領主支配の分析が進んだ¹⁴⁾。

しかしその一方で、近国に位置する播磨の広域支配に関する分析や、その播磨で最大の領地を有する譜代姫路藩に関する議論はほとんどなされていない¹⁵⁾。播磨における姫路藩の位置や幕府との関係性の分析は、姫路藩の河川交通支配の特質を明らかにする上で欠くことができない要素であるため、あわせて本稿で検討したい。

第二に、滝野組大庄屋阿江家には、近世初頭から明治期までの加古川交通関係文書がまとまって伝えられている点である。阿江家は、宝暦五年（一七五五）に作成された「村上源姓赤松族譜阿江氏系図」〔阿江家文書〕一二八〇番）によれば、戦国期は滝野城の城主であり、天正五年（一五七七）赤松氏の拠点であった上月城が落城した後に滝野村に帰農した家であるとされる。同家は、近世初頭の当主与助が加古川の水運路開発を行って以降、元和七年（一六二二）に本多忠政が滝野村に設置した運上座（滝野舟座）の座元をほぼ近世を通じて担った。また、加東・加西両郡に散在する姫路藩の飛び地を管轄する姫路藩滝野組の大庄屋を世襲する家でもあった¹⁶⁾。

この阿江家に残された『阿江家文書』は、総点数一七〇〇点ほどの文書群である。同家文書は、近代史料を除けば年貢免状などの村政史料、借用関係史料、家史料などによって構成されるが、そのうち五〇〇点が加古川交通史料である。この史料は、同流域において加古川交通の成立

から終焉を追うことができる唯一の文書群であり、本稿の目的に適したものと考える¹⁵⁾。

第二節 加古川交通と流域の所領構成について

次に本稿の分析対象となる加古川交通の概要とその流域の所領構成について確認していきたい。

加古川は、丹波国氷上郡の粟鹿山に端を發し、播磨平野を貫流して播磨国高砂までを流れる河川である。その全長は九六キロで、篠山川・杉原川・東条川・万願寺川・美囊川を支流にもつ。この加古川での河川交通は、近世初頭に河口の高砂から丹波国本郷村までおよそ五〇キロの舟路が整備され、池田輝政が高砂に城を置き、加古川の流路を付け替えて城下町を建設したことを契機に本格化するにいたった。以降、大正二年（一九一三）に播州鉄道が開通するまで、加古川は丹波国氷上郡、播磨国多可郡・加東郡・加西郡・美囊郡・印南郡・加古郡の物流を支えることとなる。

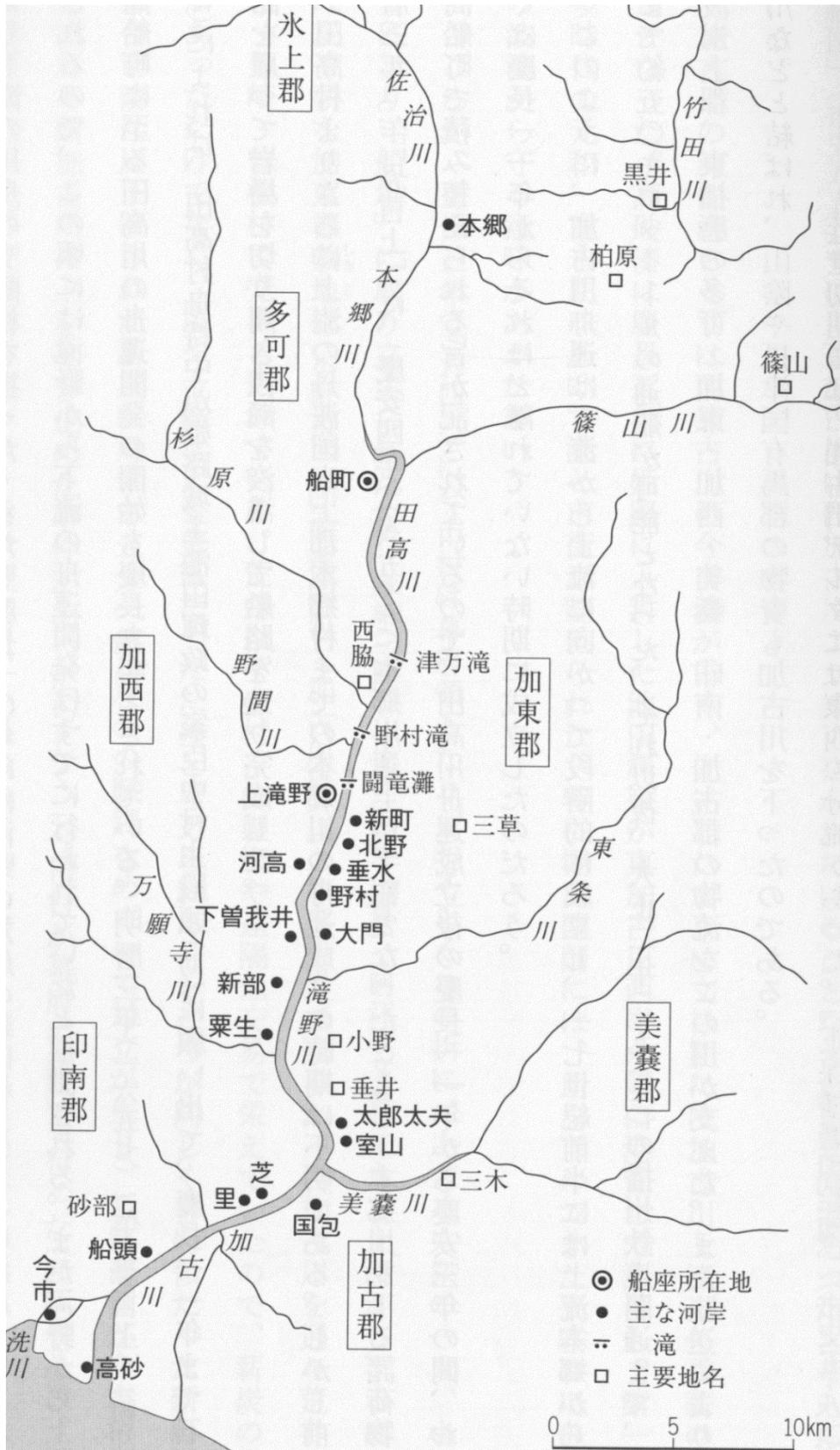
この加古川での河川交通については、これまでも近世初頭を対象に、河川交通路の開発過程や、姫路藩が設置した運上座である滝野舟座とその特権について研究が蓄積されてきた¹⁶⁾。しかしこの中では、加古川

流域が非領国地域であることは一般的に述べられるのみであり、その所領構成の特質と姫路藩の河川交通支配への影響については具体的に問われることはなかった。そこで以下では、これまでの加古川交通に関する研究を踏まえて加古川交通を概観した上で、加古川流域の所領構成の特質を明らかにする作業を行いたい。

① 加古川交通の概要

加古川で恒常的に河川交通が行われるようになったのは近世初頭、加古川での水運路敷設以降であるといわれる。これは、当該期の領主米輸送需要を背景として、文禄・慶長期に地頭生駒玄蕃の命で実施されたもので、阿江与助ら流域の土豪層が河口高砂町から大門村まで、大門村から上滝野村まで、上滝野村から田高村まで、田高村から本郷村までと、下流部から段階的に実施したものである¹⁷⁾。しかし加古川では、田高村・舟町村に常設の井堰、上滝野村に鬮龍灘と呼ばれる滝状の岩場があったため、近世期に舟を直通することは出来なかった。そこで当時は、田高村・舟町村と上滝野村で一旦荷揚げし、別の舟に積み替える中継作業が必要であった。そのため近世期の加古川は、この分断した河川の区間ごとに、本郷村から田高村・舟町村までを本郷川、田高村から上滝野

【図1】加古川舟運図



【出典】『高砂市史』第2巻 449頁

村までを田高川、上滝野村から大門村までを滝野川と分けて呼ばれることが多かった¹⁸⁾。

この加古川のうち、本郷川・田高川は谷川であり、流れが速く川幅も狭隘であったが、滝野川以南は川幅も広く水深も深くなる。これにあわせて加古川を就航する高瀬舟も下流に行くほどに大型となり、本郷川では一五石積み程度の小型舟、滝野川では三〇石程度の中型舟、下流部では六〇から七〇石の大型舟となった。また舟については、通常オヤジと呼ばれる舟頭と艫乗・中乗が乗り込んだこと、舟は上滝野を早朝に出発すれば、朝八時過ぎには高砂に到着したこと、帰途は途中艫乗・中乗が引綱で舟を引き、途中大門村で一泊し、翌日上滝野村や新町村にたどりついたことなどが知られている¹⁹⁾。

この加古川を就航する舟の数については、正徳四年（一七一四）後述する加古川・由良川の連結計画に関して作成された史料によれば【表1】の通りである。【表1】から、上滝野村以南の加古川流域には、船頭、芝、里、国包、滝野（上滝野）、大門、古瀬、太郎太夫、野、北野、新町、河高の一二カ村に舟持がいたこと、その総数が一〇二艘であったことが確認される。なお本郷川・田高川以北で舟持が確認されるのは田高村のみである。これらの河岸には、問屋や荷宿を営む者もあり、例えば大門村には元禄一四年（一七〇二）に一四軒の舟問屋が、文政八年（一

【表1】
正徳4年（1714）滝野川以南の舟数

村名	舟数
船頭	10艘
芝	4艘
里	4艘
国包	4艘
滝野	30艘
大門	11艘
古瀬	4艘
太郎太夫	10艘
野	3艘
北野	6艘
新町	12艘
河高	4艘
	102艘

【出典】南部家文書「覚帳」
(舞鶴市郷土資料館蔵)

八二五) 新町村には六軒の舟問屋があった²⁰⁾。加古川では、かかる河岸の問屋や荷宿のもと、舟持により【表2】のような荷物が川下げされた。

加古川交通の支配については、元和七年（一六二二）姫路藩が田高村と上滝野村に舟座と呼ばれる運上座を設置したことが契機である。姫路藩は、運上銀の上納と引き換えに、田高村の運上座（田高舟座）と上滝野村の運上座（滝野舟座）双方に炭・薪・材木などの山間生産物から「五分一銀」を徴収する権利を、田高舟座には田高川・本郷川の河川交通の独占を、滝野舟座には滝野川を川下げされる茶・栗・柿などの荷物を独占的に荷請する権利を認めた。しかし田高村の属する多可郡一円が寛永期幕領となったことに伴い、田高舟座も幕府代官の支配となった。これ

【表2】丹州播州より出候荷物

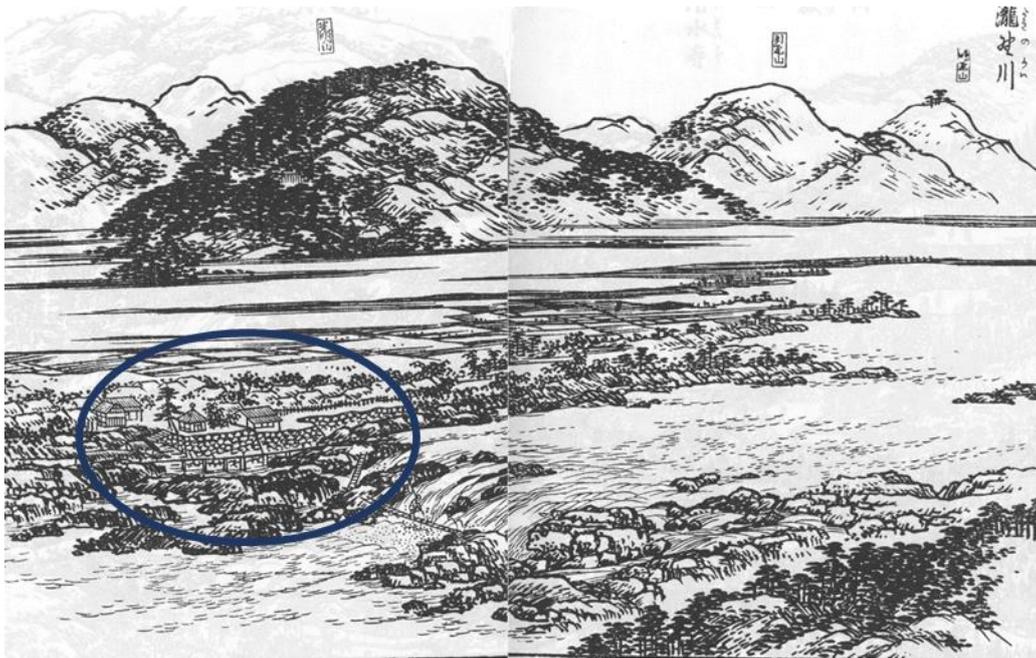
栗、柿、柏、こんにやく玉、くるミ、木の実
 ごま、菜種、ゑご、綿実、荒芋、にごき
 真綿、紙、かご、銅、鉄、いも
 松茸、しやな、たばこ、茶
 竹、木、炭、薪、抹香、桧・杉木之皮類
 柴、戸、せうじ、指物、松はい、花はい、油臼
 長持、たんす、箕、いかき、桐竹木之類

【出典】「覚（船座九郎兵衛船座御運上付キ荷物并五分一銀取立荷物）」（『阿江家文書』546番）

以降、加古川は田高川以北を幕府代官が、滝野川以南を姫路藩が支配することとなる。

この加古川交通において特徴的な点は、所領錯綜地帯にも関わらず、上滝野以南の河川交通支配を姫路藩が担ったこと、そして加古川の支流と日本海側に注ぎ込む由良川水系の支流との谷中分水界が、中央分水嶺の中で最も低い位置にあることである。このうち後者については、一八世紀加古川と由良川を陸路で連結し、日本海と瀬戸内海を結ぶ内陸輸送

ルートを構築する計画があったことが知られている。同計画は大坂天満老松町の町人岡村善八の発案によるもので、由良川の河口港栗田と高砂二六里のうち、現在舟運で結ばれていない四里について、本郷と東芦田間の舟路の設置と東芦田からの陸路普請を行うことで両河川を連結するものであった²¹。この計画は、西廻り航路の大幅な短縮を可能にし、廻船の難破による米の流出を防止するものとして勘定所にも取り上げられたが、加古川流域が所領の錯綜地帯で調整が難航したため頓挫したという²²。また遅くとも一九世紀初頭には、但馬生野円山に端を發し、久美浜湾に注ぎ込む円山川と加古川を、篠山街道によって結ぶルートが成立していたことも近年明らかになっている²³。これは、円山川下流部の勾配が非常に緩やかであり、河口津居山から篠山街道の通る但馬和山までの舟運漕上が可能であったことから実現したもので、このルートを通じて、文政三年（一八二二）に豊岡藩の専売品である柳行李が輸送された。一八世紀以降の加古川は、単に播磨・丹波の物資輸送ルートにとどまらず、日本海側と瀬戸内海を結ぶ内陸輸送ルートとしても機能していたのである。このことが幕府代官と姫路藩の加古川交通政策や加古川流域の諸領に与えた影響については、今後検討を深める必要があると考える。



【図2】村上石田「瀧野川」（『播磨名所巡覧図会』）

奥が上滝野村で手前が新町村。川の合間に見える岩場が鬪龍灘。○の部分で滝野舟座の施設で会所・蔵が立ち並んでいる。

【図3】加古川・由良川・丹山川図

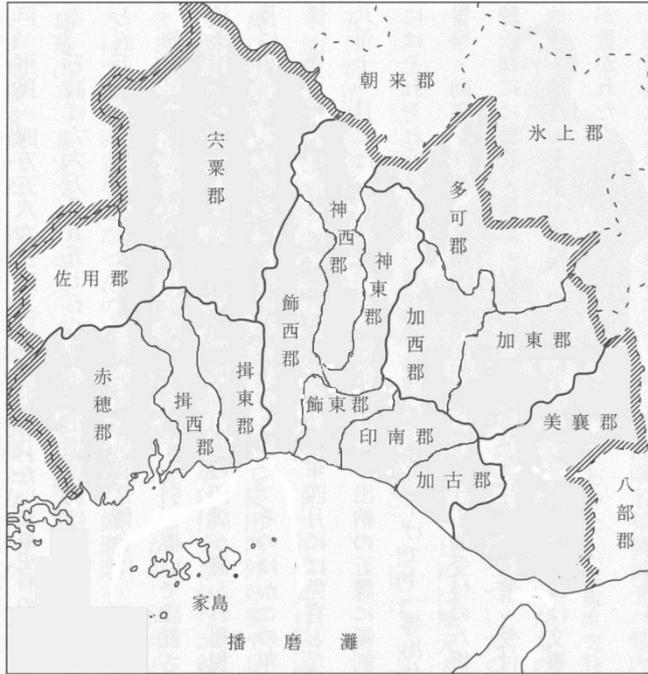


【出典】今井修平・小林基伸・鈴木正幸・野田泰三・福島好和・三浦俊明・元木泰雄編『兵庫県の歴史』（山川出版社、2004年）のうち3頁より引用した図に筆者加筆。

② 姫路藩領と加古川流域の所領構成の特質について

ここでは、加古川流域の所領構成についてみていく。

まず、播磨における姫路藩領について。元和元年（二六一五）大坂の陣後、これまで外様大名がおさえていた畿内・近国地域への譜代大名の配置がなされたことはよく知られている²⁴。このことは、大坂直轄地化と大坂城の再建に先んじて、大坂の西の守りと位置づけられた播磨も



【図4】播磨郡図

【出典】『姫路市史』第5巻上 36頁より引用の上筆者加筆。

同様であった。元和三年六月、外様大名池田光政が因幡鳥取に転封となり、伊勢桑名から譜代大名である本多忠政が嫡男忠刻の夫人千姫の化粧料とあわせて二五万石で姫路に入部している。

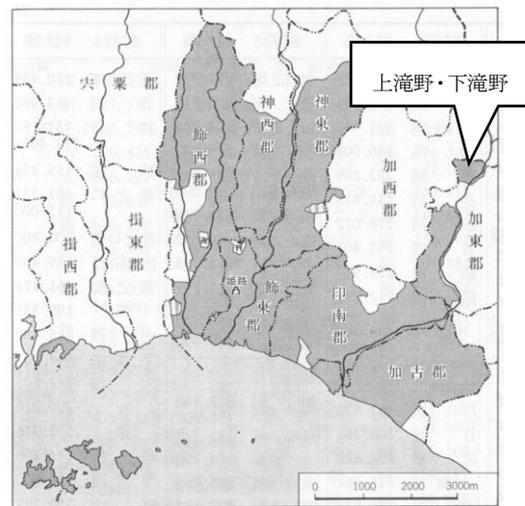
この本多時代の所領については、多加、加東、加西、加古、印南、神東、飾西、揖東、揖西の九郡にあったことが判明するが、その内訳は明らかではない。ただし元和三年、播磨には小笠原忠政が信濃松本から明石へ、本多忠政次男の政朝が上総大多喜から龍野に入り、それぞれ加東郡・加古郡に一〇万石、揖東・揖西に五万石の譜代大名として入部している。また外様藩の鶴藩・林田藩も、それぞれ揖東郡に二万石で成立した。これにすでに慶長二〇年（二六一五）に成立していた山崎藩・赤穂藩・平福藩（それぞれ宍粟郡に三万八〇〇〇石、赤穂郡三万五〇〇〇石、佐用郡二万五〇〇〇石）、加東郡の幕領およそ二万石をあわせると、本多氏時代の播磨は八藩と幕府によって分割支配されていたことがわかる。

なおこの時期、加東郡で滝野川の東岸部が幕領となり、滝野川沿いの村々が一円姫路藩領ではなくなったことが注目される。また幕領となった村の中には、上滝野村の対岸の新町村も含まれていた。このことは、第一章で述べるごとく元和七年姫路藩の上滝野村・田高村への運上座設置の前提となっている。

続く寛永一六年（一六四〇）、本多政勝が大和郡山に移った後、同地から松平（奥平）忠明が一八万石で姫路に入部した。忠明は家康の養子であり、家光の後見も務めた人物である。この忠明の領地の全容は明らかではないが、この時期多可郡が一円幕領となつて注目される。以後同郡には姫路藩領が置かれることはなく、幕領、飛び地領、御三卿、役知領が錯綜した。この忠明の子忠弘が一六万石（一万石は次男清道に分知、一万石は減じられる／どの領地が削減されたかは不明）で姫路藩を継ぎ、その四年後幼年を理由に転封した。その次に慶安元年（一六四八）に入部したのが松平（結城）直基である。以後、榊原、松平（結城）、本多、榊原、松平（結城）の各家が姫路に相次いで入部するが、同藩はいずれも一五万石の藩として推移した。

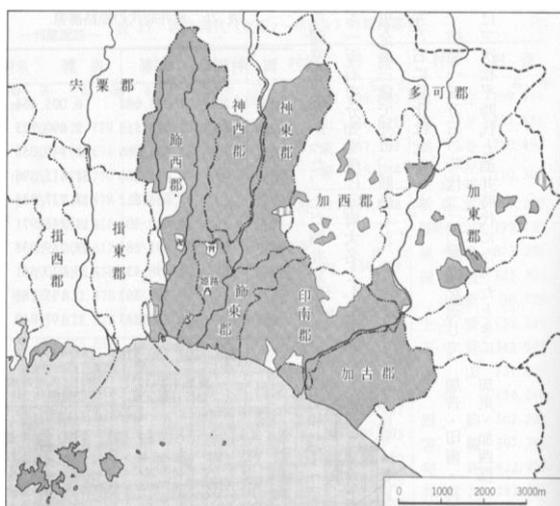
このうち、第一次榊原から第二次本多までは村数もほぼ同じであり、大きな変化はないとされる。当該期の藩領域の概略については【図5】である。この時期の姫路藩領の中心が、加古、印南、神東、神西、飾東の六郡であることが知れる。なお、この間加西・加東両郡の領地は減少しており、加東郡については、正保二年（一六四五）には赤穂藩領が成立した影響で、滝野川沿いの姫路藩領は上滝野村・下滝野村のみとなっていることが注目される。

そして寛延二年（一七四九）前橋から姫路に一五万石で入部するのが、



【図5】正保元年～寛保2年
(1644-1742) 姫路藩領図

【出典】『姫路市史』第3巻156頁より引用の上筆者加筆。



【図6】酒井時代 (1749-1871)
姫路藩領図

【出典】『姫路市史』第3巻157頁

徳川四天王の一、酒井家である。以後姫路藩は、幕末まで酒井家が領した。この酒井時代の藩領域については、【図6】を見てほしい。飾東・飾西・神西南部・神東・印南・加古の六郡についてはほぼ変化がない一方、加東・加西郡については姫路藩領の飛び地化が進んだことが確認される。

次に、加古川の貫流する諸郡のうち、領地の錯綜した多可郡と加東郡の加古川流域の所領構成に目を転じると以下のことが確認される。

■多可郡

後掲【表3】は多可郡のうち、加古川筋に位置する旧黒田庄町・西脇市域の領主変遷を表にしたものである。表からは、①寛永一六年（一六三九）に多可郡が一円幕領となったこと、②正保二年（一六四五）明石藩・赤穂藩領が成立したこと、③延宝六年（一六七八）譜代佐倉藩の飛び地が成立し、それが小田原藩に引き継がれたこと、④元禄一六年（一七〇三）稲垣重富の入部に伴い、下野烏山藩領が成立したこと、⑤享保一五年（一七三〇）大坂城代領が成立したこと、⑥寛保二年（一七四二）幕領・譜代藩領で固められた多可郡に、外様大名である三草藩が入ったこと、⑦延享三年（一七四六）御三卿領が成立したこと、⑧明和六年（一七六九）尼崎藩領が成立したこと、⑨文政一二年（一八三〇）忍藩が成

立したことなどがわかる。なお③は唐津藩主大久保忠朝が老中となり、佐倉藩、小田原藩に国替えしたことに伴うもの、⑧は明和六年灘目の上に知に伴うものである。

多可郡は、一円姫路藩領から幕領へ、そして幕領・譜代藩の飛び地領を経て、延享期以降は幕領・御三卿領・外様藩領・役知領・譜代藩飛び地領が錯綜したことがその特徴といえよう。

なお多可郡の所領変遷と加古川交通との関連でいえば、寛永一六年の多可郡幕領化に伴い、田高舟座が幕府代官支配となったことで、姫路藩が本郷川・田高川の河川交通支配を離れることとなったことが重要である。以後田高舟座は幕府代官支配のもと推移することとなる²⁵。

■加東郡

後掲【表4】は、加東郡で加古川に接する旧滝野・社・小野町域に属する村の領主変遷を示したものである。表からは、①元和三年（一六一七）姫路藩への譜代大名本多忠政の入部に伴い、明石藩領と幕領が成立したこと、②寛永一三年（一六三六）一柳直家が父直盛から加増分のうち加東郡五〇〇〇万石（後の小野藩領）を分与され領地が成立したこと、③正保二年（一六四五）浅野長政入部に伴い赤穂藩が三〇〇〇石加増となり、その領地として加東郡が宛てがわれたこと、④寛文一一年（一六

七二) 旗本領が初めて成立したこと、⑤宝永五年(一七〇八)大坂城代の役知領が初めて成立したこと、⑥正徳二年(一七一二)大坂町奉行役知領が設置されたこと、⑦享保五年(一七二〇)幕領の一部が姫路藩預かりとなったこと、⑧延享三年(一七四六)西の丸老中松平武元が入部して四〇〇〇石加増された館林藩領の飛び地領が成立したこと、⑨延享四年御三卿領が成立したこと、⑩幕末白河藩・会津藩領が置かれたことなどがわかる。

加東郡の加古川筋は、当初一円姫路藩領であったが、元和三年播磨への譜代藩領の設置を契機に分割が進み、幕領・藩領・御三卿領・旗本領・役知領が錯綜して姫路藩の占める割合が低くなったことがその特徴であるといえよう。

なお加古川交通との関連でいえば、元和三年以降滝野川沿いの姫路藩が減少する中で、上滝野村・下滝野村の両村のみが例外的に同藩領として推移したことが注目される。これは、幕府が加古川南部の河川交通支配を姫路藩に委ねていたことを反映したものと考えられる。

第三節 本稿の視角と構成

以上を踏まえ、本稿では加古川流域が所領錯綜地帯であることに注目

し、①姫路藩の加古川交通政策とその支配を担った阿江家の身分とその変遷、②播磨における姫路藩領の位置や幕府との関係性を検討することを通して、姫路藩の河川交通支配の特質を見出すことを課題にしたい。以下、本稿の構成を示しておく。

第一章では、加古川流域の所領構成の変化が一七世紀の加古川交通に与えた影響を明らかにする。ここでは特に、姫路藩の河川交通政策とその中で阿江家がいかに位置づけられたかについて、彼の一族が担った滝野村における中継作業や、阿江家が他領に対して滝野舟座の特権を行使する上で果たした役割に注目して検討を加える。

第二章では、一七世紀から一八世紀半ばまでを対象に、上滝野村・下滝野村に成立した舟持仲間集団の成立過程やその機能を検討する。また舟持仲間と座元が取り結んだ関係性を分析して、一八世紀滝野舟座三元職が姫路藩滝野組大庄屋の「株附」となった理由を明らかにする。

第三章では、一九世紀に大坂代官の加古川交通政策が転換したことに着目し、それが姫路藩の河川交通支配や従来の加古川交通秩序にどのような影響を与えたのかを説明するとともに、かかる事態に対し姫路藩がどのように対応したのか、座元や舟持仲間の身分に着目して明らかにする。なお本稿は、一九世紀における大坂の幕府役人と畿内・近国の譜代藩の関係性の一端を説明する側面をもつものである。

第三章補論では、大坂代官の加古川交通政策の転換とそれに伴う交通秩序の変容に姫路藩の港町高砂がいかに対応したか、豊岡藩の専売品である柳行李の輸送問題に着目して明らかにする。そしてこの対応が、加古川交通をとりまく姫路藩領内の社会関係をいかに変質させたのかを、高砂町と滝野舟座の関係に着目して検討する。

第四章では、幕末期に畿内・近国社会が置かれた特殊な政治・社会状況や、維新期の新政府の統治機構としての特質及びその身分政策に注目して、幕末・維新期における姫路藩の河川交通政策と各段階における阿江家の位置づけを検討する。

以上第一章から第四章までの分析を通じて、①姫路藩の加古川交通政策とその支配を担った阿江家の身分とその変遷、②播磨における姫路藩領の位置や幕府との関係性を明らかにし、姫路藩の河川交通支配の特質を見出したい。

最後に史料引用について。以下では、史料引用中の■は筆者の能力不足で判読できないところ、□は虫損により判読できないことを示す。また虫損・破損等で判読できず、文字数も不明である場合は「 」で記すことを断っておく。

1 塚田孝『近世身分制と周縁社会』（東京大学出版会、一九九七年）、吉田伸之『近世都市社会の身分構造』（東京大学出版会、一九九八年）
2 朝尾直弘『十八世紀の社会変動と身分的中間層』（辻達矢編『近代への胎動』、中央公論社、一九九三年）

3 村田路人「役の実現機構と夫頭・用聞の役割」（『日本史研究』三四九、一九九一年）、同「奉行所用達の諸機能について―堺奉行所川筋用達の分析について―」（『花園史学』一一、一九九一年）、岩城卓二『大坂町奉行所と用達』（『日本史研究』三四九、一九九一年）、同「近世村落の展開と支配構造―『支配国』における用達を中心に―」（『日本史研究』三五五、一九九二年）、久留島浩『近世幕領の行政と組合村』（東京大学出版会、二〇〇二年）、山崎善弘『近世後期の領主支配と地域社会―「百姓成立」と中間層―』（清文堂、二〇〇七年）
4 朝尾直弘「泰平の世」（『週刊朝日百科』61 日本歴史、二〇〇三年）

5 川名登『近世日本水運史の研究』（雄山閣出版、一九八四年）、丹治健蔵『関東河川水運史の研究』（法政大学出版局、一九八四年）
6 渡辺英夫『近世利根川水運史の研究』（吉川弘文館、二〇〇二年）
7 藪田貫『撰河支配国論―日本近世における地域と構成―』（脇田修編『近世大坂地域の史的分析』御茶の水書房、一九八〇年）、藪田貫『国訴と百姓一揆の研究』（校倉書房、一九九二年）、村田路人『近世広域支配の研究』（大阪大学出版会、一九九五年）、岩城卓二『近世畿内・近国支配の構造』（柏書房、二〇〇六年）、山崎善弘『近世後期の領主支配と地域社会―「百姓成立」と中間層―』（清文堂、二〇〇七年）

8 横山昭男『近世河川水運史の研究』（吉川弘文館、一九八〇年）は、唯一流域所領に着目したものととして注目される。氏の研究は、川名氏・丹治氏と同じく河川交通の局面から幕藩制市場構造の解体要因を明らかにすることを目的とするものであったが、最上川流域が所領錯綜地帯であることに注目し、そのことが幕府の一元的な河川交通支配

を困難にしていたと言及している。しかし氏の議論もまた、それに関わって、幕府の支配を実現するためにどのような身分実態が生み出されてくるのかを明らかにするものではなかった。

9 安岡重明「近畿における封建支配の性格」（『ヒストリア』二二、一九五八年）

10 朝尾直弘「畿内における幕藩制支配」（『近世封建社会の基礎構造―畿内における幕藩体制―』御茶の水書房、一九六七年）、高木昭作「幕藩初期の国奉行制について」（『歴史学研究』四三一、一九七六年）、藪田貫『撰河支配国論―日本近世における地域と構成―』（脇田修編『近世大坂地域の史的分析』御茶の水書房、一九八〇年）
11 藪田貫『国訴と百姓一揆の研究』（校倉書房、一九九二年）
12 岩城卓二『近世畿内・近国支配の構造』（柏書房、二〇〇六年）
13 播磨に関する研究の必要性は藪田貫氏、岩城卓二氏も指摘している。

14 なお阿江家の近世期の家業については、酒造・金融などを営んでいたと推測される以外、ほとんど明らかではない。また阿江家の土地所有の推移についても同様である。

15 本博士論文では、小野市立好古館所蔵の写真版を使用した。

16 野川至『近世加古川舟運史―滝野舟座を中心に―』（加古川流域史学会、一九九一年）、八木哲弘「加古川の舟運」（兵庫県教育委員会『加古川・由良川の舟運』、一九九四年）、吉田省三『加古川舟運の研究』（加古川流域滝野歴史民俗資料館、一九九四年）

17 近年、川名登氏が『阿江家文書』の内、元和末年から寛永初年頃作成と推測される「覚書」をもとに、以下のように加古川での河川交通の経緯を述べている。①加古川河口の今市村与兵衛が、彦兵衛・三郎右衛門と組んで年貢の舟による輸送を試み、滝野村阿江左兵衛佐の持つ渡舟を借りて薪を今市まで川下げした後、②彦兵衛・三郎右衛門・左兵衛佐に平田舟を造り、おそらく垂井村より下流の河川交通を開始した。③下流の河川交通の盛況を見た上滝野村の阿江与助が、文禄末

年頃に滝野から下流の水運路敷設を考え、上滝野村一帯の鬮龍灘に舟運路を敷設、揖保川から高瀬舟を買い取り廻送して川下げした、④慶長九年（一六〇五）田高村の土豪層が田高から滝野までの水運路敷設を計画、途中の津万滝などの岩礁の開削を姫路藩の中村主殿頭に願い出て許可を受け、二年後完成させた。⑤姫路藩は、慶長一二年に田高舟持衆に通舟の権利を与え、運上銀を課した。これに先立つ慶長九年に二見村の藤左衛門に大門村より下流の通船権を認めた。以上「覚書」の内容は興味深い、本史料は作成年代が明らかではなく、後の写しであるため誤読、誤写も多いものである。また他の史料からも、加古川交通の由緒について同様の内容が記載された史料は管見の限り見受けられないため、再検討すべきと考える。

¹⁸ 『高砂町史』第二巻、四四八頁。

¹⁹ 吉田省三『加古川舟運の研究』（加古川流域滝野歴史民俗資料館、

一九九四年）、『高砂町史』第二巻、四五六―四五八頁。

²⁰ 日本歴史地名体系第二九巻口『兵庫県の地名』（平凡社、一九九九年）

²¹ 由良川では、寛永から慶安年間には福知山、享保年間には綾部までの舟運がすでに就航していた。

²² 川名登「由良川・加古川連結通船計画について―西廻り航路の短縮―」（『千葉経済論叢』三四号、二〇〇六年）

²³ 三角菜緒『19世紀における海港都市と河川舟運・領主権力―播磨国高砂町と加古川舟運を事例に―』（『海港都市研究』九号、二〇一四年）

²⁴ 『姫路市史』第三巻、一三七頁―一六一頁を参照。

²⁵ 一七世紀半ばまでは生野奉行が、一七世紀末からは大坂代官が田高舟座の支配を担った。

【表3】旧黒田庄町・西脇市域の領主変遷

Table with columns for years (e.g., 慶長5年, 寛永16年) and various regions (e.g., 黒田, 西脇, 西脇市). It details the changes in ownership and administrative status of these areas over time, including mentions of various lords and their domains.

【出典】『日本歴史地名体系29 兵庫県地名Ⅱ』(平凡社、1999年)

【表4】旧小野町域の領主変遷

年次	小野																																					
	小野	門前	中	奥	上大門	下大門	岡谷寺	西谷寺	長尾	後谷	島谷	王子	中島	土橋	鹿野	西脇	島	池尻	榎	古川	久保木	下番	中番	菅田	浮坂	船木	名村田	下小田	上小田	菅根	池田	豊地	窪口	買野	脇本	万勝寺		
慶長5年(1600)	姫路	姫路	姫路	姫路	姫路	姫路	姫路	姫路	姫路	姫路	姫路	姫路	姫路	姫路	姫路	姫路	姫路	姫路	姫路	姫路	姫路	姫路	姫路	姫路	姫路	姫路	姫路	姫路	姫路	姫路	姫路	姫路	姫路	姫路	姫路	姫路	姫路	姫路
元和3年(1617)	明石	明石	明石	明石	明石	明石	明石	明石	明石	明石	明石	明石	明石	明石	明石	明石	明石	明石	明石	明石	明石	明石	明石	明石	明石	明石	明石	明石	明石	明石	明石	明石	明石	明石	明石	明石	明石	明石
寛永9年(1632)	幕府	幕府	幕府	幕府	幕府	幕府	幕府	幕府	幕府	幕府	幕府	幕府	幕府	幕府	幕府	幕府	幕府	幕府	幕府	幕府	幕府	幕府	幕府	幕府	幕府	幕府	幕府	幕府	幕府	幕府	幕府	幕府	幕府	幕府	幕府	幕府	幕府	幕府
寛永13年(1636)																																						
正保2年(1645)																																						
寛文11年(1671)																																						
元禄14年(1701)																																						
元禄16年(1703)																																						
宝永1年(1704)																																						
宝永3年(1706)																																						
宝永5年(1708)																																						
正徳2年(1712)																																						
正徳6年(1716)																																						
享保5年(1720)																																						
享保7年(1722)																																						
享保15年(1730)																																						
享保19年(1734)																																						
寛保1年(1741)																																						
寛保2年(1742)																																						
寛保3年(1743)																																						
延享1年(1744)	小野	小野藩	小野藩	小野藩	小野藩	小野藩	小野藩	姫路	姫路	姫路	小野藩	小野藩	小野藩	小野藩	小野藩	姫路	小野藩	小野藩	小野藩							小野藩	小野藩											
延享3年(1746)																																						
延享4年(1747)																																						
寛延4年(1751)																																						
宝暦6年(1756)																																						
宝暦8年(1758)																																						
宝暦10年(1760)																																						
宝暦12年(1762)																																						
宝暦13年(1763)																																						
天明2年(1782)																																						
天明4年(1784)																																						
天明8年(1788)																																						
寛政5年(1793)																																						
文化12年(1815)																																						
文政7年(1824)																																						
文政11年(1828)																																						
天保7年(1836)																																						
天保14年(1843)																																						
弘化2年(1845)																																						
弘化3年(1846)																																						
安政2年(1855)																																						
慶応2年(1866)~慶応4年(1868)																																						

【出典】『日本歴史地名体系29 兵庫県の名地名Ⅱ』(平凡社、1999年)

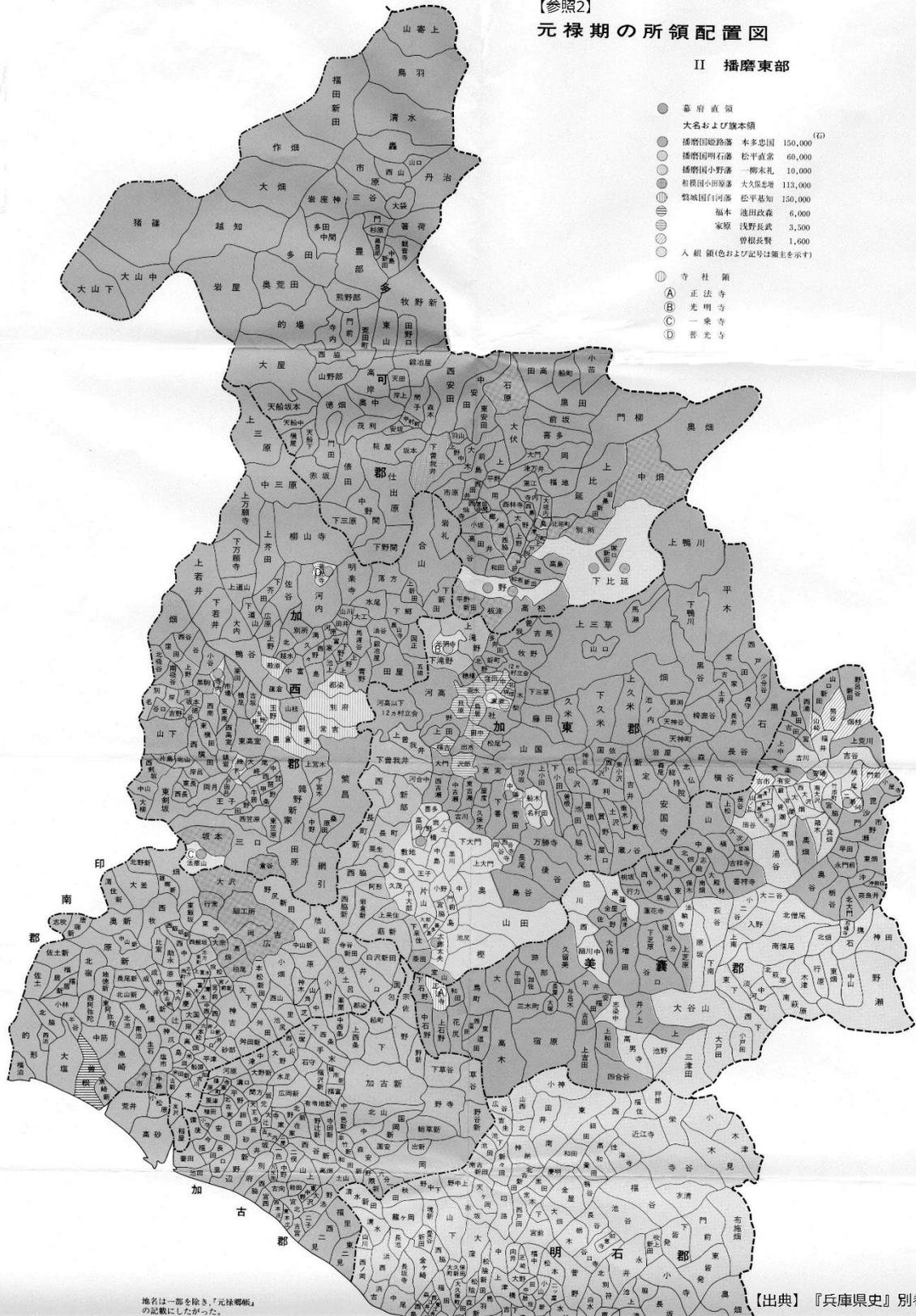
【参照1】歴代姫路藩主

藩主	期間	領地高 (万石)	備考
池田 輝政 利隆 光政	慶長5 1600 10.15 ~ 慶長18 1613 1.25	52	
	慶長18 1613 6.16 ~ 元和2 1616 6.13	42	
	元和2 1616 6 ~ 元和3 1617 6		
本多 忠政 政朝 (政勝)	元和3 1617 7.14 ~ 寛永8 1631 8.1	15	他嫡男忠刻分10万石 他忠義・政勝分9万石
	寛永8 1631 閏10.18 ~ 寛永16 1639 11.20	9	
松平 忠明 (奥平) 忠弘	寛永16 1639 3.3 ~ 正保1 1644 3.25	18	
	正保1 1644 5.18 ~ 慶安1 1648 6.14	15	
松平 直基 (結城) 直矩	慶安1 1648 6.14 ~ 慶安1 1648 8.15	15	
	慶安1 1648 10.14 ~ 慶安2 1649 6.9	15	
榊原 忠次 政房 (政倫)	慶安2 1649 6.9 ~ 寛文5 1665 3.29	15	
	寛文5 1665 5.11 ~ 寛文7 1667 5.24	15	
	寛文7 1667 6.19		
松平 直矩 (結城)	寛文7 1667 6.19 ~ 天和2 1682 2.1	15	
本多 忠国 榊原 政邦 政祐 政岑 政永	天和2 1682 2.12 ~ 宝永1 1704 3.21	15	
	宝永1 1704 5.28 ~ 享保11 1726 11.14	15	
	享保11 1726 12.25 ~ 享保17 1732 8.29	15	
	享保17 1732 10.13 ~ 寛保1 1741 10.13	15	
	寛保1 1741 10.13 ~ 寛保1 1741 11.1	15	
松平 明矩 (結城) 朝矩	寛保1 1741 11.1 ~ 寛延1 1748 11.7	15	
	寛延1 1748 12.26 ~ 寛延2 1749 1.15	15	
酒井 忠恭 忠以 忠道 忠実 忠学 忠宝 忠顕 忠績 忠惇 忠邦	寛延2 1749 1.15 ~ 安永1 1772 7.13	15	
	安永1 1772 8.27 ~ 寛政2 1790 7.13	15	
	寛政2 1790 9.3 ~ 文化11 1814 9.晦	15	
	文化11 1814 9.晦 ~ 天保6 1835 4.27	15	
	天保6 1835 4.27 ~ 弘化1 1844 10.10	15	
	弘化1 1844 12.29 ~ 嘉永6 1853 8.10	15	
	嘉永6 1853 10.25 ~ 万延1 1860 10.14	15	
	万延1 1860 12.9 ~ 慶応3 1867 2.晦	15	
	慶応3 1867 2.晦 ~ 慶応4 1868 5.20	15	
	慶応4 1868 5.20 ~ 明治2 1869 6.18	15	

『姫路市史 第三巻』(1991)表11より作成。

【参照2】
元禄期の所領配置図

II 播磨東部



地名の一部を除き、『元禄郷帳』の記載にしたがった。

【出典】『兵庫県史』別巻付図

第一章 一七世紀姫路藩の加古川交通支配と阿江家の位置

―所領構成の変化に注目して―

はじめに

本章は、加古川流域の所領構成の変化が一七世紀の加古川交通に与えた影響を明らかにするものである。

姫路藩による加古川交通支配は、慶長五年（一六〇〇）に池田輝政が播磨一国を支配する領主として入部したことを契機に始まる。

しかし元和三年（一六一七）、本多忠政が姫路藩に入部して以降、播磨は姫路藩の一円支配する地ではなくなった。これに伴い、姫路藩の加古川交通支配は、領域の違いを越えて展開することとなる。

この場合、幕府による広域的な河川交通支配以上に、個別領主である姫路藩の加古川交通支配が困難なものであることは容易に想像される。しかし従来の加古川交通に関する研究では、加古川での水運路の敷設、田高舟座・滝野舟座の特権や諸運上、舟持の役についての研究が中心であり、所領の錯綜が支配のあり方に与えた影響や、そのことが引き起こした問題などについては一般的に述べられるのみであった¹⁾。

さて畿内・近国地域史研究においては、河川支配に着目して、大

坂町奉行所の広域支配や、流域諸藩が河川交通に果たした役割について議論が深まりつつある。ここでは、大坂町奉行所が広域支配を担う淀川・神崎川・中津川・大和川・石川を対象として、村田路人が町奉行所による国役普請実現のメカニズムを、岩城卓二氏が大和川の堤防の形状分析から、大坂治水を目的に町奉行所の広域的な河川支配が行われたことをそれぞれ明らかにしている。また飯沼雅行氏によって、朝鮮通信使来朝時の淀川綱引役の分析が進められ、淀川交通に流域の藩が一定の役割を負ったことも指摘されている²⁾。

畿内・近国の河川をめぐる議論は確実に厚みを増しているといえるが、これら大坂町奉行所の河川支配の対象である摂津・河内以外の河川に関する研究は少なく、また淀川を始めとした河川交通史研究との接合も十分ではないという課題がある。

そこで本章では、一七世紀を対象に、播磨一国を支配した池田氏の時期、嫡男夫人千姫の化粧料とあわせて二五万石で姫路藩に入部した本多氏の時期、一八万石で入部した松平（奥平）忠明以降の時期の各段階における姫路藩の河川交通政策を明らかにする。この作業を通じて、当該期幕府の播磨の河川支配に対する基本的な態度もあわせて確認したい。

なお本章では、各段階の姫路藩の交通政策において、上滝野村の阿江家がいかに位置づけられたかに着目する。この阿江家について

は、従来加古川における水運路開発の由緒をもって、姫路藩から滝野舟座を請け負う「座元」に任じられたと述べられてきた³。しかし滝野舟座成立当初、阿江家は必ずしも座元になつたわけではなかつた。むしろ阿江家が座元を世襲するようになったのは、加古川流域所領の錯綜が激しさを増すようになって以降のことである。そのため阿江家の位置づけの変化には、所領の変遷と姫路藩の加古川交通政策の変化との関係性が顕著に表れると考える。

最後に、滝野舟座の所在地である上滝野村について⁴。上滝野村は、慶長五年、滝野村を上滝野村・下滝野村に分村して成立した村である。しかし少なくとも一七世紀末までの河川交通においては、後述するように滝野村として一つのまとまりを有していた。そのため本章では、特に上滝野村・下滝野村と分けて表記する必要がない場合は、滝野村とすることを断っておきたい。

第一節 池田氏の加古川交通政策と阿江家

一 池田氏入部以前の加古川交通と阿江与助

まずは、池田氏入部以前の阿江家と加古川交通との関わりについて確認する作業から始めたい。次の【史料1—①】⁵は、正保三年（一六四六）八月二六日、滝野村の阿江九郎太夫が姫路藩に提出した訴

状の冒頭部分である。この史料で、彼は近世初頭における阿江家と加古川交通の関わりについて以下の通り述べている⁶。

【史料1—①】

一 太閤様御代ニ印南郡磯部村彦太夫加東郡垂井村三右衛門と申者、高砂より加東郡大門村迄川を切明、舟を入申候御事

一大門村より瀧野村迄ハ御地頭 生駒玄番頭様為御達、私祖父

与助と申者ニ被仰付、川を切明、多可郡より荷物を取積下

シ、其後丹波氷上郡織田上野介様御領ハ俵物商荷物共ニ与助

宿仕、せかれ九郎太夫ニ相渡シ、与助隠居仕、新町を取立申

候事（後略）

一条目より「太閤様御代」、すなわち秀吉の時代に、磯部村彦太夫と垂井村三右衛門が高砂町から大門村の区間の川を切り明け、通舟を始めたこと、二条目より大門村から滝野村までは、「御地頭」生駒玄番頭に命じられた与助が水運路敷設工事を実施したことがわかる。その後与助は、多可郡からの荷物を「請取積下シ」、「丹波氷上郡織田上野介様御領」の「俵物商荷物」の宿を担い、それを息子である九郎太夫に相続させただけでなく、自身は滝野村の対岸に新町村を新たに取り立てた。この与助こそ、文禄・慶長期にかけての阿江家の当主である。

ここでは、水運路開発直後から、阿江与助が滝野村で多可郡や氷

上郡柏原荷物の宿を営んでいたことに注目したい。滝野村で宿が必要となる背景には、当該期、岩場の続く鬮龍灘一帯での水運路敷設が技術的に困難であったことがある。加古川の通舟には、滝野村での荷物の荷揚げ・保管と鬮龍灘下流部での荷物の積み替え作業が不可欠であったが、これら作業を一手に担ったのが阿江与助の営む宿であった。

一般に池田氏入部以前の阿江家について触れた研究は、水運路開発直後から中継作業を担っていたことについて軽視しているくらいがある。しかし同家が中継作業を差配していたことは、池田氏姫路藩の加古川交通支配と阿江家との関わりを考察する上で欠くことが出来ない要素であるので、ここで指摘しておきたい。

二 池田氏時代の姫路藩の加古川交通政策

次に、池田輝政入部後の姫路藩の加古川交通政策を確認しておきたい。池田輝政が姫路藩に入部したのは、慶長五年（一六〇〇）のことである。外様大名であった輝政に与えられたのは播磨一国、五万石であった。初めて播磨一国を領有する大名となった輝政は、慶長一八年に死去するまでおよそ一三年の間、領内で大規模な交通インフラの整備を行っている。田高川の水運路開発や河口港高砂町の造成等が行われたのも輝政期であるが、これら一連の政策の中で

今回行論の関係上注目したいのは、滝野以南の加古川交通政策と阿江家との関わりについてである。

池田氏姫路藩の加古川交通政策については、以下に掲げる史料が詳しい。【史料2―①】は、延宝三年（二六七四）四月、滝野村内で荷物の舟積みに関する出入りが発生した際、与助の子孫であり当時滝野組大庄屋であった阿江家当主九郎兵衛が姫路藩奉行へ内済の進捗状況を報告したものである。由緒部分を以下に掲げる。

【史料2―①】

一 池田三左衛門様御代多可郡并加西郡山「御米者瀧野村
二 御蔵御立被成御納所被遊御蔵奉行衆方舟積被仰付候、丹波御米諸荷物者右之通与助宿仕り両瀧野村舟二つませ申候
一 舟賃之儀 三左衛門様御代壹艘二付下米拂升四斗二御定被成候

一 御口（役カ）舟之事三左衛門様御代舟壹艘二付年中六艘宛傳馬舟おつかひ被成候、瀧野村方高砂迄之所之高瀬舟瀧野村御蔵ニテ多可郡御年貢米六艘宛□□積仕候、水子路米者壹艘二付□升宛被遣候、本田美濃守様同甲斐守様松平下総守様御代寛永十六年卯ノ年迄ハ御役舟右之通二御座候、辰ノ年方多可郡御蔵所ニ罷成候故右「」 一 壹艘拂升式斗五升二御究被成年中六艘之御役米合壹石五斗被召上候、式部大夫様御入部

被成御領一同二納升二被仰付右拂升壹石〇〇御役米壹割引二
テ納升壹石三斗五升二罷成に今〇〇仕候并瀧野村舟賃米も払
升四斗之分此時より納升三斗六升二罷成候（後略）

虫損甚大であり、一部判読が困難であるが、史料からは三左衛門
すなわち輝政期の姫路藩が、藩領である多可郡・加西郡の年貢米輸
送システムの構築を目指して瀧野村に御蔵を設置し、「多可郡并加西
郡山」「御米」を納めさせたこと、その川下げについては御
蔵奉行衆のもと、瀧野から高砂間の舟を伝馬舟として徴用したこと
などがわかる。一方、藩領外の「丹波御米諸荷物」については、阿
江与助に宿をさせ、「両瀧野村舟」に舟積みさせていたことも判明す
る。ここからは、輝政期の姫路藩の加古川交通政策が、姫路藩領の
荷物か否かに応じて、それぞれ別系統の輸送システムを構築し、姫
路藩領外の荷物については、阿江家をその担い手とするものであつ
たことが理解されよう。

では、輝政が阿江家に丹波荷物の一手取り扱いを認めた理由は何
か。この点を考察するために、ここでは瀧野村で中継作業に携わる
荷宿に注目する。瀧野村の荷宿は、先に述べた与助の宿と同じく、
中継作業を担い、荷物の管理や舟の手配を業務とするものである。

次の【表1】は、「延宝三年瀧野村荷宿帳」をもとに、瀧野村の荷宿
と荷宿ごとの取引先を記したものである。ここから、延宝三年（一六

七五）の瀧野村に荷宿が八軒あること、荷宿はそれぞれ加西・多可郡
を中心とする地域の村々や商人と取引関係があったことが判明する。
この瀧野村の荷宿で注目されるのは、その経営者の出自である。

前掲荷宿帳に記載されるもののうち、半十郎は当代阿江家当主の叔
父であり、彦右衛門と久兵衛は阿江家の分家であった。加えて、別
史料で荷宿経営者として確認される八兵衛は、阿江与助の甥で、与
助によつて河合村から瀧野村に仕付けられた人物である。この八
兵衛の例からは、阿江与助だけでなくその一族も、水運路敷設直後
から瀧野村の中継作業を担っていたことがうかがえよう。

以上を踏まえると、池田輝政は、かかる阿江与助とその一族の中
継作業に期待し、阿江与助に丹波荷物の一手取り扱いを委ねたと考
えられる。さらにいえば、武士が御蔵の多岐にわたる業務（荷揚げ
の差配や、御蔵の管理、舟積の差配など）を担うことは容易ではな
いことを鑑みた場合、御蔵の業務や「船遣口」の実際の業務は、阿
江一族が代替していたとも推測される。

この点について、少し時代が下るが以下の史料から考察してみた
い。

【史料3】

一瀧野村船遣口二高下御座候由惣兵衛申上候御運上付之荷物其
外多可郡 御城米并買米又者加西郡浅野内匠様御米共二私請

【表1】延宝3年（1676）の滝野村荷宿と取り扱い荷物

郡	村	肩書	人名	荷物	備考
多可郡	西脇村			御城米	
多可郡	左野瀬村			御城米	
多可郡	下戸田村			御城米	
多可郡	上野村			御城米	
多可郡	下曾我井村			御城米	
多可郡	大木村			御城米	
多可郡	小坂村			御城米	
多可郡	間子村			御城米	
多可郡	東山村			御城米	
多可郡	下村			御城米	
多可郡	横屋村			御城米	
?	■村	多可郡加西郡商人	清太夫		
多可郡	下戸田村	多可郡加西郡商人	三郎兵衛		
?	中村	多可郡加西郡商人	太郎太夫		
?	明場村	多可郡加西郡商人	十太夫		
?	明場村	多可郡加西郡商人	弥次兵衛		
多可郡	熊野部村	多可郡加西郡商人	清兵衛		
?	明場村	多可郡加西郡商人	霧右衛門		
印南郡	荒井	多可郡加西郡商人	埋右衛門		
加古郡	高砂	多可郡加西郡商人	半右衛門		
加古郡	加古川	多可郡加西郡商人	二郎吉		
郡	村	肩書	人名	荷物	備考
多可郡	中野間村			御城米	
多可郡	下野間村			御城米	
多可郡	下三原村			御城米	
多可郡	仕出原村			御城米	
多可郡	小屋村			御城米	
加古郡	高砂	多可郡加西郡商人	八右衛門		
多可郡	中野間村	多可郡加西郡商人	九郎太夫		
多可郡	茂利村	多可郡加西郡商人	与三兵衛		
国郡	村	肩書	人名	荷物	備考
多可郡	板波村	多可郡加西郡商人	二郎太夫		
多可郡	仕出原村	多可郡加西郡商人	太左衛門		
多可郡	仕出原村	多可郡加西郡商人	太右衛門		
?	西谷	多可郡加西郡商人	弥七右衛門		座本と両所へ参候
?	五ヶ原	多可郡加西郡商人	太兵衛		座本と両所へ参候
多可郡	茂利村	多可郡加西郡商人	吉太夫		
美濃郡	三木	多可郡加西郡商人	作太郎		
摂津国	まや山	多可郡加西郡商人	新堀		御初尾とある
多可郡	合山	多可郡加西郡商人	幼右衛門		
国郡	村	肩書	人名	荷物	備考
多可郡	平野村	多可郡		御城米	
加古郡?	溝口村	多可郡加西郡商人	久右衛門		
印南郡	志方町	多可郡加西郡商人	弥左衛門		座本と両所へ参候
加古郡	高砂	多可郡加西郡商人	久左衛門		
印南郡	今市	多可郡加西郡商人	長左衛門		
国郡	村	肩書	人名	荷物	備考
多可郡	下戸田村	多可郡加西郡商人	清太夫		
加古郡	高砂	多可郡加西郡商人	九兵衛		
多可郡	西脇村	多可郡加西郡商人	吉右衛門		座本と両所へ参候
国郡	村	肩書	人名	荷物	備考
多可or加西	谷村	多可郡加西郡商人	仁右衛門		座本と両所へ参候
多可郡	郷之瀬村	多可郡加西郡商人	惣兵衛		
多可郡	岸上村	多可郡加西郡商人	又左衛門		座本と両所へ参候
印南郡	今市	多可郡加西郡商人	九郎兵衛		
印南郡	今市	多可郡加西郡商人	長左衛門		
加古郡	高砂	多可郡加西郡商人	久左衛門		
国郡	村	肩書	人名	荷物	備考
多可郡	中間村	多可郡加西郡商人	忠兵衛		
多可郡	中間村	多可郡加西郡商人	善右衛門		
多可or加東	下曾我井村	多可郡加西郡商人	弥十郎		
加古郡	高砂	多可郡加西郡商人	二郎左衛門		
			能兵衛		御福尾/御師とある
国郡	村	肩書	人名	荷物	備考
多可郡	田高村			御城米	
多可郡	西仙寺			御城米	
多可郡	中間村			御城米	
多可郡	板波村	多可郡加西郡商人	助兵衛		
多可郡	津万村	多可郡加西郡商人	野兵衛		
多可郡	石原村	多可郡加西郡商人	仁右衛門		向後請取申間敷候とある
多可郡	石原村	多可郡加西郡商人	平右衛門		
加古郡	高砂	多可郡加西郡商人	甚兵衛		
多可郡	田高村	多可郡加西郡商人	九左衛門		
多可郡	田高村	多可郡加西郡商人	太右衛門		
印南郡	今市	多可郡加西郡商人	九郎太夫		
印南郡	今市	多可郡加西郡商人	長左衛門		
加古郡	寺家町	多可郡加西郡商人	佐三郎		
加古郡	寺家町	多可郡加西郡商人	久兵衛		
加古郡	加古川	多可郡加西郡商人	市郎左衛門		
加古郡	加古川	多可郡加西郡商人	与一右衛門		
加古郡	加古川	多可郡加西郡商人	小兵衛		
摂津国	まや山	多可郡加西郡商人			御福尾とある
明石郡	二見村	多可郡加西郡商人	長右衛門		

【出典】「滝野村荷宿帳」(『阿江家文書』386番)

取申分手船五艘二積、相残所者両瀧野船数式拾三艘二積遣申候、先年大坂備全私祖父九郎兵衛親九郎大夫渡辺忠八座本仕候時分諸事只今ニ至毛頭相違無御座候、多可郡御城米買米之儀者両瀧野村之内ニ而米前々存寄次第預申二付、宿主船ニ餘り申候へバ地下中手寄之船二積遣申候、此外面々買出シ之米炭薪ニよらず右同前ニ御座候、船遣口之儀瀧野村ニ不限、舟持才覚ヲ以荷物請込積申もの者舟数多遣申二付、廻り口之定り無御座候、併私蔵ニ而積申分ハひとしく二積遣申候御事（後略）

寛文期、瀧野村惣兵衛は、「座本」（以下座元とする。）阿江九郎兵衛の不正を姫路藩に訴え出た。これを受けた姫路藩から照会を受け、阿江九郎兵衛が寛文六年（一六六六）四月八日に姫路藩に返答書を提出している。【史料3】はその一条目である。

【史料3】からは、惣兵衛が座元九郎兵衛による瀧野村の「船遣口」に不公平があると訴えたことがわかる。この訴えに対し、後段で九郎兵衛は瀧野村の「船遣口」についての決まりを述べ、自らに落ち度がない旨を主張している。なお惣兵衛とは、先述八兵衛の息子で、寛文期までは瀧野村最大の荷宿であったと推測される人物であるが、延宝期時点ではすでに荷宿を廃業している¹⁰。また座元は、元和七年（一六二二）姫路藩が瀧野村に設置した瀧野舟座の請負主である。

【史料3】から、「船遣口」のきまりについてみておきたい。まず座元は「御運上付之荷物」、「其外多可郡御城米并買米」、「加西郡浅野内近匠様御米」の内、座元が受け取った分を座元の手船五艘に、残った分は「両瀧野舟」二三艘に積むとある。さらに「多可郡御城米買米」や「此外面々買出シ之米炭薪」を取り扱う者は、まず荷を預かった宿主の舟に積み、荷物が残った場合に「地下中」の手近にある舟に積むと述べている。なお先に掲げた【表1】とあわせて考えると、「多可郡御城米買米」「此外面々買出シ之米炭薪」を預かる宿主とは、荷宿を指すと考えられる。また「地下中」と「両瀧野舟数二三艘」とは分けて記載されていること、「船遣口之儀瀧野村ニ不限」とあることなどから、「地下中」は両瀧野舟二三艘を除く、瀧野村を越えた舟持のまとまりを指すと考えられる。つまり寛文期、瀧野舟座成立後の瀧野村では、座元と荷宿がそれぞれ異なる舟持の集団に荷物を積ませていたのである。

そして、ここで輝政の河川交通政策、すなわち瀧野村に「御蔵」を設置し、瀧野から高砂の舟を伝馬舟として徴用したことを思い返してほしい。荷宿による瀧野村にとどまらない「地下中」の「舟遣口」のあり方を考えあわせた場合、御蔵が成立する以前から阿江一族が「地下中」の「船遣口」を行っており、御蔵設置にあたって輝政がその枠組みを利用した可能性を指摘することが出来よう。

第二節 第一次本多氏・第一次松平氏の加古川交通政策

一 第一次本多氏時代の加古川交通政策

元和三年（一六一八）、本多忠政の姫路入部とともに、加古川の流れる加東郡にも幕領や明石藩領が成立し、新町村も幕領となった。

さて本多氏姫路藩は、元和七年加古川交通の中継河岸である田高村と滝野村に河川交通に関する運上を課している。このうち滝野村に課された運上については、先に挙げた【史料2―①】の五条目に記載がある¹¹。抜粋したものを以下に掲げる。

【史料2―②】

一 美濃守様元和三年巳年御入部被成同七年酉ノ年瀧野村舟捌御運上ニ被仰付候、多可郡御臺所入之村々御米者右之通御蔵奉行衆御支配ニテ御座候、御家中米又者丹波御米諸荷物御運上着ニテ座本之手舟拾艘ニ積申、外之荷物ハ両瀧野村舟ニつませ申候

美濃守、すなわち本多忠政は、滝野村における舟捌に対して運上を賦課した。そして御蔵奉行衆には、「多可郡御臺所入之御米」を支配させた。一方「御家中米」「丹波御米諸荷物」は「運上着」として座元の手舟に、「外之荷物」は「両瀧野村舟」に積み込ませた。なお

「多可郡御臺所入之御米」とは姫路藩直轄領の年貢米を指す。

また滝野村に課せられた運上については、以下の史料も示唆的である¹²。

【史料4】

一 滝野村御運上場之儀者丹波方出申御城米、御大名様御米宿并諸商人荷物請取高砂江舟積仕り相渡シ申運賃払并炭木五分一銀ヲ以御運上相立申故他領と相對にて一々古例を以そだて申儀ニ御座候（後略）

この【史料4】は、寛文期に作成されたと考えられるもので、「上瀧野村惣兵衛」が「瀧野村舟捌御運上座」を「増銀仕御請可仕」と願い出たことを受け、当時座元であった阿江九郎兵衛が「古来之次第」を書きつけ、自身による請負を願い出た願書の抜粋である。史料から、滝野村が丹波の「御城米」「御米」「御大名様御米」の御米宿を営み、高砂へ「諸はい人」の荷物を川下げる運賃、そして「炭木五分一銀」を徴収していたことがわかる。「炭木五分一銀」（単に分一銀、五分一銀とも呼ばれる）とは、「おこし炭、かぢ炭、山之灰、抹香、柴、薪、川下シ之竹木、みいにくかう、すき道具此分ニテ御座候、是ハ瀧野、新町、其外川なミ所々より高砂筋へ出申分」に対し、「瀧野村より通手形ヲ出シ」、「分一銀ヲ取」るものである¹³。ここから五分一銀とは、主に山間生産物が「高砂筋」を川下げされる

に際し荷主に課せられた関税のようなものであったことがわかる
146。

かかる運上が滝野村に課せられた意図を考察する上で参考になる
のが、先に挙げた【史料1―①】、正保三年（一六四六）八月二六日
に滝野村阿江九郎太夫が姫路藩へ提出した訴状の続きである^{15）}。

【史料1―②】

一元和三年巳年ニ 本多美濃守様姫路へ御入部被成、新町ハ御
蔵所ニ被為成、瀧野村多可郡迄姫路御領分ニ罷成候ニ付、美
濃守様より元和七年酉ノ年ニ丹波より出申荷物御運上ニ被仰
付、新町へ荷物少も不被遣候ニ付、何角と御理り申上候得ハ、
御大名衆様御米瀧野村新町半分宛ニ罷成、商荷物ハ瀧野へ無
相違、連々着来申候御事

右之通少も相違無御座候處ニ、新町ハ御蔵所にて御座候故、御
運上無御座候ニ付、種々之手つかいを仕、商人之手前運賃を引
さけ、先年より瀧野へ着来り候荷物迄取、御運上所押破り申儀、
迷惑仕候ニ付重テ書付を以申上候

新町村が「御蔵所」つまり幕領になったことを受けて、本多忠政
が滝野村に運上を課したこと、その結果新町村には丹波荷物が全く
出されなくなったものの、「何角と御理り」を申し上げて「御大名衆
様御米」については新町村にもつけられるようになったことが記さ

れている。

【史料1―②】から、本多氏姫路藩が新町村の幕領化に危機感を
抱き、滝野村に運上を課すことで、同村に荷物を集約しようとした
ことがうかがえる。この新町村は、滝野村から多可郡田高村の区間
で水運路開発が進行していた慶長七年（一六〇二）、「舟場」として
滝野村の対岸に取り立てられたという由緒を持つ^{16）}。そして取り立
てを願った人物の内、三郎右衛門、阿江与助、西村伝入は加古川
の水運路敷設を担った人物である。このことから明らかなように、
新町村は、上流部での水運路開発に伴い予想される川下げ荷物の増
加に対応すべく、中継拠点として設置された村であった。そうであ
る以上、新町村が幕領となったことで本多氏姫路藩が危機感を抱く
のは無理のないことである。そこで、滝野村に運上を賦課すること
で、滝野村での中継作業に正当性を与え、新町村より優位な中継河
岸として加古川交通に位置づけようとしたと考えられる。

なお滝野舟座の五分一銀徴収は、滝野川筋の姫路藩領外の村にも
及ぶものであった。しかし管見の限り、幕府が姫路藩の舟座設置に
対し、何らかの反応を示した形跡は見受けられない。また新町村を
領有する幕府が、同村を拠点に加古川交通を支配しようとした痕跡
もない。この背景は明確ではないが、この時期、幕府の播磨に対す
る広域支配の枠組みは明確ではなく^{17）}、それゆえに流域で最大の領

地をもち、これまで加古川交通を支配してきた姫路藩が引き続きその支配を担うことになったと考えておきたい。

二 滝野村への運上賦課と座元制の施行

次に、座元になった人物に着目して、姫路藩の河川交通政策の意図と本多氏時代の阿江家の位置を掘り下げてみたい。

まず運上の上納主体について。運上銀の上納に際して姫路藩が下り渡した証文から、実際に運上を納めたのは滝野舟座の座元であったことが判明する¹⁸。また座元は、滝野村に認められた丹波「御城米」等の御米宿を営む権利、高砂への「諸はい人」荷物の川下げを行う権利、五分一銀の徴収等の権利を行使することによって、運上を納めていた。ここから実際に加古川交通の担い手として位置づけられたのは、滝野村ではなく座元であったことがわかる。

では本多氏ほどのような人物を座元に据えたのか。一七世紀滝野舟座座元については、【表2】の通りである。ここから本多氏は、大坂商人の橋本常全、阿江与助の息子である九郎太夫を経て、姫路町人の渡辺常八を座元に据えたことが判明する。このうち初代座元橋本常全は、「其時美濃守様 御出入申上候大坂町人」であることを契機に、また三代座元渡辺常八（本多氏の譜代町人）は、「御領中之座事被仰付候故滝野村舟座忠八へ被仰付」、座元に就任した人物であつ

【表2】17世紀における滝野舟座座元

姫路藩主	石高	年代	座元	備考
本多忠政 【在任期間】 元和3年(1617)～寛永8年(1631)	15万石	元和7年(1621) ～元和8年(1622)	橋本常全	大坂町人
本多政朝 【在任期間】 寛永8年(1631)～寛永15年(1638)		元和9年(1623) ～寛永8年(1631)	阿江九郎太夫	上滝野村在住
松平忠明 【在任期間】 寛永16年(1639)～寛永21年(1644)	18万石	寛永16年(1639) ～寛永21年(1644)	阿江九郎太夫	上滝野村在住／滝野組大庄屋
松平忠弘 【在任期間】 寛永21年(1644)～慶安元年(1648)		寛永21年(1644) ～慶安元年(1648)	阿江九郎太夫	上滝野村在住／滝野組大庄屋
松平直基 【在任期間】 慶安元年(1648)	15万石	慶安元年(1648)	阿江九郎兵衛	上滝野村在住／滝野組大庄屋
松平直矩 【在任期間】 慶安元年(1648)～慶安2年(1649)		慶安元年(1648) ～慶安2年(1649)	阿江九郎兵衛	上滝野村在住／滝野組大庄屋
榑原忠次 【在任期間】 慶安2年(1649)～寛文5年(1665)	15万石	慶安2年(1649) ～寛文5年(1665)	阿江九郎兵衛	上滝野村在住／滝野組大庄屋
榑原政房 【在任期間】 寛文5年(1665)～寛文7年(1667)		寛文5年(1665) ～寛文7年(1667)	阿江九郎兵衛	上滝野村在住／滝野組大庄屋
松平直矩 【在任期間】 寛文7年(1667)～天和2年(1682)	15万石 →7万石	寛文7年(1667) ～天和2年(1682)	阿江九郎兵衛	上滝野村在住／滝野組大庄屋
本多忠国 【在任期間】 天和2年(1682)～宝永元年(1704)	15万石	天和2年(1682) ～宝永元年(1704)	渡辺忠八	姫路町人／本多氏譜代町人

【出典】『阿江家文書』(417番、418番)

た¹⁹。ここから、本多氏は、基本的に自身と直接の関係のある商人・町人に座元を任せる方針であったと考えられる。本多氏は在地性の強い阿江家以外の人物を座元に据えることを望んでおり、阿江九郎太夫の座元就任も、座元を任せるに足る商人・町人が現れるまでの

中継ぎとしての意味合いが強かったのではなからうか²⁰。

以上を踏まえ座元制について評価するならば、本多氏が望む人物を加古川交通の担い手とするべく、阿江家を介さずとも中継作業を実現するシステムが必要とされて生み出されたものと見るべきであろう。

三 加古川流域の所領構成の変化と座元制の変容

ここでは、寛永一六年（一六四九）結城松平氏以降の姫路藩の加古川交通政策の特色について述べる。まずは当該期の河川交通を見る前提として、加古川流域の所領構成について検討しておきたい。

寛永一七年（一六五〇）、多可郡一帯が幕領、生野奉行の支配となったことを端緒として、加古川では所領構成が大きく変化した。例として、座元が五分一銀を徴収する権限を持つ滝野川流域村々（滝野、新町、北野、垂水、野村、大門、河高）の領地変遷を【表3】に挙げておく。【表3】からは、正保二年（一六四五）以降、滝野川流域で上滝野村・下滝野村を除き姫路藩領がなくなったことが読み取れる。同区間で江戸時代を通じて姫路藩領だったのは、上滝野村と下滝野村のみであった。

所領構成の変化に伴い、寛永一七年には滝野村の御蔵と御蔵奉行衆が廃止されることとなった。また時を同じくして、姫路藩は、高

【表3】17世紀滝野川筋の領地構成

	大門	福吉	上田	野村	河高	貝原	垂水	穂積	下滝野	上滝野	北野	新町	多井田		
慶長5年 (1600)	姫路	姫路	姫路	姫路	姫路	姫路	姫路	姫路	姫路	姫路	姫路	姫路	姫路		
元和3年 (1617)	明石	幕府	幕府	幕府		幕府	幕府	幕府			幕府	幕府	幕府	幕府	幕府
寛永9年 (1632)	幕府														
寛永13年 (1636)	小野藩	赤穂藩	赤穂・幕府	赤穂	赤穂藩	赤穂藩	赤穂藩	赤穂藩	赤穂藩	赤穂藩	赤穂藩	幕府	赤穂藩		
正保2年 (1645)															
寛文11年 (1671)		旗本領 (浅野)	幕府	旗本領 (浅野)	旗本領 (浅野)	幕府									
元禄14年 (1701)															

【出典】『日本歴史地名体系 29 兵庫県の地名Ⅱ』(平凡社、1999年)

砂から滝野の舟持に課していた多可郡年貢米川下げを行う舟役を舟役米の上納に代えた²¹。これは、多可郡が幕領となったことを受け、姫路藩が多可郡の年貢米輸送を直接管理する必要性を失ったためと考えられる。

一方、ここで注意しておきたいのが、幕府は多可郡の幕領化とともに田高村の運上座を生野奉行の支配としたものの、滝野村以南の河川交通支配については姫路藩に委ねたことである。これは、幕府が多可郡の幕領経営の観点から一部の河川交通支配を行う必要性を認めつつも、大坂と距離のある加古川交通全体の管掌まで必要とは考えなかったことがあると推測される。その結果、以後も姫路藩が滝野村以南の支配を担い続けることになった。

次に、寛永期以降の阿江家の位置づけを確認したい。【表2】より本多氏の時代を除き、奥平松平、結城松平、榊原と阿江家が滝野舟座の座元を歴任したことが確認される。ではなぜ、寛永期以降、阿江家が座元に選定されるようになったのか。

ここでは寛文期に座元を務めた阿江九郎兵衛が、滝野村惣兵衛が滝野舟座の請負を願い出た際、次のように自家が座元に就任した理由を述べていることに注目したい²²。

【史料5】

(前略) 同(元和)七年酉ノ年瀧野村舟捌御運上ニ被仰付候、

其時美濃守様へ御出入申上候大坂町人橋本浄全と申者ニ右之船座被仰付候得共、浄全支配ニ而他領と何角と申分多ク埒明申候ニ付而、祖父九郎兵衛ニ被仰付候、同甲斐守様御代ニ罷成渡辺忠八と申御扶持被遣候町人御座候、此忠八望被申候ニ付、一先被仰付候得共、右浄全同前に不埒ニ御座候故、御理りニテ差上被申、私親九郎大夫ニ被仰付、唯今迄四拾年余ニ罷成申候、下総守様御代も増銀ニテ望申者数多御座候得共、古例之様子申上候

初代座元橋本常全、三代座元渡辺忠八は、他領と何かと問題を起こしたため、結局阿江家に座元が仰せ付けられることとなった。そのため、滝野舟座請負を望む者がいても、その者が座元に選定されることはなかったとある。

なおこの【史料5】の後段で阿江九郎兵衛は、「瀧野村御運上場之儀ハ、丹波方出申御城米、御大名様御米宿并諸はい人荷物請取、高砂へ船積仕相渡申運賃払并炭木五分一銀を以御運上相納申候、他領と相對ニ而一々古例を以そたて申儀ニ御座候」と述べている。この発言からは、他領の村々や商人、宿にとつて、自分たちの領主ではない姫路藩の加古川交通支配に従うことは自明ではなく、そのため彼ら他領の者との間にトラブルが発生していたことがうかがえる。また【史料5】で阿江家は、自家がこれら他領の者を「一々古例」

をもって姫路藩の支配に従わせ、他領とのトラブルを回避する役割を果たしていたことを踏まえ、座元を惣兵衛に申し付けないでほしいと述べている。この発言からは、当時の姫路藩が抱えた、領域を越えた河川交通支配を担うことによって生じる他領とのトラブルに対し、自ら座元として対応しつづけた阿江家の自負がうかがえよう。

そして実際、座元をつとめた歴代の阿江家当主は、滝野舟座附荷物の特権が侵害された時や、新たな荷物が加古川に出された時は、京都・伏見に訴え出て、滝野舟座の特権を認めさせるようねばりよく働きかけている。寛文期に発生した新町村による「滝野村御運上場押破り」一件においては、阿江九郎太夫・九郎兵衛の親子が数年伏見に詰め、小堀遠江守、五味備前守の御前で数度対決した結果、当時座元であった九郎兵衛の言い分が全面的に認められたと記されている²³。また元禄一二年(一六九九)に作成された「覚」によれば、新町村長兵衛が京都の小川藤左衛門の手代に丹波の酒荷物の取り扱いを求め掛け合ったが、丹波荷物は滝野村の運上荷物であるとする阿江九郎兵衛の主張が認められたとある²⁴。阿江家はこのような幕府の判例を「古例」として積み重ねることで、姫路藩による加古川交通支配の円滑化に貢献していたのである。そしてこれら他領との間に発生する出入に対応し、ノウハウを積み重ねたことこそ、姫路藩が阿江家を座元に据え続けた理由であると考えられよう²⁵。

本来座元制は、当初交通支配の担い手を状況に応じて藩が自由に選定するために成立したものであった。しかし加古川流域における姫路藩領の領地が大幅に縮小して以降、阿江家を同交通の支配の担い手として制度的に位置づけるものへと実質的に変質することになったのである。

おわりに

以上、一七世紀における加古川交通支配についてみてきた。まずは本章で述べ来たことをまとめたい。

池田氏時代の姫路藩は、滝野村に御蔵奉行衆を配置する一方、阿江家に丹波荷物の取り扱いを認めたことを指摘した。この背景として、阿江家が水運路敷設置直後の段階から、一族で滝野村での中継作業を担っていたことがあると述べた。

続く元和期、滝野村と同じく中継作業の拠点であった新町村が幕領となったことを受けて、姫路藩はまず滝野村に対して運上を賦課することで、滝野村での中継作業に正当性を付与し、滝野村を新町村より優位な中継作業拠点として位置づけようとした。しかしその一方で当時の姫路藩は、在地性の強い阿江家以外の人物に河川交通支配を担わせることを望んでいた。以上を踏まえ、本稿では座元制

を、阿江家を介さずとも加古川での中継作業を実現する枠組みが必要とされて、構築された制度であったと評価した。

寛永期以降、加古川流域の姫路藩領が縮小したことによって、一
個別領主に過ぎない姫路藩が、領域の違いを越えて河川交通支配を
行うという矛盾が生じることとなった。そのような中姫路藩は、姫
路藩の加古川交通支配の実現を図れる人物として、滝野舟座の特権
に関する「古例」を蓄積し、他領と交渉するノウハウをもつ阿江家
を座元に据えるようになった。これに伴い、加古川流域における姫
路藩領の領地が大幅に縮小して以降、座元制は阿江家を同交通の支
配の担い手として制度的に位置づけるものへと実質的に変質するこ
とになったと評価した。

以上、加古川流域の所領構成と姫路藩の加古川交通政策の關係に
ついて述べ来ってきた。ここでは、一七世紀段階の幕府から加古川
の河川交通支配について積極的な姿勢を見いだすことはできないこ
とが注目される。この理由について史料から明らかにすることはで
きないが、この段階の幕府が、播磨に対する明確な広域支配の枠組
みをもたなかったことがまず挙げられる。そして加古川が東播・丹
波水上郡一帯を貫流する大規模河川であること、姫路藩が譜代藩で
あることを考えた場合、岩城氏が述べるごとく、軍事的観点から姫

路藩にその支配を委ねる判断をした可能性があることもあわせて指
摘しておきたい²⁶。

いずれにせよ阿江家は、この流域所領が錯綜し、加古川の河川交
通支配を姫路藩が担うことで発生する矛盾を緩和するために、姫路
藩の河川交通支配の担い手として位置づけられた家であった。この
ような家がどのような史的変遷をたどるのかについては、次章以降
で述べたい。

1 野川至『近世加古川舟運史—滝野舟座を中心に—』（加古川流域史学会、一九九一年）、吉田省三『加古川舟運の研究』（加古川流域滝野歴史民俗資料館、一九九四年）、八木哲弘「加古川の舟運」（兵庫県教育委員会『加古川・由良川の舟運』、一九九四年）

2 村田路入『近世広域支配の研究』（大阪大学出版会、一九九五年）、岩城卓二「畿内・近国の河川支配—大和川堤防を中心に—」（大阪教育大学『歴史研究』四二、二〇〇五年。後、同『近世畿内・近国支配の構造』（柏書房、二〇〇六年）に所収、飯沼雅行

「幕府広域役実現をめぐる幕府・個別領主・民衆—朝鮮通信使来朝時の淀川筋綱引役から—」（『日本歴史』七三一、二〇〇九年）、同

「幕府広域役の負担原則と地域社会—琉球使節淀川通航時の綱引役を事例として—」（『地方史研究』六〇（三）、二〇一〇年）

3 八木哲弘「加古川の舟運」（兵庫県教育委員会『加古川・由良川の舟運』、一九九四年）

4 上滝野村は、寛永五年（一六二八）滝野村の分村によって成立した村である。元文二年（一七三七）に作成された明細帳によれば、上滝野村の村高は七〇〇石あまり。人数は九六四人。本百姓は一五五軒、水呑は四五軒を数える。南接する下滝野村とともに、近世を通じて姫路藩領であった。なお上滝野村と下滝野村（同じく滝野村から分村して成立）は、両村で舟持仲間として集団化したことから

も明らかのように、一七世紀末までは舟運の局面で滝野村としてのまとまりを有し続けていた。

5 「新町より種々新法仕候二付先規より有来通り御理り申上候條々」（『阿江家文書』三五八番）

6 従来阿江与助は、加古川での水運路敷設の担い手として注目されてきた。しかし彼が水運路敷設直後から滝野村で宿を担ったことの意味については、これまでほとんど問われることはなかった。

7 「覚」（『阿江家文書』三八八番）

8 「瀧野村船捌御運上座古来之次第恐書付差上申候」（『阿江家文書』三九七番）

9 「乍恐御返答（惣兵衛瀧野村運上つぶし之儀二付）」（『阿江家文書』三七一番）

10 「覚（宗兵衛瀧野村御運上場破り外之儀二付）」（『阿江家文書』三八三番）

11 「覚」（『阿江家文書』三八八番）

12 「瀧野村舟捌御運上座、今度増銀仕、上瀧野村惣兵衛御請可仕と申上候二付、古来之次第恐書付ヲ以指上申候」（『阿江家文書』三九七—二番）

13 「覚（瀧野・新町荷分出入済證文）」（『阿江家文書』三七七番）

14 高砂筋は、加古川のうち滝野村から高砂の区間を指すものと推測される。

15 「新町より種々新法仕候二付先規より有来通り御理り申上候條々」（『阿江家文書』三五八番）

16 「乍恐返答仕指上ケ申条（九郎太夫新役之儀二付新町舟捌由緒）」（『阿江家文書』二六五番）

17 藪田貫「撰河支配国」論—日本近世における地域と構成—（脇田修編『近世大坂地域の史的分析』御茶の水書房、一九八〇年）では、慶長期には播磨も支配国と位置づけられた可能性について指摘されている。

18 「御運上銀納御印証」（『阿江家文書』五二四番）

19 「覚」（『阿江家文書』四九四番）

20 本多氏姫路藩時代の地方政策については、ほとんど明らかではない。しかし阿江九郎太夫が中継ぎとして座元に就任したことから、本多氏の地方政策が、阿江家のような秀吉や池田氏以来の由緒をもつ在地性の強い家を否定し、自身と縁故の深い人物を活用するものであったことをうかがうことができる。

21 「覚」（『阿江家文書』三八八番）

22 「瀧野村舟捌御運上座今度増銀仕上瀧野村惣兵衛御請可仕と申

上候ニ付古来之次第乍恐書付ヲ以指上申候」〔阿江家文書〕三九七
―二番〕

²³ 「乍恐口上書を以申上候」〔阿江家文書〕四一七番)

²⁴ 「瀧野村舟捌御運上座今度増銀仕上瀧野村惣兵衛御請可仕と申
上候ニ付古来之次第乍恐書付ヲ以指上申候」〔阿江家文書〕三九七

番)

²⁵ この点、『阿江家文書』の河川交通関係資料の大半が争論史料で
構成されており、近世初頭のものも含まれていることは注目され
る。

²⁶ 岩城卓二『近世畿内・近国支配の構造』(柏書房、二〇〇六年)

第二章 滝野村舟持中の成立と大庄屋阿江家

はじめに

本章は、一七世紀から一八世紀半ばまでを対象に、上滝野村・下滝野村に成立した舟持仲間集団の成立過程やその機能、滝野舟座座元と取り結んだ関係性について検討すると共に、一八世紀に座元職と滝野組大庄屋を結びつける認識が生じた背景を考察するものである。

近年、一九八〇年代の共同体論の再検討を受け、河川交通史においても問屋や舟持が河岸機能を共同で担っていた側面に注目が集まりつつある¹⁾。その代表的論者である渡辺英夫氏は、利根川の河岸である小堀河岸について、同河岸が利根川交通の運行に不可欠な舸下舟を提供する河岸であることに着目し、問屋と舟持について分析を加えた。そして同河岸では、問屋が舟持の役銀を負担したこと、同河岸の舟持が仲間集団を結成していたことなどを指摘した。さらに舟持仲間が河岸問屋と共に舸下舟を確実に供給する責を負っていたことから、小堀河岸の舸下機能が「問屋・舟持双方の協調体制のもとに維持・運営されていた」と評価している²⁾。

渡辺氏による舟持仲間の分析は、従来支配―被支配の関係でとら

えられてきた河岸問屋と舟持仲間の関係性を初めて本格的に見直した点で意義深いものである。しかし氏の分析は、舟持仲間成立の理由やその史的展開を明らかにするものではなかった。そのため、舟持仲間が河岸問屋とともに河川交通の運行に責を追うにいたった理由が判然としない。また河岸問屋と舟持仲間がそれぞれ村の庄屋と本百姓で構成されたことは、両者の関係性を論じるに際し欠くことができない要素であると考え³⁾。

以上を踏まえ本章では、一七世紀に滝野舟座座元と上滝野村・下滝野村に成立した舟持の仲間集団を取り上げ、その成立過程や機能、滝野舟座座元との関係性を分析する。その上で一八世紀に座元職と滝野組大庄屋を結びつける認識が生じた背景を考察したい。なお、舟持仲間集団については、これまでの加古川交通史研究でその存在が取り上げられたことはなかった⁴⁾。また、座元と舟持の関係についても、支配―被支配の文脈から議論がなされてきた。そのため本章は、かかる研究史の欠落を補填する意味を持つものであることを断っておきたい。

第一節 滝野村舟持と上滝野村舟持

当節では、上滝野村・下滝野村の仲間集団を構成する舟持につい

て把握するべく、その存在形態を確認しておきたい。

まず舟持の役に注目する。上滝野村の明細帳や阿江家に残された史料から、上滝野村には間屋運上以外に舟持に課せられる役があったことが判明する。姫路藩舟持に課せられた役については、【史料1】の記述が注目される⁵⁾。

【史料1】

一御□(役カ) 舟之事三左衛門様御代舟壹艘ニ付年中六艘宛傳馬舟おつかひ被成候、瀧野村方高砂迄之所之高瀬舟瀧野村御藏ニテ多可郡御年貢米六艘宛□□積仕候、水子路米者壹艘ニ付□升宛被遣候、本田美濃守様同甲斐守様松平下総守様御代寛永十六年卯ノ年迄ハ御役舟右之通ニ御座候、辰ノ年方多可郡御藏所ニ罷成候故右「 」「壹艘拂升式斗五升ニ御究被成年中六艘之御役米合壹石五斗被召上候、式部大夫様御入部被成御領一同ニ納升ニ被仰付右拂升壹石□□御役米割引ニテ納升壹石三斗五升ニ罷成に今□□仕候并瀧野村舟賃米も払升四斗之分此時より納升三斗六升ニ罷成候

【史料1】は、後述する延宝三年(一六七五)に発生した、滝野村の荷宿と舟仲間集団との間で発生した舟積みに関する出入の折に作成された訴状の内、舟役に関する部分を抜粋したものである。

【史料1】によれば、三左衛門つまり池田輝政から松平忠弘の時代

まで、姫路藩は滝野村から高砂町までの舟を一艘につき年六回ずつ「御役舟」として徴用していたこと、しかし寛永一七年(一六五〇)に多可郡が幕領となって以降「御役米」の徴収に代えたことがわかる。これは、第一章でも述べた通り、加古川流域の姫路藩領の減少に伴い、姫路藩の加古川筋の舟持把握の目的が領内物資の輸送のため舟の徴用から、役銭の徴収へと変化したことにあると考えられる。

では上滝野村・下滝野村ではどのような者が舟を所持していたのか。ここでは、上滝野村の舟持の存在形態について、【表1】から確認しておきたい。

【表1】より、まず延宝期の上滝野村には二八名の舟持がいること、荷宿が村の年寄・五人組頭層で占められるのに対し、舟持は五人組頭層以下が中心であることが確認できる。なお、別の史料で舟持が「小前百姓」とも記されているように、彼らは皆、上滝野村で高を持つ本百姓であった。

次に舟持の集団について。従来上滝野村の舟持については、すべて滝野舟座の座元によって編成され、滝野舟座附荷物の舟積みを独占的に担ったと理解されてきた。しかし結論から先に述べるならば、一七世紀初頭の段階では、両滝野村の舟持はその編成主体の違いから二つに分類可能であり、上滝野村の舟持の中にも舟座附荷物

【表1】延宝三年（一六七五）荷宿・滝野村舟持・下滝野村舟持・上滝野村舟持の名前						
五人組頭	五人組		備考	五人組頭	五人組	備考
次左衛門		荷宿		次郎兵衛	荷宿	
	久作	滝野村舟持		次郎太夫	荷宿	
	又助	滝野村舟持		六右衛門		
	七郎右衛門			半介		
	七右衛門			庄吉郎		
惣太夫				助兵衛		寛文10年時舟持。
	与左衛門		寛文8年時舟持。	忠太夫		
	吉左衛門			六郎兵衛		
	孫十郎	滝野村舟持		長作		
	与兵衛			仁右衛門		
	作右衛門			太郎兵衛	滝野村舟持	
善三郎		荷宿	仁兵衛改名カ		長右衛門	滝野村舟持
	嘉右衛門				小左衛門	滝野村舟持
	六蔵				新左衛門	
	久右衛門				庄左衛門	
	八兵衛			三太夫	滝野村舟持	
	孫十郎			佐次兵衛	滝野村舟持	左次兵衛カ
三郎左衛門		上滝野村舟持		藤太夫		
	長左衛門			善吉		
	善右衛門			新右衛門		
	四郎左衛門	滝野村舟持	阿江九郎兵衛下人。	清左衛門	上滝野村舟持	
	安左衛門			伝左衛門		
五郎太夫		滝野村舟持		市太夫	滝野村舟持	
	孫兵衛			基太夫		
	喜右衛門			又左衛門		
	又右衛門			彦左衛門		
	猪兵衛			作十郎		
九右衛門		滝野村舟持		久左衛門		
	与三左衛門			長太夫		
	九郎三郎			久六	滝野村舟持	
	徳左衛門	滝野村舟持		藤兵衛	上滝野村舟持	
	五左衛門			助左衛門	滝野村舟持	阿江九郎兵衛下人。
	伝右衛門			嘉兵衛	上滝野村舟持	
五兵衛				与三右衛門		阿江九郎兵衛下人。
	治兵衛			市郎兵衛		
	長兵衛			七郎太夫		
	七郎兵衛	滝野村舟持		与助		阿江九郎兵衛下人。
	五郎右衛門	上滝野村舟持		六太夫		
甚九郎				惣次郎		
	清九郎		寛文10年時舟持。	七蔵		
	徳右衛門	滝野村舟持		清五郎		
	五郎作	滝野村舟持		七太夫		
	喜左衛門	滝野村舟持		忠右衛門	滝野村舟持	
惣五郎				次郎右衛門		
	作左衛門			源左衛門		
	三郎左衛門			太郎左衛門		
	長十郎			三郎太夫		
	清右衛門			後家		
	次郎作			源右衛門	荷宿	
三郎右衛門				与三兵衛		
	又十郎			藤右衛門		
	茂右衛門			孫左衛門	滝野村舟持	
	後家			助十郎		
	小左衛門			半十郎	荷宿	大庄屋九郎兵衛父の弟。
惣左衛門		滝野村舟持	宗左衛門カ。	善太夫	滝野村舟持	
	三郎兵衛			久次郎		
	喜三郎			与七（郎）	上滝野村舟持。	
	長次郎			惣七		
	久作後家			三郎兵衛		
	伝兵衛			六兵衛		阿江九郎兵衛下人。
	与七郎					
				組頭 久兵衛	荷宿	
				同 彦右衛門	荷宿	
				大庄屋 九郎兵衛	座元	

【出典】『阿江家文書』385番、386番。なお上滝野村の構成員と名前については、延宝8年2月19日に作成された「上滝野村宗兵衛妻子預り状」『阿江家文書』398番を参照した。

の舟積みをしないうもいた。この点について以下の史料から具体的に考察しておきたい。寛文六年（一六六六）、上滝野村で荷宿を経営する惣兵衛という人物が「九郎兵衛座本舟之さはきニ新法仕、惣舟持迷惑仕候」と滝野舟座の座元であった阿江九郎兵衛を訴え出た。これを受け阿江九郎兵衛は、姫路郡奉行に舟捌きの由緒を申し述べ、惣兵衛の訴えが事実無根であると返答した。【史料2―①】は九郎兵衛の返答の内、由緒部分の抜粋である⁷⁾。

【史料2―①】

一 瀧野村船遣口ニ高下御座候由惣兵衛申上候御運上付之荷物其外多可郡 御城米并買米又者加西郡 浅野内匠様御米共ニ私請取申分手船五艘ニ積、相残所者両瀧野舟数式拾三艘ニ積遣申候、先年大坂備全私祖父九郎兵衛親九郎大夫渡辺忠八座本仕候時分諸事只今ニ至毛頭相違無御座候、多可郡御城米買米之儀者、両瀧野村之内ニ而米前^{ママ}方存寄次第二預申ニ付、宿主船ニ豫り申候へバ地下中手寄之船ニ積遣申候、此外面々買出し之米炭薪ニよらず右同前二御座候、船遣口之儀瀧野村ニに限、船持才覚ヲ以荷物請込積申もの者舟数多遣申ニ付廻り口之定り無御座候、併私蔵ニ而積申分ハひとしくニ積遣申候御事（後略）

【史料2】より、近世初頭の両滝野村での舟捌きには、以下二つ

のパターンがあったことが判明する。

第一に座元が「両瀧野舟数式拾三艘」に「御運上付」、つまり滝野舟座附荷物である多可郡の「御城米并買米」、「加西郡浅野内匠様御米（赤穂藩米）」を等しく舟積みするパターン。第二に、「地下中手寄之船」として、両瀧野村の「宿主」、つまり荷宿が取り扱う「多可郡御城米并買米」や「面々買出し米炭薪」、つまり自分商いの米・炭・薪を舟積みするパターン。ここからは、両滝野村の舟捌きは座元と荷宿が行っており、誰の舟捌きを受けるかで舟持が「両瀧野舟」、「地下中」として編成されていたことがうかがえよう。

なお【史料1】から「両瀧野村船数二十三艘」については、舟積み荷物を受け取る順番である「廻り口」が定められており、荷物が偏りなく舟持に分配されるよう配慮されていたことがわかる。しかしその一方で、地下中については、荷宿が地下中から寄り集まった「船数多遣」うため、廻り口の定まりはなかったとある。この点後者に属する舟は、荷物の舟積み不公平が生じたことを示しており、興味深い。

以上の考察を経た結果、一七世紀初頭の上滝野村の舟持が全て座元に直接編成されていたとするのは困難である。座元が編成していたのは「両瀧野舟」のみであり、「地下中」は荷宿によって編成されていたと考えるべきであろう。以上を踏まえ次節では、両滝野村

に成立した舟持の仲間集団とその成立の背景にある荷宿について具体的に分析してみたい。

第二節 舟持中の成立

一 荷宿の成長と舟持中の成立

延宝三年（一六七五）に座元阿江九郎兵衛が上滝野村について「多可郡御城米商人米共ニ舟持之内近年宿仕候は五六人御座候、預り米又は自分買付共二年々次第二多ク罷成」と述べている通り、当該期同村の荷宿の取引は拡大傾向にあった。しかし彼らの「才覚ヲ以荷物請込積申」行為は、上滝野村・下滝野村で新たな問題を引き起こすこととなる。

その問題の一端は、次の史料からも垣間見ることが出来る。先掲した【史料2―①】後段部である。

【史料2―②】

（前略）慶安三年寅ノ年、柏原御蔵入ニ被為成藤林市兵衛様御代官所ニ罷成候時方下野間村久六兵衛、瀧野村惣兵衛才覚を以織田上野助様御跡之御米、瀧野村へ着申分者惣兵衛御米宿仕ル筈ニ市兵衛様御前相究、市兵衛様へ私御目見へ仕候儀をも差押申候故、柏原ニ而多可郡茂利村大庄屋弥次兵衛を以市兵衛様御

手代衆へ御運上之由来御改申上候へバ御聞届被為埒明申候、其刻惣兵衛親八兵衛丹波御米宿仕候間、舟ニ積遣可申由地下中へふれ廻り申候段紛無御座候御事（後略）

慶安三年（一六五二）、上野村で荷宿を営んでいた惣兵衛は、舅の多可郡下野間村久六兵衛とともに代官領の米宿を担おうと画策した。なおこの事件は、後から噂を聞きつけた座元阿江九郎兵衛が、幕府代官藤林市兵衛に対して運上の由緒を上申したことで立ち消えとなっている。

荷宿の惣兵衛とは、阿江九郎兵衛の分家筋にあたり、第一章で見た阿江与助によって滝野村に仕付けられた八兵衛の子で、もともと本家の下で荷宿を営んでいたと推測される者である。阿江九郎兵衛は、その惣兵衛の取引を事前に知らされていなかったためであり、ここからは当時阿江九郎兵衛が、自身の分家筋の荷宿の活動すら把握できていなかったことがうかがえる。荷宿の「才覚」の発露が、座元阿江本家による荷宿の取引の把握を困難にしたものと推測されよう。

また荷宿は、「地下中」とも問題を起こしていた。後述する荷宿と両村の舟持仲間の間で発生した舟積み出入において、荷宿が「六人之宿人書付ニハ舟出馬出共ニ自分買出し米者不残自分舟二ツミ、預り米之分高百石之内三拾石惣中へつませ相残テ七十石自分舟二積申

様ニ被相済給候へ」と主張したことから明らかのように¹⁰、彼らは「自分舟」、つまり自身の所有舟に優先的に荷物を積むことを志向していた。かかる荷宿の志向が、当該期荷宿の荷物を舟積みする「地下中」の舟持の反感を買ったことは明白である。

このように当該期の上滝野村では、座元と荷宿、「地下中」と荷宿が対立していたわけであるが、この村で同時期に成立したのが舟持中である。

では舟持中とは何か。この点については、先述した上滝野村惣兵衛が、阿江九郎兵衛の座元としての振る舞いを非難したことを受け、寛文六年（一六六六）「舟持中」が、阿江九郎兵衛の座元留任を求めて姫路郡奉行に提出した願書から考察したい¹¹。

【史料3】

一 此度瀧野村惣兵衛書付ヲ以庄屋九郎兵衛座本舟之さはきニ新法仕惣舟持迷惑仕候由申上候得共、九郎兵衛古法之通相違不仕候ニ付舟持中迷惑成儀無御座候并宗兵衛瀧野村御運上場御請可仕由申上候得共、身代不罷成其上惣兵衛儀心入悪敷者ニ而御座候ニ付、被仰付候由村中惣百姓共迄迷惑ニ罷成申候間、只今迄之通ニ被仰付被下候ハ、有難可奉存候、為後日依如件

寛文六年午ノ卯月十日

上瀧野村舟持 吉兵衛

(他三一名)

下瀧野村舟持 二郎大夫

(他七名)

御奉行様

阿江九郎兵衛の座元としての「舟之さはき」は問題なく、「心入悪敷」惣兵衛が座元となれば「村中惣百姓共迄迷惑」なので、引き続き阿江家を座元にしてほしいとする内容である。

史料から舟持中が村の「惣舟持」であり、上滝野村舟持三二名・下滝野村舟持八名によって構成される集団であったことが知れる。また同年作成された前掲【史料1】において、滝野舟座の舟捌きを受ける「両滝野舟数」は二三艘とあることから、「舟持中」は「滝野村舟持」だけでなく、荷宿の舟捌きを受ける「地下中」の内両滝野村の舟持からなる集団であったことがわかる。つまり舟持中は、編成主体の垣根を越えて成立した集団であった。

では、なぜ一見直接の利害関係にない「地下中」と「滝野村舟持」が集団化したのか。この点については、【史料3】内で、舟持中が阿江九郎兵衛による「古法之通」の舟捌きをもって、彼を座元に据えることを望んだことが参考になる。「地下中」からすれば、「自分舟」への舟積みを優先する荷宿より、座元として「古法」つまり平等な舟捌きを行ってきた阿江家の下につきたいと考えることは自明であ

る。そして「滝野村舟持」は、彼らの舟捌きを担う座元阿江九郎兵衛の荷宿に対する統率力の低下や、「自分舟」への舟捌きを優先する荷宿惣兵衛の座元就任は、「古法」にのっとった舟捌きに支障をもたらす可能性を持つものだったのでなかろうか。それゆえ彼らは、阿江家の座元留任を願ったのである。

以上、舟持中の成立背景について言及してきた。しかしこの段階の「舟持中」は、あくまでも荷宿との対抗関係の中で成立した集団であり、彼らが河川交通上に何らかの役割を負っていたわけではない。結論を先に述べるならば、延宝三年（一六七五）に発生した荷宿との舟積み出入を画期に、舟持中は加古川交通機構に欠かせない一要素として位置づけられていくのである。

二 延宝三年荷宿と舟持中の舟積み荷物をめぐる出入

延宝三年（一六七五）出入の経緯については、以下の【史料4】に詳しい。同年二月、この出入の内済をおこなった阿江九郎兵衛が、姫路郡奉行尾崎三右衛門にその経過を記して提出した「覚」の一部である¹²。

【史料4】

一 多可郡御城米商人米共二舟持之内近年宿仕候者五六人御座候、預り米又者自分買米共二年々次第二多ク罷成候故舟之つかい

口ニ多少御座候ニ付、六年以前方舟持中申候ハ瀧野村へ出来ル荷物ハ何連ニても同前之儀候間、わきゝゝへ参候分も九郎兵衛座本蔵へ一所ニ着ケ舟数ニ■ニ積申度と申出入ニ罷成候
(後略)

近年荷宿の取り扱い荷物が多くなり、舟の「つかい口」に差が出ている。そのため舟持中は、滝野村に出される荷物は、どここの荷宿に出されたものでも同前であるので、すべて阿江九郎兵衛が座元を担う滝野舟座の蔵へつけて舟積みしたいと申し出たことがわかる。

舟持中の狙いは、両村の荷物を「九郎兵衛座元蔵へ一所ニ着ケ」ることで、座元に荷宿の取引を管理させると共に、村に集まった荷物を村の舟持に分配させることにあった。本来座元が姫路藩の加古川交通支配の担い手であることを鑑みた場合、ここでの舟持中は、村のために荷宿の活動を統制し、村の荷物を管理し、村の舟持に分配する存在として座元を捉え返したと評価出来よう。

では、かかる舟持中の主張は、どのように処理されたのか。この段階で舟持中と荷宿の内済は成立しなかったため、姫路郡奉行の「御意」を受けた姫路藩大庄屋都染村五郎兵衛、粟生村八郎太夫が内済を行うこととなった。この際作成された内済証文は四条で構成される¹³。その内容は、①舟捌きについて、②荷宿の取引について、③従来の規定の確認（滝野舟座附荷物の取り扱い禁止・舟賃米の引き下

げ禁止・新町村との荷分遵守)の三つに大別されるが、舟持中にとつて重要な論点の一つであった①舟捌きについては、第一条で以下の通り取り決められた。

【史料5―①】

両瀧野村荷物船積相済申證文之事

一多可郡御城米、加西郡赤穂領御米、両郡商人米并両郡ニ而自分買出シ米荷宿之義、船ニ而参り候分ハ不残座蔵へ着、陸出之分は只今迄之通宿可仕候、但舟積之儀者荷高拾艘之内、三艘宿之船ニて積、相残ル七艘ハ其時々ニ座蔵支配人方へ書出シ遣シ、両瀧野村舟数有次第廻りニ而積可申候、勿論御城米之義者、座蔵へ入大切ニ念を入可申候

仕事

第一条では、多可郡御城米・加西郡赤穂領御米・両郡商人米・両郡から買い出してきた米が舟で運ばれた場合は、座蔵(舟座の蔵)へつけること。陸出しの分については従来その荷物の宿をしてきた舟持が宿をすること。舟積みについては、荷物一〇艘分のうち、三艘は荷宿が所持する舟に舟積みし、七艘は時々に応じて舟持中が座蔵支配人へ差し出した書付通り、両瀧野村の舟(荷宿の所有も含まれる)に舟積みすることが定められた。つまり「陸着之米大豆小豆

之分只今迄之通宿仕」以外、概ね舟持中の意見が採用されたといえる。また「陸着之米大豆小豆」以外の荷物については、座元の蔵につけられることになっており、座元がその荷物の量や取引先を確認することが可能になった。なお舟積みの順番については、「其時々ニ座蔵支配人方へ書出シ遣シ、両瀧野村船数有次第廻りニテ積可申候」とある通り、舟持中自身が決めることとなった。

②荷宿の取引については、第三条に詳しい。

【史料5―②】

一荷宿之義只今迄着来候外手入仕望申候事は不及申、先方より頼来候義有之候共むさと宿不仕、如何用之子細にて宿替申候哉、其荷主又者宿主双方へ相達、其上ニ而けに、宿替申さて不叶義ニ候ハ、座本九郎兵衛方へ相断り、所之評証にて落着申候様ニ可仕候、然ル上者只今迄着来候米本之村、又者商人荷宿より帳面ニ書出シ申候通後々迄少も相違仕間敷候事

第三条では、荷宿自らの「手入」による取引先の拡大を禁止すること、先方から宿を頼まれたとしても、その理由を問いただし、座元に断ること、また取引先の帳面を作成することが決められた。

なお、この作成された帳面について、一部を抜粋したものが【史料6】である¹⁴。

【史料6】

【史料6】

上瀧野村之内、荷宿仕者之覺

半十郎所

- 一多可郡中之江西脇村 御城米
- 一同郡左野瀬村 御城米
- 一同郡下戸田村 御城米
- 一同郡上野村 御城米
- 一同郡下曾我井村 御城米
- 一同郡大木村 御城米
- 一同郡小坂村 御城米
- 一同郡間子村 御城米
- 一同郡東山村 御城米
- 一同郡下村 御城米
- 一同郡横屋村 御城米
- 一多可郡加西郡商人 豊部村 清大夫
- 一同 下戸田三郎兵衛
- 一同 中村太郎大夫
- 一同 丑ノ八月迄参候、是八座本へ参候 明場村 十大夫
- 一同 弥次兵衛
- 一同 熊野部 清兵衛
- 一同 同前

一同 同前

的場村 嘉衛門

一同 荒井 理衛門

一同 高砂 半衛門

一同 加古川 二郎吉

ノ

右之通是迄我等方へ預り申所実正ニ御座候、此外新規ニ宿頼来候共、此度仕候證文之通、むさと宿仲間敷候、為其如此御座候仍如件

延宝三年卯四月

瀧野村荷宿半十郎印

【史料6】の宛て先は記されていないが、『阿江家文書』内にこの帳面があることから、提出先は座元であつたと見て差し支えなからう。この通り、荷宿は自身の取引先の帳面を座元に提出することとなり、さらに座元に断りなく取引を行うことが認められなくなった。この一件から、以下二点を指摘しておきたい。

第一に、瀧野舟座元と両瀧野村舟持の関係性についてである。従来、前者による後者の支配と単に捉えられてきたが、延宝期の出入によって、舟持中は、姫路藩の加古川交通支配の担い手である瀧野舟座元を、村につけられた荷物を管理し両瀧野村の舟持への荷物を分配する者として捉え返している。そうすることで舟持中は、

座元に荷宿を管理させ、舟持中への荷物の確実な分配を実現しようとしていたのである。一方、座元の側にも、かかる舟持中の後押しがなければ、荷宿の抑制はできなかつたと考えられる。

第二に、舟持中が座元や荷宿が担っていた舟捌きの一部を行うことになった点である。従来舟積みや荷物の差配は、座元や荷宿の管轄事項であつた。しかし内済の結果、舟持中は座元に舟を出す順番を記した書付の提出が認められることとなる。このことは裏を返せば、舟持中が座元や荷宿に代わり、中継作業に必要な数の舟の供出に責任を持つことを意味する。これは、荷宿の活動抑制に伴う中継作業の滞りを防ぐための措置と考えられよう。舟持中は、延宝期の争論を経て座元との結びつきを強め、加古川交通に不可欠な中継作業の担い手の一員として位置づけられたのである。

以上、寛文期に成立した舟持中が、延宝期に座元を捉え返し、加古川交通機構の中に位置づけられるにいたつたことを示した。では、以降舟持中はそのような変化を遂げるのだろうか。次節で考察する。

第三節 舟持中の機能拡大と座元との対立

一 舟持中による年貢米の請負

延宝三年（一六七五）の内済以降、舟持中は年貢米の蔵元を担う

ようになった。この点については、次の【史料7】に詳しい。享保一二年（一七二八）上瀧野村舟持らが大庄屋としての阿江九郎兵衛に提出した願書である¹⁵⁾。

【史料7】

乍恐以書付御断奉申上候

一生野御銀山附播州多可郡御城米上瀧野村へ出来候御米、四拾年以前元禄元年辰方銀御運賃石ニ付老刃三分七里五毛被下置御蔵本捌ニテ舟手へ上米式升式合御渡シ被成舟積仕候所、廿四年以前宝永元申年方冬津出シニ罷成、其節方米穀諸色高直ニ而御蔵元中積相有之候ニ付、拾六年以前正徳式辰年舟持中預ニ致舟積仕候様ニと被仰付候ニ付、生野 御奉行所へ度々上瀧野村惣船持共被召連、御運賃難払御座候ニ付得舟積仕候段御願被下候処御聞届被為遊、拾三年以前未年方御運賃石ニ付、上米式升八合宛被下置、上瀧野村惣舟持共請負ニ被為仰付趣有奉存、連判ヲ以御請負申上舟積仕候御事

一 加西郡多可郡御納米運賃之儀、近年舟具諸色高直ニ付、前々之通下米三斗六升ニテは難払候ニ付、去々年川并舟場聞合之上、荷出村へ度々相頼、上米三斗五升ニ相極、舟積仕候、右数多之御願ニ過分入用等御座候テ、上瀧野村舟持中として割符致シ、相勤罷有候處、下瀧野村舟之義、右数年御願之節入

用等有之候ニ付、拾五年以前より舟持絶被申候、然ル所当年新舟ヲ持、上瀧野村船持、右御請負之御城米御納米積可申と被申懸候段、不存寄押領之義ニ奉存候、勿論下瀧野村ニも先年舟積仕候旨被申候得共、其節ハ御蔵本捌にて御座候故構無之候、右之趣拾五年以来、上瀧野村舟持中御請負ニ罷成候ニ付、先格相違仕候、尤座付諸荷物之儀は当村同前ニ舟積被致候義、構無御座候御事

右之通少も偽不奉申上候、則御願舟持共連判之證文并入用等共貴公様方ニ可有御座候、御吟味之上被仰付可被下候、下瀧野村御年貢米之儀、御城米舟せり之節、年々上瀧野村船持より去冬迄無滞積下シ来り候處、相違無御座候以上

享保一二年末十月

上瀧野村舟持藤右衛門[㊟]

(他二六名連印)

大庄屋九郎兵衛

正徳二年(一七一二)以降絶えていた下瀧野村の舟持が、多可郡の生野銀山領年貢米と加西郡多可郡の私領年貢米の舟積みを願い出した。このことを受け、上瀧野村の舟持中が、入用を負担していない下瀧野村舟持の要求は「押領」であると拒絶したという内容である。当時下瀧野村舟持が絶えていた事実は興味深いが、ここでは上

瀧野村の舟持が、生野銀山領の年貢米の米宿と輸送を担うにいたった経緯に注目したい。史料中に生野代官領米の宿をしていた「御蔵元」を担う座元や荷宿らが、冬季は他に「積相」があり対応できないとあるが、ここから荷物の増加に対し荷宿が不足していたことがうかがえる。これは、延宝三年の内済の結果新規の荷宿が認められなくなったためであろう。上瀧野村の舟持中は、舟持保護のための新規荷宿の抑制と、それによる中継河岸機能の弱体化という矛盾が拡大する中で、年貢米の宿を担うことで同河岸の宿不足問題の解消を目指したのである。

また願書の宛先が大庄屋としての阿江九郎兵衛となっていることも注目される。そして史料中からも阿江九郎兵衛が瀧野組大庄屋として舟持中とともに年貢米の請負を代官に直訴し、有利な条件を求めて掛け合つたことが判明する。これらは、阿江九郎兵衛が座元としてだけでなく、大庄屋としても舟持中の経営を保護し、彼らの利害の代弁者であったことを示しており、興味深い。

なお舟持中は、この年貢米の請負と前後してその組織を変容させている。寛保三年(一七四三)舟持中が策定した「定」を以下に掲げる¹⁶⁾。

【史料8】

定

一 近年奥方より出来候荷物無数罷成舟家職難相罷成、其上御城米
二 而舟せり之節ハ他所舟借り候故、弥無数荷物之内他所へ渡
候得ハ尚以舟持不勝手ニ成り候間、舟持中相談之上左之通儀
定致シ候事

一 御城米舟せり之節、自分商内荷物并客荷物ニ而も下シ度
ハ、其段座本へ申出シ廻り舟ニ為積可申事

一 内荷積様之事、頭舟より次第二無甲乙積可申候、若銘々勝手手
申内荷請不申候ハ、則座廻りニ而其舟抜可申候、尤舟賃生野
御城米出掛り候而冬中ハ定之通下米三斗六升請取可申事（中
略）

右之通相談之上相定申候、然ル上ハ少シも猥成義仕間敷候、若
相背勝手ニ舟積仕候ハ、科料米両方より式斗出シ座本舟賃之内
ニ而引取り舟持入用之内へ入可申候、此上相互ニ吟味可仕候、
為後日仍テ如件

寛保三年亥十月廿五日

若右衛門[㊦]

（他三〇名連印）

右之通世話人より付儀定相立可申候、尤世話賃諸入用として春夏
秋三斗舟賃之内ニ而尅升ツ、引、式斗九升宛請取可申候
一新町舟口申候ハ、相對ニ而參申間敷候、座本より積申候

ハ、參可申候、若相對ニテ參申者御座候ハ、座廻りニ而積可
申候以上

亥十月

荷物量の減少に対し、「自分商荷物」や「客荷物」の舟積みへの優
先によつて、両滝野村の荷物が他河岸やその舟持に流出している。
このようなことが続けば両村での「舟家職」が成り立たなくなると
して、「自分商荷物」か否かを問わず、座元の差配で舟積みを行う
よう定めた。以上が【史料8】の内容である。

ここでは【史料8】後段部で「若相背勝手ニ舟積仕候ハ、科料
米両方より式斗出シ座本舟賃之内ニ而引取り舟持入用之内へ入可申
候」とある点に注目したい。ここからは、遅くとも一八世紀半ばに
なると、舟持中が自身の入用を持ち、自分たちで座元から渡される
舟賃や科料米を管理していることが判明する。また奥書部分で、

「右之通世話人より付儀定相立可申候、尤世話賃諸入用として春夏秋
三斗舟賃之内ニ而尅升ツ、引、式斗九升宛請取可申候」とあるよう
に、「世話人」の存在も確認できる。

以上、舟持中が不足する宿の担い手として立ち現れたこと、また
舟持中が独自の入用を持つようになったことを明らかにしてきた。
当該期、舟持中が河川交通機構に果たす役割が拡大する中で、その
組織を拡大させていったことは明白であろう。しかしその一方で、

下滝野村の舟持が絶えたことから明らかなように、座元からの舟積みを受けることで収入が確保されたはずの当地の舟持の数は減少の一途をたどっていた。この点について次で詳しく見てみたい。

二 舟持中の抱える矛盾

両滝野村の舟持中は、新規の荷宿経営を禁じた。一方、舟持中の中には、延宝三年（一六七五）の内済以後も座元荷物の舟積みにとどまらず、播磨荷物の自分商いを行う者、商人荷物を取り扱う者が登場した。この事態を受け、両滝野村の舟持中は元禄八年（一六九五）「不残立合相談之上」、以下の「覚」を当時の滝野舟座の座元であった渡辺五郎八に提出している¹⁷。なお「覚」には、他に播磨荷物の運上附荷物の取り扱い禁止や米の舟積みに関する延宝三年規定の遵守に関する項目もあるが、稿論の都合上、三、四条のみ挙げておきたい。

【史料9】

(前略)

一 御運上着諸荷物之外、自分買出し之分先年證文ニハ荷宿或ハ座蔵へ着可申定ニ而御座候得共、小利之商物外へ着候而ハあい不申候ニ付、自他とも商も留り申儀ニ御座候ニ付、向後之儀者自分商物之分ハ面々請拂致シ木柴炭抹香之分ハ自分之舟

二 積、其外石物之分ハ七分三分之分ケ相立請拂致候様ニ相究申度候事(第三条)

一 先年相究申荷宿之外へ預り荷物一切停止ニ相極り申候、万一預り荷物を自分之商荷と偽り請込申候者、縦不限多少急度越度ニ罷成可申候、若此上ニも相背申者有之候ハ、詮義之上子孫迄商為致申間敷候事(第四条)

(中略)右ハ村中舟持中不残立合相談之上ニて如此願申儀ニ御座候、小利之商物先年證文之通ニ御座候而ハ所ニ商も罷成不申、荷物他所へ流シ申候得者、次第ニ瀧野村之すいび之様ニ奉存ニ付如此ニ相願申候、御了簡之上いか様とも被仰付可申被下候以上(後略)

第三条では、延宝三年時の規定通り自分の「小利之商物」を座蔵や荷宿につけていては商売にならず「自他とも商も留」るため、自分の荷物はそれぞれが受け持ち、木・柴・抹香については自分の舟に積むことにするとある。一方、第四条は、延宝三年に荷宿と確認された舟持をのぞき、客荷物の取り扱いを禁止するとある。

ここでは、かかる願いをあげる根拠として、舟持中が「小利之商物」の自分輸送が認められなければ、「所ニ商も罷成不申、荷物他所へ流シ申候得は、次第ニ瀧野村之すいび之様ニ奉」と見解を述べていることに注目したい。延宝三年の内済により両滝野村で荷宿を

増やせない以上、他河岸への荷物の流出により両滝野村を衰微させないためにも、個々の舟持による「小利之商」とその輸送に便宜を図るべきという主張はそれとして説得力がある。ここからは、舟持中が、両滝野村の河岸繁栄のためには個々の舟持の才覚を肯定せざるを得ず、舟積み機会の不平等が生じることを一定程度容認していた事情が察せられるのである。

では舟持個々の「小利之商」を容認したことによつて、両滝野村の舟持はどうなったか。この点については、天明八年（一七八八）、大庄屋阿江九郎兵衛が姫路代官に宛てて作成した史料に詳しい¹⁸。下書きであり、途中文意を把握できない箇所もあるが、全文を以下に掲げる。

【史料10】

奉差上弁書之事

一 上滝野村下滝野村船御役米之義、古来方船之増減船座方相調へ書付ヲ以年々御届ケ申上来候処、宝曆十二年方船御役米拾二石八斗式升五合ニ御定被下置、然ル処船持絶相減り右御年貢米不足仕候分ハ、年々御用捨御願申上御憐愍之上拾二石八斗式升五合之内年々不足之分ハ御用捨米被 仰付候処、去未之秋御役米書上之時節ニ生野御城米川下賃米代銀ニ而渡り候様被 仰出候義申立、御役米船三艘分御役米御用捨願仕候

与申、例年書上候御役米之届ケ書ニ船持共連印為致候故届書相認候処印形不致候二付、此届差上候而もむら願二候ハ、可相■事候と利害申聞候得共、不承知を申船持共勝手ニ寄合仕頭取候又十郎弥兵衛去ル十月四日夜私方へ罷出、此度船持共御役米御用捨願差出申候御役所江御差上被下、若シ御聞濟不被下候ハ、船持共罷出御願仕候杯と申出候、其節も事訳申聞セ殊ニ此節船持候者共相応ニ暮候者共余り押而御上ヲ不恐御役所江罷願出候万事船方之義古格を破り身勝手斗り申立、船座御運上差障り之義も有之候得共、兎角和熟仕候様仕度奉存御訴も不申上候、扱又自分船乗り仕候小百姓船持申事難成様相成候而ハ、自分ハ商内荷物勝手ニ積奥方方出諸荷物引ベ身勝手斗り仕候故小百姓得船持不申候、村役人方万事品々故障申新規之申立仕難納躰ニ相罷成申候、以来古格之通船持共勝手ニ寄合等不致古格相守候様何卒被為仰付被下置候様乍恐御賢慮奉願上候、先御支配様方被仰達も可有御座候哉と奉存候二付御内々書付ヲ以奉申上候以上

天明八年申正月

上滝野村大庄屋 阿江九郎兵衛^印

杉穂野右衛門様御役所

当時舟役米については、座元から三艘分の用捨を願ひ出ること

なっていたにも関わらず、両滝野村舟持が舟役米の減免を役所に願
い出るよう大庄屋に掛け合った。さらに聞き届けられなかった場合
は、舟持らが直接減免を代官に陳情したいと申し出てきた。この事
態を受け、大庄屋阿江九郎兵衛が、舟持中に対して「古格相守候様
何卒被為仰付被下置候」よう姫路代官に願ひ出たという趣旨である。
なおこの願書は、座元の役割である舟役米の徴収についてのもので
あるにも関わらず、阿江九郎兵衛は大庄屋の肩書で提出している。

このことは、阿江九郎兵衛の中で座元と大庄屋は不可分であること、
また願書を受け取る姫路藩にも同様の認識があったことを示してお
り興味深い。まずはこの史料から両滝野村の状況を考察したい。

【史料10】より、当該期の両滝野村では、舟持が座元の指示に
従わず、自分商荷物を勝手に積み、「奥方」荷物などの「引メ」とい
った身勝手な振る舞いを行い、自分で舟に上乗りするような小百姓
が舟を所有できなくなったことがわかる。また、舟持中と座元との
関係が変質していたことも読み取れる。史料から勝手な商いを行う
舟持らに対し、座元が不満を持っていることは明らかであるが、一
方の舟持側も座元の頭越しに舟役米の減額を求め、無断で寄り合う
など、前段階とは明らかに異なる態度をとっている。この背景には、
舟持中を構成する舟持が、個々の才覚で取引を行いうる者中心とな
ったために、座元からの荷物の割り当てがかえって自分取引に差し

支えたことがあると推測される。この一件は、舟持中が舟持間の舟
積み機会の平等性を重視していた一方で、河岸としての繁栄のため
には舟持個人の才覚に頼らざるを得ないという矛盾が表出したもの
と評価すべきであろう。

おわりに

以上本章では、舟持中が両滝野村舟持への舟積み差配の担い手と
して座元阿江家を捉え返した結果、彼らが中継作業に必要な舟を供
出するだけでなく、米宿を担い、また独自の入用を持つなど仲間の
機能を充実させていったことを明らかにしてきた。

この舟持中は構成員間の舟積み機会の平等性を重視した一方で、
両滝野村の河岸繁栄の観点から舟持個々の才覚による「小利之商」
を一定程度容認せざるをえないという本質的な矛盾を抱えて展開して
いた。この矛盾は、舟持を減少させただけでなく、また天明期以降
に座元と舟持の対立という形で表出することとなったのである。

次に、本章の論点についてまとめておきたい。

第一に、舟持仲間集団の性格と座元との関係性についてである。
従来舟持の仲間集団は、近世後期にそれまで彼らを従属させていた
問屋と対抗する中で成立し、その輸送秩序を否定した存在として見

なされてきた。しかし本章で明らかになったように、舟持仲間集団は、一七世紀半ばに座元の統制を離れた荷宿と舟持との対抗関係の中で成立したものである。この舟持仲間集団は、座元を村の荷物の管理・分配の担い手として捉え返すことで座元と結びつき、荷宿の自慢な振る舞いを抑制した。

なおここで成立した舟持仲間は、それ以前にあった座元、荷宿によって編成された集団を自ら解体して、座元のもと地縁的・職縁的に一つの集団となったものである。この点、一八世紀以降、阿江家が自らを「船座大庄屋」と名乗る場合があったこと、幕府勘定所からの運上に関する問い合わせに際して、阿江家が座元職を滝野組大庄屋の「株附同前」と述べたこと、そしてそれを姫路藩が勘定所に提出していることが注目される¹⁾。ここからは、座元が村を単位に仲間集団化した舟持を統括し、彼らに荷物を分配する責を持つ者と捉え返される中で、姫路藩や阿江家の側にも、村の百姓の経営を保障する立場にある滝野組大庄屋と結びつけ、その株附の特権とみなす認識が生じたことがうかがえる。

第二に舟持仲間集団が河川交通の運行に果たした役割である。舟持仲間集団は、中継作業に必要な舟を供出するだけでなく、荷宿に代わり蔵元を担い、そのために独自の入用を持つにいたった。舟持中は、加古川交通機構の一構成要素と位置づけられたわけであ

るが、これまでこの点に注目した研究はほとんどなかった。彼らの機能を踏まえて近世河川交通を再検討する必要がある。

最後になるが、以後の舟持中の経過について簡単に触れておきたい。後述するように享和期以降、幕府は加古川交通政策を転換する。このことを受け、滝野舟座の特権は見直しを迫られ、徐々にその範囲を狭めることとなった。その中で両滝野村の舟持は、中継拠点として台頭した新町村の宿と結びつき、新町村で不足する蔵を貸与するなどの動きを見せるようになる。しかし姫路藩領の舟持である以上、村や滝野舟座を蔑ろにする行為が認められるはずはなかった。新町村に加えて、座元と舟持との出入が続く中で、両者は疲弊し、天保期には「上滝野村河岸衰微」の状態にまでいたったのである。姫路藩は、河岸機能を十全に果たせなくなった座元と両滝野村の立て直しを迫られることとなるが、この点については次章で検討したい。

1 岩田浩太郎「幕末維新期の村方人足役と下層農民」(『歴史学研究』五四八、一九八五年)、渡辺英夫『近世利根川水運史の研究』(吉川弘文館、二〇〇二年)

2 前掲渡辺英夫『近世利根川水運史の研究』(吉川弘文館、二〇〇二年)

3 この点、陸上交通の拠点となった村では、駄賃稼ぎを行う村の住民の求めに応じて、庄屋が経営する問屋が荷物の取引を監督し、村につけられた荷物を公平に村の駄賃稼ぎの担い手に分配していたことが明らかにされている(原直史『日本近世の地域と流通』(山川出版社、一九九六年))。

4 野川至『近世加古川舟運史―滝野舟座を中心に―』(加古川流域史学会、一九九一年)、八木哲弘「加古川の舟運」(兵庫県教育委員会『加古川・由良川の舟運』、一九九四年)、吉田省三『加古川舟運の研究』(加古川流域滝野歴史民俗資料館、一九九四年)

5 「覚(多可郡城米舟積之儀ニ付)」(『阿江家文書』三八八番)

6 野川至『近世加古川舟運史―滝野舟座を中心に―』(加古川流域史学会、一九九一年)

7 「乍恐御返答(惣兵衛瀧野村御運上つぶし之儀ニ付)」(『阿江家文書』三七一番)

8 「覚(多可郡城米舟積之儀ニ付)」(『阿江家文書』三八八番)

9 「乍恐御返答(惣兵衛瀧野村御運上つぶし之儀ニ付)」(『阿江家文書』三七一番)

10 「覚(多可郡城米舟積之儀ニ付)」(『阿江家文書』三八八番)

11 「指上申一札之事(惣兵衛座本舟さばきニ新法仕迷惑之儀ニ付)」(『阿江家文書』三七一番)

12 「覚(多可郡城米舟積之儀ニ付)」(『阿江家文書』三八八番)

13 「両瀧野村荷物舟積出相済申証文之事」(『阿江家文書』三八五番)

14 「瀧野村荷物帳」(『阿江家文書』三八六番)

15 「乍恐以書付御断奉申上候(上瀧野村舟持御城米御納米請負之儀ニ付証文)」(『阿江家文書』四八〇番)

16 「定(奥方出来候荷物舟積之儀ニ付吉兵衛外三十名連印証文)」(『阿江家文書』五一一番)

17 「覚(舟持中荷物舟積之儀ニ付一札)」(『阿江家文書』四二一番)

18 「奉差上弁書之事(船持共御役米御用捨願之儀ニ付)」(『阿江家文書』五六一番)

19 「田高川上瀧野船座分一銀之儀江戸御勘定所江御答御書附写」(『阿江家文書』五〇一番)

第三章 一九世紀後座の成立と加古川交通秩序の変容

はじめに

本章は、大坂代官の加古川交通政策が、姫路藩の河川交通支配やその担い手、加古川交通を取り巻く社会に与えた影響を明らかにするものである。

一八世紀中期以降を対象とした河川交通の研究においては、利根川と最上川を中心に、近代市場を支える輸送機構が近世社会においていかに成立するかに関心が集中していた¹⁾。ここでは丹治健蔵氏や横山昭男氏らが中心となって、非特権的な河岸及び輸送業者の商業活動について分析が加えられた。そしてこの分析の結果、前者が領主支配や特権的な輸送機構を相対化する過程が具体的に明らかになっている。そしてこれらの研究は、非特権的な輸送機構の台頭により、特権的な輸送機構が衰退するという近世後期の典型的な河川交通像の構築にも大きく寄与するものであったといえる。

しかしその一方で、当時の河川交通史研究では、一八世紀末から一九世紀初頭の幕府の交通政策が流域諸藩の権益に介入する側面があったことは関心の埒外であった²⁾。しかし幕府が流域諸藩への介入を強めることは、従来の交通秩序や交通を取り巻く社会関係に影響

を及ぼすことは想像に難くない。この点の検討は、河川交通史研究を豊かなものにする上で重要と考える。

さて従来の加古川交通史研究では、後述する後座の設置に顕著な一九世紀初頭の大坂代官の交通政策の転換について、ほとんど言及されることはなかった。むしろ一九世紀については、非特権的な新町村が農民的商品流通と結びつき成長した結果、姫路藩の河川交通支配が動揺したことが注目されてきた³⁾。しかし後述するように、新町村の成長は大坂代官の河川交通政策の転換と無関係ではない。

よって本章では、まず前提となる一九世紀以前の幕府と姫路藩について、それぞれの運上座である田高舟座と滝野舟座の特権行使の局面に着目してその関係性を明らかにする。そして、大坂代官の交通政策の転換が幕府と姫路藩の関係性をいかに変質させるか、またそれが流域の交通秩序や姫路藩の支配、阿江家、舟持中に及ぼす影響について明らかにしたい。

最後に、当該期の姫路藩の加古川交通支配について取り上げる上で、岩城卓二氏の明和六年（一七六九）灘目の上知に関する研究に触れておきたい⁴⁾。氏は、灘目が本来大坂湾警衛の拠点として、譜代藩である尼崎藩の領地とされたことを指摘した上で、一八世紀中期以降灘目の存在が大坂市場を脅かすものとなったこと、尼崎藩が灘

目に対し独自の経済政策を展開したこと、その結果灘目では大坂町奉行所の経済政策が及ばなかったことが灘目上知の背景にあったと述べた。かかる氏の指摘は、一八世紀中期以降、大坂市場の衰退が問題となる中で、畿内・近国の経済的先進地に一定の領地を有する譜代藩の存在が、幕府の大坂優先の広域支配の桎梏となったことを示すものであるといえる。

一方本章の対象である播磨、とくに加古川流域は、木綿を中心とした商品作物の生産が広範に展開したこと、西の豪商近藤家を始めとした銀貸が集中したことで知られる地域である⁶。さらに一九世紀以降、加古川は、日本海と瀬戸内海を結ぶ内陸輸送ルートとしても機能していた⁶。かかる加古川の経済的地位の高まりの中で、当該地域でも幕府と姫路藩の間で緊張が高まったことは容易に推測されよう。本章の分析は、一九世紀畿内・近国地域の譜代藩研究と軌を一にする問題群を含んでいることを注記しておきたい。

第一節 田高舟座・滝野舟座の関係性とその変質

一 田高舟座と滝野舟座の特権行使における協力関係

ここでは、議論の前提となる一九世紀以前の姫路藩と幕府の関係性について、滝野舟座と田高舟座の特権行使の側面から分析する。

田高舟座と滝野舟座は、元和七年（一六二一）姫路藩が播州多可郡田高村と加東郡滝野村に問屋運上を課したことを契機に成立した運上座である。姫路藩は、当初この田高舟座と滝野舟座を通じて加古川交通を支配していたが、寛永一七年（一六四〇）に田高村が幕領となって以降、幕府代官が田高舟座の支配を担うこととなった。これに伴い、以降加古川交通は、田高舟座が管轄していた本郷川（丹州本郷村―播州田高村）・田高川（田高村―上滝野村）を幕府、上滝野村以南を姫路藩が分割支配することとなる⁷。

では、寛永期以後の両舟座の関係性はどのようなものであったのだろうか。この点について、以下では五分一銀の徴収権に着目して具体的に見ていきたい。

五分一銀の徴収権は、もともと姫路藩が元和七年田高村と滝野村に運上を賦課するにあたり、与えた特権である。寛永期田高舟座は幕府代官支配となったが、五分一銀徴収権は代官から引き続き認められていた。この五分一銀の対象荷物と特権行使のあり方については、安永八年（一七七九）当時、田高舟座の座元であった和田村平七が大坂代官へ提出した「両船座五分一銀御定法書」に詳しい⁸。

乍恐書付ヲ以奉申上候

一 薪老駄二付分一銀三分

内 七厘五毛 田高船座

七厘五毛 瀧野船座

残而老分五厘瀧野船座江取来り申候

一 おこし炭老駄二付分一銀三分五厘

内 老分 田高船座

老分 瀧野船座

残而老分五厘瀧野船座江取来り申候

一 山藪より出候物諸品分一銀四分五厘

内 老分五厘 田高船座

老分五厘 瀧野船座

残而総老分五厘瀧野船座江取来り申候

ゞ是迄者船積荷物

一 歩行荷札分一銀一ヶ月分六分

内 三分 田高船座

三分 瀧野船座

是者荷売荷物両座方切手差出シ申候

一 諸材木竹筏老艘二付分一銀四匁

内 式匁 田高船座

式匁 瀧野船座

是者川上丹州表川下モ者加東郡瀧野村方式里川下モ同郡大門
村迄相改分一銀取来り申候

右之通御尋二付、瀧野船座九郎兵衛方二而相改候処、播州加東

郡瀧野村方式里川下モ同郡大門村迄船持之銘々右之品船荷物

二而積下ケ候得者、前段二相記候通分一銀取来り御運上籠り御

請負仕来り候、万一心得違之者御座候而抜荷等御座候節相改、

両座御運上不相続ニ罷成候趣申聞候而も不法之義申募候者御

座候得は、其荷物両座江引取相済来候、此度御尋二付、乍恐右

之趣奉申上候処相違無御座候以上

史料から、五分一銀とは、田高舟座と滝野舟座が「舟積荷物」で

ある薪・おこし炭・山藪より出候荷物と「荷売荷物」、そして「諸材

木竹筏」を川下げする場合、舟持や筏師に課せられた関税のような

ものであったことがわかる。このうち「舟積荷物」については、滝

野村から大門村（滝野川筋）の舟持で該当荷物を舟積みする者に対

して、「諸材木竹筏」については、丹州表から大門村までの区間を通

行する筏に対して五分一銀が課せられた。「舟積荷物」の五分一銀

が滝野舟座に多く、そして「荷売荷物」「諸材木竹筏」の五分一銀が

両舟座に等分されたのは、それぞれの管轄区域を通行する荷物の量

を反映したものと推測されよう。なお「舟積荷物」の徴収区間が滝

野川に限られていたにも関わらず、五分一銀が田高舟座に配分され

た理由については不明である。

傍線部にあるように、両舟座は「両座御運上不相続」につながる

ことを説明しても抜荷を働こうとする者に対して、共同で荷物を差し押さえていた。また五分一銀荷物の改めの局面でも、滝野舟座と田高舟座が舟運の終着点である高砂に会所を設置し、それぞれ手代を派遣して、上滝野村で発行された五分一銀荷物の種類や量を記した「切手」を荷物と照合していた¹⁰。五分一銀の徴収についても、滝野舟座が徴収した上で、田高舟座に配分していた¹¹。かかる五分一銀の特権行使のあり方からは、五分一銀が両舟座共通の特権として位置づけられていたことが明らかである。

さらに注目されるのが滝野舟座附荷物である。滝野舟座附荷物は田高舟座の特権と直接関わりはないが、田高舟座が同荷物を川下げした場合、荷主の意向に関わらず直接滝野舟座に引き渡していた¹²。滝野舟座附荷物の抜荷の典型的パターンは、新町村が滝野舟座に無断で同荷物を川下げすることである¹³。このことを考え合わせた場合、かかる田高舟座の配慮が滝野舟座の特権行使を担保する上で肝要であったことは容易に推測される。

以上から、田高舟座と滝野舟座はそれぞれ領主が異なるにも関わらず、共通の特権である五分一銀徴収について協力しあうだけでなく、相手の運上相続にも配慮する間柄であったことがわかる。かかる田高舟座と滝野舟座の関係は運上座成立時にさかのぼるものと思われるが、幕府も姫路藩も両舟座の係性を否定しなかったため、

寛永期以降もそのまま継続したものと推測される。幕府・姫路藩ともに、上滝野村を境に同一河川の交通支配を行う以上、互いに協力するほうが得策と判断していたのではなからうか。

しかし一八世紀中期以降、この田高舟座が滝野舟座附荷物の抜荷に關与する事件が発生している。この点については、天明四年（一七八四）正月に発生した、滝野舟座に対する抜荷に際して作成された一札がよく示している¹⁴。

一札之事

一私共中間ニ而丹波氷上郡邊ニ而米買請先月廿八日田高船ニ積多可郡西脇村川端へ上ケ上瀧野三郎右衛門、忠兵衛、平次郎方へ陸地持越候処御聞被成早速御差留メ被成、丹州米者御運上船座御引請ニ而道上ケ并ニ外へ付ケ申義難成先格被仰聞御尤至極奉存候、左様之訳不存心得違仕申訳無御座候、貴村十次郎殿御頼申御断申上候処、此度之義者御用捨ニ而御済シ被下置忝奉存候、以来丹州米船座付荷物田高座方滝野迄之内道上ケ等決而仕間敷為後日一札仍テ如件

天明四年辰閏正月

多可郡西脇村 伊兵衛[㊦]

同村

平七[㊦]

瀧野船座 阿江九郎兵衛殿

西脇村伊兵衛・平七を荷主とする丹波氷上郡の米荷物（滝野舟座

附荷物)が田高舟座によって西脇村で陸揚げされ、滝野舟座の座元に無断で上滝野村の三郎右衛門ら(荷宿経営者と考えられる)のもとに持ち込まれた。しかし滝野舟座附荷物を本郷川・田高川の区間で「道上ケ」して他の河岸につけることは認められていないので、このことを聞きつけた滝野舟座座元が、米荷物を差し押さえた。この事態を受け、荷主である伊兵衛らが滝野舟座座元に対して提出した詫び状がこの一札である。

この史料で注目されるのは、田高舟座の滝野舟座附荷物の抜荷への関与の仕方である。史料からは、荷主である西脇村伊兵衛らが、滝野舟座ではなく上滝野村の三郎右衛門らとの取引を望み、田高舟座が上滝野村で荷揚げすれば滝野舟座に差し止められるため、西脇村で荷物を荷主に引き渡すよう田高舟座に求めたことが読み取れる。

この点享和期に田高舟座の座元が、滝野舟座附荷物であっても、荷主の意向に沿う河岸に荷物をつけなければ、田高舟座の運上に差し支える事態になるという趣旨の発言をしていることが注目される¹⁵。この発言の背景には、当該期加古川上流部の多可郡や丹波氷上郡の荷主が、滝野舟座の特権にとらわれず荷宿と自由に取引することを望むようになったこと、そのような中で田高舟座も荷主側の意向を無視できなくなったことがあると考えられる¹⁶。田高舟座座元の発言からは、田高舟座が滝野舟座との協力関係より、荷主の意向

に従うほうが運上相続の上で得策とする状況があったことがうかがえよう。

以上を踏まえると、先に掲げた事件においても、田高舟座には伊兵衛らの意向に従わなければ、荷を失いかねないという危機感があつたと考えられる。そのため田高舟座座元は、滝野舟座との協力関係の維持以上に、田高舟座の運上相続のためには上流部荷主の意向に沿うことが重要と判断したのである。

なお一九世紀初頭の田高舟座座元は、田高舟座と滝野舟座の協力関係に否定的な態度を強めている。享和元年(一八〇一)大坂代官領の多可郡西安田村の百姓で、当時田高舟座の座元であつた仁右衛門が、「御益銀」を払うことで田高舟座と滝野舟座を一手に請け負う旨の願書を大坂代官に提出した¹⁷。次の史料は、仁右衛門が願書を出した理由について、滝野舟座座元阿江九郎兵衛が述べた見解である¹⁸。

往古々田高船座請負人私方ニ而御運上銀取立帳毎月写取竹筏等立合相改五分一銀取立乍仕、右躰之御頼致候義甚不審ニ奉存候、乍恐材木竹筏等之御運上銀老ヶ月限私方々田高船座江只今迄月々相渡、無滞 御公納仕罷在候所、諸材木竹筏等御請負之名目無御座候ニ事寄七、工ミを以色々御頼奉申上候御儀ニ乍恐
拝察仕候

仁右衛門は、田高舟座の請負人として滝野舟座で運上銀取立帳を毎月写し取り、材木竹筏等を改め、五分一銀を徴収しているが、田高舟座と滝野舟座を一手に「御益銀」を払うことで請け負う願書を出したのは不審である。田高舟座分の五分一銀はひと月ごとに滝野舟座から田高舟座に渡し、滞りなく幕府への運上が納められている。しかし舟座には諸材木竹筏等を請け負うという名目がないので、そのことにかこつけて何か仁右衛門が「工ミ」をしているのではないだろうか。以上が阿江九郎兵衛の見解である。仁右衛門の願書がないため、「工ミ」の内容は判然としないが、仁右衛門の念頭には滝野舟座との関係性の維持はなかったことは明らかである。

以上のように、一八世紀半ば以降の加古川交通では、田高舟座と滝野舟座の関係がゆるがせになりつつあったのである。

第二節 大坂代官の交通政策の転換と交通秩序の変容

一 筏座の設置と姫路藩の対応

前節で見た仁右衛門の願書に対し、大坂代官はいかなる対応をみせるのか。この点については、大坂代官が仁右衛門を呼び出し、何らかの検討をした形跡はあるものの¹⁾、具体的にどのような議論がなされたかについては判然としない。しかし享和三年（一八〇三）

五月、大坂代官は加古川流域に次に掲げる新座（筏座）の入札定法書を廻して、新座の設置を周知している²⁾。

一丹波国本郷川播州田高川筋より乗下ヶ候材木竹筏共一艘二付分一銀式匁目、手船二而積下ヶ候薪壹駄二付銀七厘五毛同炭壹駄二付銀壹分、同山藪方出候品々壹駄二付銀壹分五厘同陸持運行荷物壹カ月老人二付銀三分宛可取立事（中略）

一請負人相極次第筏師名前相札可申出事（後略）

大坂代官は、本郷川、田高川筋より川下げされる丹波地域の「柴竹筏」、「手船二而積下ヶ候薪」、「山藪方出候品々」、「陸持運行荷物」に対してそれぞれ「分一銀」を徴収するとともに、筏師の管理を筏座に命じていることがわかる。なお、この本郷川・田高川の「柴竹筏」、「手船二而積下ヶ候薪」、「山藪方出候品々」、「陸持運行荷物」は、従来滝野舟座と田高舟座が五分一銀を徴収していた。しかしこの筏座の成立によって、田高舟座の五分一銀徴収権は筏座に移り、田高舟座と筏座は五分一銀荷物以外の舟積荷物、五分一銀荷物全体の川下げを管理する機関としてそれぞれ位置づけられることとなったのである。

この定法書から、次の三点を指摘しておきたい。第一に、新たな筏座による分一銀徴収は、姫路藩の五分一銀徴収を否定するものであった点である。この翌月、大坂代官は定法書に「丹波国本郷川播

州田高川乗下候材木竹筏并炭薪、其外山藪方出候品々分一銀之義は、田高川筋弍里半川下加東郡大門村迄両川岸手船ニ而乗下候二付、別紙御定法書之通分一銀取立可申」という条目を加えた²¹。この追加条目によって、姫路藩の支配する加東郡大門村つまり滝野川筋まで、筏座が分一銀を徴収するとされた。ここからは、姫路藩の五分一銀徴収権を否定し、その支配を自身に一元化しようとする大坂代官の思惑をみてとることが出来る。

第二に、筏座の請負人に対して筏師の管理が命じられた点である。この筏師とは、上流部村々から材木を買い付け、川下げの手配をする者である。つまり大坂代官は、筏座に輸送過程での取り締まりだけでなく、荷主そのものを捕捉する権利を付与した。

第三に、荷主を直接捕捉する代わりに、荷宿の指定など輸送上の制約を設けなかった点である。このことによって、上流部の荷主は運上座の制約を受けずに、自由に荷宿を選ぶことが可能となった。

田高舟座・滝野舟座による五分一銀徴収が否定され筏単独の運上座が設置されたこと、荷宿の制約がないことなどから、筏座の設置にあたっては、加古川上流部の荷主の動向に一定度の配慮がなされたことは明らかである。しかし一方で、筏座の設置は、これまで加古川交通支配を共に担ってきた姫路藩への配慮を著しく欠くものでもあった。

なぜ大坂代官は、筏座を設置するにいたったのか。この点については、現在のところ史料制約もあり、筏座設置に関する幕府内の議論の内容などは見出しえていない。よってここでは、材木の伐採による加古川での土砂流出、または大坂材木市場や大坂市場の保護の観点から、大坂代官が姫路藩との関係性を悪化させてでも直接加古川での輸送過程を押さえざるをえなかったという可能性を指摘するにとどめておきたい²²。

さて姫路藩は筏座の成立に対応したのか。同年七月、姫路藩は同藩領内に次の触を廻しているが、この触は大坂代官の交通政策に対して、藩領として一丸となって抵抗しようとする姫路藩の姿勢を良く示している²³。

滝野川運上銀之事

一享和三癸亥年七月廿八日左之通以書附町奉行御代官江被仰渡候

此度田高川・滝野川船座運上銀之儀上納之分、新二請負人相定り新法を立、滝野座江は構無之運上取立、其上切手差出候由、左候へハ只今迄滝野村より数十年来差出来候運上銀差支二相成、不相濟儀ニ有之候間、御領中間屋共右九郎兵衛切手持参不致候ハ、諸荷物請払は勿論預り荷物等迄決而致間敷候一問屋共より先方江可相断趣は、往古より滝野村九郎兵衛切手

二而通來候間、右切手無之候而は抜荷之程も難斗且御運上銀等も九郎兵衛より差出候義二付、右切手無之分は取扱いたしかたき趣を以相断可申候

右之通下々迄不洩様ニ可被相触候

亥七月

筏座は、田高舟座と滝野舟座の運上銀について、滝野舟座に構いなく運上を取り立て、従来両座が出していた切手を単独で差し出すものであった。これでは滝野舟座の運上銀に差し支えるとして、滝野舟座座元である阿江九郎兵衛の改めを受けていない荷物の受け取りをしないよう、姫路藩が強く領内の問屋に申し付けたことがわかる。姫路藩は、筏座の成立に真つ向から反駁したといえよう。

大坂代官の河川交通政策は、享和期に大坂代官と姫路藩が上滝野村を境にそれぞれの河川交通を協力して支配するものから、姫路藩の権益や滝野舟座の特権を否定しつつ、自身が直接的・一元的に支配するものへと変質した。このことによって、加古川流域は姫路藩と大坂代官の利害が衝突する場として展開することとなったのである。

二 筏座と滝野舟座の対立とその弊害

筏座の成立以降、加古川は姫路藩と大坂代官との利害が鋭く衝突

する場となった。そしてその衝突がもつとも先鋭的に表れたのが、筏座と滝野舟座の特権行使に関する出入であった。滝野舟座は、滝野舟座の五分一銀荷物の徴収区域や滝野舟座附荷物に該当する荷物などについて、従来通りの特権を認めさせるべく大坂町奉行所に繰り返し出訴したため、筏座の請負人もまたその対応を迫られた²⁴。しかしかかる出入が相次いだことにより、筏座・滝野舟座の請負人や加古川交通にも、以下に述べるような影響が現れた。

第一に、請負人の欠落・退転が相次いだことである。文化一二年（一八一五）筏座請負惣代であった多可郡下新田村林蔵（林大夫）は、筏座請負人の窮状を次のように述べている²⁵。

（前略）臨時諸入用夥敷相掛、難渋ヲ相二重に所詮御運上相続難相成敷敷奉存候、尤先前請負舟町村佐十郎、西安田村仁右衛門過分之損銀引請筏座相退候儀も御運上銀之外ニ毎度右分一銀之儀ニ附出入諸入用ニ而損銀多、自然と御運上引足不申迷惑仕候、猶又右亥（文化十二年—※筆者註）八月丹州小野村仁右衛門、上新庄村儀左衛門三人相師之内、先前之訳私存居候ニ付右出入之儀者引請御答奉申上候所、最早右式人之相師之もの共諸入用ニ差困り罷在候ニ付、右出入相止度相願候得共、申亥七月御入札之節實々五分一銀見込御運上銀高入札仕候得者、今更九郎兵衛方分一銀相渡不申候而は、自然御運上銀之内損銀相

立候儀歎敷者候得共、是悲ニ不及年季中相弁候とも所詮出入之儀者諸入用際限も無之剩高運上之上、臨時諸入用相重り候而者相凌難奉存候（後略）

五分一銀の出入に關して筏座請負主の諸入用が嵩んだため、年季途中で請負を退いた者、運上銀を上納できない者が相次いだという。

一方、滝野舟座の座元阿江家の困窮も顕著である。阿江九郎兵衛は、天保七年（一八三六）「貸代口々 大坂御番所様江出訴ニ相成既ニ家名亡消とも可相成振合」になったことを受け、姫路藩からの「貸代被仰付」ための「仕法」を定めるにいたっている²⁶。当時、座元職は滝野組大庄屋の株附として位置づけられていた²⁷。しかし加古川交通をめぐって姫路藩と大坂代官が対立し、その支配が不安定になった結果、姫路藩滝野組大庄屋の退転にまで事態が発展したことは明白である。加古川交通支配が動揺する中で、阿江家が大庄屋の株附として座元を担うことは最早限界を迎えていたといえよう。

第二に、水運路管理への影響である。それが端的に表れているのが、文化一四年（一八一七）に発生した川浚費用負担問題である。次の史料は、滝野舟座座元の手代が大津代官に提出した訴状の抜粋である²⁸。

（前略）去ル戌八月亥七月迄壹ヶ年分川浚銀百五拾匁私方取替別造成証文取之罷在候、尤五分一銀相掛候竹木筏通行之水尾筋

浅瀬ニ相成乗下ケ難相成場所、田高座筏座両座方川浚為致候賃銀私方取替罷在候ニ付度々催促仕候得共、五分一銀ニ可差続由申之埒明呉不申候、然ル処此度五分一銀相渡候内、右川浚銀証文表相對通ニ而可請取旨掛合候処、百五拾匁之内七拾五匁者払立、半数七拾五匁者相師仁右衛門分ニ而家出致候趣申払立呉不申（後略）

ここで滝野舟座が筏座分の川浚の賃金を立て替えたのは、当時、滝野舟座の手代が田高舟座を請け負っていたためである。川浚は舟や筏の通行に不可欠であったが、筏座の支払いが滞っていたため田高舟座がその代金を肩代わりした。そこで筏座を請け負っていた西安田村伝右衛門が「家出」していたので、「相師」林太夫に代わりに代金を支払うよう要求したところ、断られたことがわかる。運上座の請負人は、水運路整備の担い手でもある²⁹。しかし請負人の金銭負担が嵩み欠落が相次いだため、河川整備の費用負担が問題化したのであった。筏座と滝野舟座の対立は、加古川交通のインフラ整備そのものを困難とする事態を招く結果となったのである。このように筏座と滝野舟座の長期に渡る出入と、それによって生じた請負人の欠落及び水運路整備の問題は、大坂代官が姫路藩とともに加古川交通支配を担っていたにも関わらず、姫路藩への配慮を欠いたまま筏座設置を断行した矛盾を浮き彫りにすることとなった。

では筏座と滝野舟座の出入は、最終的にどのように解決が図られたのか。文化一四年、滝野舟座座元と筏座の請負主がこれ以上の争論経費負担が困難であるとして、当時筏座を管轄していた大津代官に対し最終的な裁決を求める願書を提出した³⁰。この願書を受けて大津代官は、文政六年（一八二三）に筏座と滝野舟座の出入に最終的な採決を下したが、この内容は滝野舟座の五分一銀徴収権や滝野舟座附荷物の特権を一部認めるものであった³¹。

結局、幕府の姫路藩の河川交通支配とその権益への介入は、姫路藩と滝野舟座の激しい抵抗にあい挫折することとなったのである。

三 流域から形骸化される滝野舟座の特権

大坂代官が筏座を設置して滝野舟座の特権を否定したことで、その特権を蔑ろにする行為が加古川で常態化するようになる。この点を次の事件から確認しておきたい。

文化二年（一八〇五）五月、丹波氷上郡佐兵衛の茶荷物（滝野舟座附荷物）を新町村の弥三兵衛が無断で高砂へ川下げしたとして、滝野舟座が荷物を差し押さえた。佐兵衛に「難洪之趣」を訴えられた田高舟座は、書状で滝野舟座に掛け合ったものの埒が明かなかったため大坂代官に訴えた。この際田高舟座の座元が語った滝野舟座と滝野舟座附荷物についての見解は、筏座成立後の田高舟座の姿

勢を如実に記している³²。

（前略）全牀田高船座之義者滝野村九郎兵衛差図支配等請候而者御請負船座稼者勿論、御年季中御運上相続難相成候、兎角丹州表方荷物多分出候様相働不申候而者船座難立行御座候所、是迄毎々道筋之荷物新町村弥三兵衛へ送付候段被申立候得共、全クさ様之義寛無御座候、丹州表荷主共送り状差図通り、外田高船座ニ而勝手ニ取扱候義決而無御座候、此已後迎も荷主差図通り滝野ニ而も新町ニ而も商人勝手宜敷様取斗不遣候而者、自然と丹州諸荷物出方相減シ候様成行私共御請負人御年季中は無是非義御座候得共、後々年ニ至り候テ而者御大切之御運上ニ相響キ可申候哉と歎敷仕合ニ御座候（後略）

田高舟座の座元は、滝野舟座ではなく、「商人勝手宜敷様取斗」うこと、丹州荷主との関係を強化することこそが自身の運上相続にとって肝要と考えていたことがわかる。筏座の成立により、田高舟座は五分一銀徴収権を失った。田高舟座座元は、滝野舟座との協力関係の維持や滝野舟座特権への配慮はもはや不要と判断したのである。そして荷主も、田高舟座と滝野舟座の協力関係がなくなったことで、滝野舟座附荷物であるか否かに関わらず、自分が望む河岸に荷揚げすることが容易になったのである。

またこの史料で田高舟座座元は、荷物が何であれ、荷主の送り状

があれば新町村に荷をつける」と述べていることが注目される。このような主張は従来咎められるものであり、公になされるものではないが、滝野舟座の特権が大坂代官によって否定されたことで可能になったものと考えられる。

さて後座成立以後の新町村の荷宿は、先掲史料のごとく中継拠点として上流部の荷主から支持を受け、天保期には上滝野村の河岸場を衰退させるほどの発展を遂げる³³。この背景には、後座成立を受け上流部荷主が滝野舟座との取引を避けるようになったこと、その反面新町村が荷主にとって「勝手宜舗」取引相手となったことがあると推測される。新町村は、後座の成立によって、姫路藩の支配の及びにくい中継拠点として従来以上の存在感を持つようになったのである。

また、このこととあわせて、文政期加古川河口部デルタの西側に位置する今市村が、砂が厚く堆積する「舟運不便利」な場所にあるにも関わらず高砂の脅威となったことが注目される³⁴。これは新町村の荷宿善右衛門が豊岡藩の柳行李の川下げをするにあたり、高砂の代替港として今市村に目をつけた結果、同村に柳行李に準じて他の荷物も積み送られるようになったことがきっかけである³⁵。以後今市村は、姫路藩の支配の及ばない海上輸送の拠点として成長するにいったった。

以上述べ来たことをまとめると、加古川流域では、姫路藩の河川交通支配と滝野舟座の特権が大坂代官によって否定されたことで、上流部荷主が滝野舟座の特権にこだわらず中継河岸を選択するようになった。結果新町村や今市村が姫路藩の影響の及びにくい輸送拠点として選択され、姫路藩やその藩領が加古川交通において孤立するにいったった。

姫路藩については、文化期に専売品の木綿の江戸直送に乗り出し、大坂方幕府役人から強い反発を受けたことはよく知られている³⁶。しかしかかる姫路藩と大坂方幕府役人との対立構造は、すでに享和期に加古川交通において醸成されていたのである。

第三節 滝野舟座座元と上滝野村舟持中の変質

文政六年（一八二三）の判決をもって、滝野舟座と後座の出入はようやく収束することになる。しかしながら、この時期には滝野舟座の周囲からその特権がすでに形骸化されつつあったため、幕府の方針転換がなされた後も、姫路藩の加古川交通支配を是としないという状況があったと推測される。実際天保期、上滝野村では座元阿江家が退転しただけでなく、河岸場自体が衰微する。これに伴い、滝野舟座座元と舟持中のあり方も変容を迫られることとなった。

一 上滝野村舟持の蔵元・荷宿化

天保一〇年（一八三九）、舟持中と座元は、「五ヶ年季仮法」という議定を取り交わした。この冒頭部には、当時上滝野村が置かれていた窮状が記されている³⁷。

（前略）是迄川岸場作法嚴重ニ相立罷在候、然ル処両瀧野村共近年段々及衰微、船持相減、御役米相立兼候次第ニ而諸荷物も年増無数相成、尤隣河岸迎も時節柄ニ随ひ同様之振合ニ付出荷物相減一同衰微ニ而、新町村船持方両河岸之請取江手入いたし候故、御米諸荷物共当河岸之出方半減ニも相成候上、御公儀様も当時御蔵元江御請負被成候 御城米四ヶ年以前方過半新町村善右衛門引受、諸向猥リニ相成候ニ付、御蔵元方村元江段々頼込有之候得共、新町村方厚手入いたし是又行届不申、船座御上納銀ニも相響船御役之儀者、御蔵元方小半役船式艘宛御上納有之此上船持絶候捨様ニ相成千萬數ヶ敷御座候（後略）

史料から新町村の手入れや、天保六年に加古川上流部の幕領の「御城米」の蔵元が御蔵元（座元）から新町村善右衛門に移ったことで「諸向猥リ」になり、上滝野村への出荷物が減少して舟座の運上にも響いたこと、同村の舟持も減少したことがわかる。文政六年（一八二二）の裁許にも関わらず、加古川上流部の荷主や新町村善右衛

門らが滝野舟座の特権を蔑ろにする状況は変わらず、本来上滝野村につけられるはずの荷物も新町村に流出していたことがうかがえよう。上流部荷主と新町村の取引関係がすでに構築されている状況下では、もはや裁許は実効性を持ちえなかったのである。

かかる状況の変化を受け、滝野舟座元と舟持中は河岸場再興を目指して先述の「五ヶ年季仮法」を結んだ。この趣旨については、以下の通りである³⁸。

（前略）此度御蔵元船持和融を以、当亥八月方来ル辰七月迄丸五ヶ年之間為試、右多可郡、加西郡御年貢米川下ヶ請拂御蔵元手船積之当り者向々相對を以是迄之通引請可申候、其余り者、新町村河岸と銘々しのぎを削り、前々積来候御米諸荷物取失不申様励ミ申度候ニ付、則船持江請蔵元仕候（後略）

この議定の趣旨は、「御米諸荷物」を取り失わないように、上滝野村舟持が銘々の努力で加西郡多可郡村々と相對で年貢米の蔵元と川下げを請け負うことで、上滝野村の河岸場を振興するものであったことがわかる。これまで上滝野村では延宝三年（一六七五）の内済に基づき、新規の荷宿は認められてこなかった。「五ヶ年季仮法」は、時限付きであるとはいえ、これまでも実態として展開していた舟持の蔵元化・荷宿化を初めて認めるものだったといえよう。

またこの点と関連して注目されるのは、「五ヶ年季仮法」の第四条

である。

(前略) 先年より当河岸場申合之儀者、老軒ニ船老艘之外遣ひ申間敷旨議定ニ候得共、此度右之通假法相立河岸場立直者仕法

ニ付、持船老艘之者冬分小半役持添銘々力次第成丈出情仕、少

ニ而も御役米相増候様可仕事(後略)

從來禁じられてきた舟の複数所持を認めるという箇条である。これもまた、舟持一人につき持舟一艘の原則を緩和し、彼らの荷宿化を実質的に認める措置であるといえよう。

以上より、この「五ヶ年季假法」の趣旨が上滝野村舟持中の蔵元化・荷宿化を認めることにより、新町村と対抗して上滝野村の河岸場を盛り立てようとするものであったことは明らかである。このことに伴い、上滝野村舟持は百姓でありながら、自ら蔵元・荷宿として荷物を受けこむ存在へと時限付きとはいえ転化することとなった。舟持中は、百姓でありながら商人という異質な存在として、加古川交通に位置づけられることになったのである。

二 滝野舟座の下請の設置

滝野舟座の座元職は、姫路藩滝野組大庄屋の株附の特権として位置づけられていた。しかし加古川交通支配の動揺により、大庄屋の株附として座元を担うことが難しくなる。このような中で、天保期

滝野組大庄屋と滝野舟座元の関係性についても見直す動きが見受けられる。この点について、次の史料から考察したい。天保六年(一八一五)に作成された滝野舟座の下請証文を抜粋したものである³⁹⁾。

船座稼方下請負証文之事

一 御運上船座之儀、当未七月方来ル已七月迄丸年拾ヶ年之

間、我等下請負仕候ニ付年季中相對左之通

銀八貫八百目

一 銀四貫三百目

但御運上銀當時半数御用捨ニ付、書面之銀之御上納之度々差支無之様相渡可申事

一同三貫百目

但舟座船方下請加徳米として、毎年十一月晦日銀相渡可申事

一 銀三百目

会所之蔵八ヶ所有姿之通并諸道具別紙小前帳通都而借賃年々

十一月晦日銀相渡可申事

一 御年貢米 三石

右會所大蔵敷地料毎年御勘定之節御上納ニ差支無之様相渡可申事

右之通相定メ下請負仕候上者、年季中竹木筏惣而山藪方出候諸

荷物五分一銀取立之儀者、是迄通船座附荷物餘河西者当村方河高村迄、川東者新町村方大門村迄東西九カ村川岸船持并筏師方先例之通取立之并二播丹州諸家様御米右両国商人方米穀諸荷物川下五分一銀取立方請拂等為見合、去之巳年分請拂帳面一式御渡被下猶又我等年季船稼筋之者二付、諸向先例候間少しも古格不相背様稼可申候（中略）

上瀧野村下請負人 新七
同村同断 元右衛門

天保六 末年七月（後略）

天保六年から一〇年の年季で、上瀧野村新七、元右衛門（いずれも上瀧野村舟持）が運上銀、下請加徳米、蔵代含め、八貫八〇〇目で瀧野舟座を下請した。なお下請証文は管見の限りこの史料が初めてであり、これ以前に他に下請負人について記載された史料もないため、天保六年になって置かれたものと考えられる。

史料から、この下請負人は、五分一銀の徴収及び舟座附荷物の独占的輸送権の行使など、瀧野舟座の特権行使に関わる部分を担うものであったことがわかる。また蔵や諸道具も一式下請負人に貸し渡していることから、瀧野舟座の座元は、村の舟持の差配や舟座の経営など直接的な河川交通の諸業務から一定の距離を置くこととなっ

た。

以上より、天保六年の下請負人の設置は、阿江家を瀧野舟座の座元に据えたまま、舟座経営の実際の業務から切り離すことを意味するものであったことは明白である。このように座元を位置づけた背景には、瀧野舟座座元を瀧野組大庄屋が担うという身分秩序を維持しつつ、瀧野舟座運営やその特権行使を行いうる人材に経営を委ねるシステムが必要とされたことがあると考えられる。そしてこのことは、加古川交通支配の動揺が姫路藩瀧野組大庄屋家の退転に直結するという事態を防ぐ上でも肝要であった。姫路藩にとって下請負人の設置を認めることは、河川交通支配の実現と姫路藩内の身分秩序の両立を可能にする一挙兩得の策だったのである。

おわりに

以上本章では、大坂代官の加古川交通政策に着目し、それが姫路藩の河川交通支配や加古川交通を取り巻く社会に与えた影響について述べてきた。以下、本章で述べ来たったことをまとめておく。

一八世紀中期までの加古川交通では、田高舟座と瀧野舟座が領主の違いを越えて、互いに認められた共通の特権を協力して行使していた。しかし一八世紀中期以降、加古川上流部の氷上郡・多可郡な

どの荷主を中心に、滝野舟座の特権である滝野舟座附荷物の独占的取り扱い権に捉われず、荷主の都合で取引相手を選ぼうとする動きが見受けられるようになった。このような中田高舟座が、滝野舟座との協力関係の維持ではなく、荷主の意向に沿うことで自身の運上相続を実現しようとするようになった。一八世紀中期を境に、加古川交通では、田高舟座と滝野舟座との対立構造が醸成されるようになったのである。

一九世紀初頭になると、大坂代官は筏座を設置して五分一銀徴収を同座に一元化した上で、滝野舟座による五分一銀徴収を否定した。この政策転換は、姫路藩の支配や滝野舟座の特権を侵食しながら、加古川交通の支配を大坂代官に一元化するものであったと評価できる。しかし大坂代官の政策は、姫路藩の權益に介入するものであったにも関わらず、同藩への配慮を欠くものであった。そのため姫路藩は真つ向から大坂代官と衝突したが、かかる対立は、筏座と滝野舟座の特権行使をめぐる断続的な出入として表出した。そしてこの出入は長期化したため、その争論経費負担から筏座の請負人の欠落が相次ぎ、また滝野舟座座元も退転する事態となった。また運上座に課せられた水運路管理の経費負担も困難となり、水運路の整備すら滞る事態が生じた。かかる事態を受け、結局幕府も姫路藩の河川交通支配への介入を断念せざるを得なくなった。

一方筏座の設置により姫路藩の河川支配が否定されたことよつて、上流部の荷主は大坂城代領である新町村を中継河岸として支持するようになったため、同村は従来以上の存在感を持つようになった。この新町村は、海上輸送拠点として一橋領の今市村と結びついたため、両村は急速に交通拠点として成長し、上滝野村の河岸や高砂町は衰退するにいたった。大坂代官の河川交通政策の転換は、周囲から姫路藩の加古川支配及び滝野舟座の特権行使を蔑ろにさせ、同地域で姫路藩領が孤立する事態を引き起こしたのである。

この事態に対し、天保期の姫路藩は河川交通支配の拠点である上滝野村の座元や舟持の位置づけを変容させることで対応しようとした。まず河岸場再興を目指すべく、これまで否定してきた上滝野村舟持の荷宿経営を時限付きで認めた。これにより同村舟持は、百姓でありながら、商人という異質な存在として加古川交通に位置づけられることとなった。一方座元については、滝野舟座に下請負人を設置して滝野組大庄屋阿江家を座元に据えたまま、舟座経営の実際から切り離れた。これは、座元職を滝野組大庄屋が担うという身分秩序は維持しつつ、課題である滝野舟座運営やその特権行使を行う人材に経営を委ねるという意図があった。またこのことは、大庄屋の退転に直結するという事態を防ぐ上でも肝要であった。姫路藩は、下請負人の設置を認めることで、河川交通支配の実現と身分

秩序の両立を目指したのである。

以上、近世後期の大坂代官の河川交通政策の変化とそれが加古川交通を取り巻く社会に与えた影響について述べてきたが、最後に加古川交通を通してみた一九世紀における播磨地域の広域支配や社会の特質について、二点考えを述べておきたい。

第一に、播磨では、譜代姫路藩の存在が大坂方幕府役人の経済政策の桎梏となっていた点である。大坂代官は後座の設置によって姫路藩の河川交通支配を否定したものの、しかしそれは河川交通の要衝である上滝野村や高砂の上知を伴うものではなかった。そのために姫路藩や滝野舟座の激しい抵抗にあい、挫折することとなったのである。

第二に、一九世紀東播地域における姫路藩領の位置である。一九世紀初頭、大坂代官の河川交通政策の転換を契機に、姫路藩領を除外した河川交通ルートが構築された結果、加古川流域の姫路藩領が幕府領・大坂城代の役知領・一橋領などと対立、孤立するようになった。この点畿内・近国において、それまで軍事的観点から優遇されてきた譜代藩領が、一八世紀中期以降幕府の大坂統治戦略が軍事から経済を中心とするものに転換する中で⁴⁰、姫路藩と同様に地域で孤立していく事例は他にも見受けられたと考えられる。今後の検討課題としたい。

- 1 横山昭男『近世河川水運史の研究』（吉川弘文館、一九八〇年）、川名登『近世日本水運史の研究』（雄山閣出版、一九八四年）、丹治健蔵『関東河川水運史の研究』（法政大学出版局、一九八四年）、日野照正『畿内河川水運史の研究』（吉川弘文館、一九八六年）
- 2 横山昭男『近世河川水運史の研究』（吉川弘文館、一九八〇年）
- 3 吉田省三『加古川舟運の研究』（加古川流域滝野歴史民俗資料館、一九九四年）
- 4 岩城卓二「町奉行所広域支配と尼崎藩」（同『近世畿内・近国支配の構造』、柏書房、二〇〇六年）所収。
- 5 植村正治『近世農村における市場経済の展開』（同文館、一九八六年）
- 6 博士論文第三章補論参照。
- 7 博士論文第一章参照。
- 8 「乍恐書付ヲ以奉申上候（五分一銀御定法書）」（『阿江家文書』五五五番）
- 9 山藪より出候荷物とは、抹茶、線香、指物、花、たい松、下駄、椀皮、箆筒、長持、簀、割物、板、戸、障子、付木、竹皮、竹籠、桶などを指す。なお「荷売荷物」とは、鉱石である。上滝野村の舟持が、生野銀山の銅を川下げていたとする史料が残されていることから、この鉱石とは、加古川上流部の西側に位置する生野銀山のものであると推測される。そして「歩行荷札」は、上滝野村に陸路で銅荷物を津出しする商人に発行される鑑札のようなものと考えられる。近世期の鉱山では、鉱石を無断で持ち出すことは幕府によって禁止されていたため、「歩行荷札」も、鉱石の無断持ち出しの取り締まりとの関係で発行されたものであり、舟座もこの荷札を持たない者の鉱石の川下げは請け負わなかったと推測される。なお荷札は、田高舟座・滝野舟座が両座連名で発行され、一ヶ月につき六分徴収した上で、両座で等分していた。
- 10 「田高川上瀧野船座分一銀之儀江戸御勘定所江御答御書附写」

- （『阿江家文書』五〇一番）
- 11 「口上書（田高船座御運上銀之儀二付返答書）」（『阿江家文書』五六六番）
- 12 「乍恐言上（舟町御運上場新町五郎兵衛御請之儀二付）」（『阿江家文書』二六三番）
- 13 『阿江家文書』の中にも、滝野舟座附荷物が新町村に運ばれて無断で川下げされたことで出入となった史料が残されている。
- 14 「一札之事（丹波米陸地持越之儀二付御託）」（『阿江家文書』五五六番）
- 15 奉申上候口上書写（船座請負人西脇村太七郎荷物瀧野村九郎兵衛差押へ候儀二付）」（『阿江家文書』六〇四番）
- 16 この理由は史料がなく明らかではないが、荷主側が田高舟座を介さずに目的地に荷物を運ぶ河川交通以外の別のルートが成立したなどの事態が想定される。
- 17 「口上書（田高船座御運上銀之儀二付返答書）」（『阿江家文書』五六六番）
- 18 「口上書（田高船座御運上銀之儀二付返答書）」（『阿江家文書』五六六番）
- 19 「差上申御届書之事（滝野村九郎兵衛病氣二付代人願）」（『阿江家文書』五七一番、「乍恐御内々口上（田高船座之事罷出候及不申儀二付）」（『阿江家文書』五七二番）
- 20 「本郷田高川筏座其外分一運上入札定法書」（『阿江家文書』五七九番）
- 21 「差上申一札之事（分一運上入札御定法二漏候義并御取締方）」（『阿江家文書』五八一番）
- 22 岩城卓二「町奉行広域支配と尼崎藩領」（同『近世畿内・近国支配の構造』（柏書房、二〇〇六年）所収）の中で、遅くとも宝暦期には西摂海岸部地域で材木市場が成立し、大坂材木市場に影響を与えるほどの手広い商いが展開していたことが指摘されている。また

一九世紀の加古川が日本海と瀬戸内海を結ぶ内陸輸送路として新たに位置づけられたことについては、三章補論で述べる。

²³ 「船屋・龍山石・魚問屋運上銀につき留書」(『姫陽秘鑑』)

²⁴ 筏座の特権は滝野舟座の特権を侵犯するものであったため、筏座成立直後から従来通り滝野舟座の特権を認めるよう姫路藩と滝野舟座は出訴しており、享和四年筏座と滝野舟座の特権の及ぶ範囲について当該筏座請負人の年季のみの有効な「仮仕法」が結ばれることとなった。しかし筏座の請負年季が明けるたびに、滝野舟座が出訴し、「仮仕法」が作成されたため、滝野舟座元・筏座請負人双方ともに入入を常に抱えている状態であった。

²⁵ 「乍恐奉申上候(筏座請負人物代林太夫与上瀧野村船座九郎兵衛五分一銀出入之儀二付大津御役所差上候写)」(『阿江家文書』六四七番)

²⁶ 「奉指上願書之事(船座九郎兵衛困窮之儀二付)」(『阿江家文書』六八四番)

²⁷ 博士論文第二章参照。

²⁸ 「乍恐奉申上候(筏座請負人物代林太夫与上瀧野村船座九郎兵衛五分一銀出入之儀二付大津御役所差上候写)」(『阿江家文書』六四七—二番)

²⁹ 差上申一札之事(分一運上入札御定法二漏候義并御取締方)」(『阿江家文書』五八一番)

³⁰ 「瀧野川船座御運上五分一銀并筏座五分一銀出入形合荒増書上

帳」(『阿江家文書』六四二番)、「乍恐奉申上候(筏座請負人物代林太夫与上瀧野村船座九郎兵衛五分一銀出入之儀二付大津御役所差上候写)」(『阿江家文書』六四七番)

³¹ 「差上申済口証文之事(筏座分一銀之儀二付)」(『阿江家文書』六七一番)

³² 「奉申上候口上書写(船座請負人西脇村太七郎荷物瀧野村九郎兵衛差押へ候儀二付)」(『阿江家文書』六〇四番)

³³ 「御米方為取替申五ヶ年年季仮仕法書之事」(『阿江家文書』六九一番)

³⁴ 「乍恐御歎奉申上候口上(但州豊岡骨柳荷物新町江送り請拂致候儀二付)」(『阿江家文書』六五二番)

³⁵ 「乍恐再御歎キ奉申上候口上(骨柳荷物高砂江着仕候儀二付)」(『阿江家文書』六五九番)

³⁶ 『新修大阪市史 第四卷』(新修大阪市史編纂委員会、一九九〇年)

³⁷ 「御米方為取替申五ヶ年年季仮仕法書之事」(『阿江家文書』六九一番)

³⁸ 「御米方為取替申五ヶ年年季仮仕法書之事」(『阿江家文書』六九一番)

³⁹ 「船座稼方下請負証文之事」(『阿江家文書』六八三番)

⁴⁰ 岩城卓二「町奉行所広域支配と尼崎藩」(同『近世畿内・近国支配の構造』、柏書房、二〇〇六年)所収。

補論 一九世紀加古川交通秩序の変容と高砂町

―豊岡藩柳行李荷物の取り扱い一件を例に―

はじめに

本補論は、一九世紀初頭における幕府の加古川交通政策の転換や加古川が日本海と瀬戸内海を結ぶ内陸輸送路となったことに対し、港町高砂町がいかに対応したのかを、豊岡藩の専売品である柳行李の取り扱い一件を素材として明らかにすることである¹⁾。

本補論の対象とする高砂町は、後述するように姫路藩によって整備された港であり、近世を通じて同藩領として推移した町である。この高砂町については、滝野舟座によって川下げされた荷物を特権的に荷受けしていたこと、抜荷の取り締まりなど滝野舟座の特権行使にも協力していたことなどが知られている²⁾。しかし従来高砂町については、海上輸送拠点としての姿に注目が集まっていたこともあり、加古川交通や滝野舟座との関係性は十分に明らかではない。そこで本補論では、一九世紀に生じた加古川交通秩序の変質と、それが高砂町に与えた影響を検討することで、その一端を考察したい。

第一節 高砂町について

一 加古川交通のターミナルとしての高砂町

ここでは、まず高砂町の概要について把握しておきたい。高砂町は、初代姫路藩主であった池田輝政によって、高砂城の城下町として加古川西岸部の砂地に造成された町である³⁾。造成は、まず加古川東流の高砂川西岸部に川に直行する形で東西に南堀川・北堀川を堀削し、北堀川西方で直角に折れて南下して海に注ぐ西堀川を掘削することから始まった。しかしながら、池田家姫路藩の時代には町場の造成は進まなかった。次いで姫路藩に入部した本田忠政の時代になり、高砂城が一国一城令によって廃城となったことでようやく町場の造成が本格化したとされる。その後、町場部分はいくつかの区画に割付けられ、それぞれの区画ごとに町(個別町)が形成された。

この高砂町においては、個別町によってそれぞれ異なる港湾機能が担われていた。【図1】を見てほしい。たとえば高砂町南部(狩網町・猟師町・魚町・釣舟町)一帯の個別町は、その町名が示すように漁港であり、高砂町西部(北・南渡海町と西堀川)と高砂町東部(材木町・今津町と南堀川)一帯の個別町は、それぞれ物資の移出・移入港であった。しかし本章で最も注目したいのは、加古川交通の拠点としての高砂町である。高砂川に接する高瀬町・東浜町は、高砂川と北堀川に入ってきた高瀬舟が停泊する場であり、両町には河川舟運

の荷物を一手に引き受ける大蔵元の商店や蔵が立ち並んでいた。また藍屋町には、北御蔵・南御蔵（加古川から下された姫路藩の年貢米を納める蔵）や、津留番所（蔵の米穀出納を管理）といった河川交通関係の諸施設が姫路藩によって設置された。高砂町では、町北東部の個別町によって、加古川交通のターミナルとしての機能が一手に担われていたと考えられるのである。

二 高砂町にもたらされる荷物

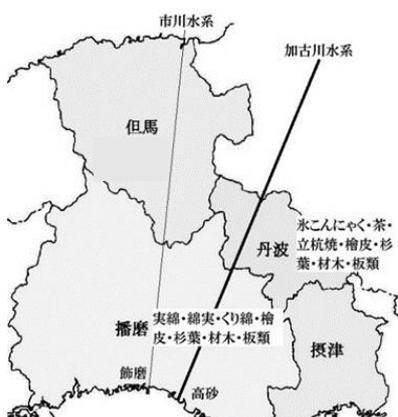
ここでは加古川交通を介して日常的に高砂町に集められる荷物を確認しておきたい。

高砂町へ移入される荷物に関しては、天保七年（一八三六）に作成、文久二年（一八六二）に写された「大蔵元定法・運賃蔵敷極仲間連判帳」から明らかにすることができる。この史料は、一九世紀中期における大坂と高砂を往来する廻船の運賃が荷物ごとに記されたものである。

【表1】は先に挙げた史料から大坂上りの荷物について書き上げたものである。高砂町からは一二種六八品目が大坂へ移出されており、その多くが農産物や材木などの原材料であったことがわかる。さらに【図2】は、【表1】のうち、加古川交通によって高砂町へもたらされた特産物の産地を地図上に落とししたものである⁴。

【表1】大坂への移出品目

種類	品物
農林産食品	米（蔵米・商人米）、麦、大豆、小豆、蕎麦、生柿、串柿、生栗、搗栗、山の芋、こんにやく玉、氷こんにやく、かんぴょう、飴、醤油、酒、茶
繊維・布類	実綿、綿実、くり綿、木綿古手、扱芋、荒芋
紙類	すき込
荒物	ござ、むしろ、縄
道具・小道具・建具	戸障子、下駄、折敷、膳、八寸、枕、硯箱、重箱、布櫃
焼き物	水壺、壺、すり鉢
油	灯油、蠟、漆の実
鋳物	緑ばん、鉄、銅、鉛、人形土、古かね
葉・染料・香料	抹香、線香、葉種、黄蓮、膠
竹木類	筆軸、柄竹、ひじき竹、竹の輪、黒むじ、檜皮、杉葉、材
燃料	薪、炭
肥料	油粕



【図2】高砂町へ運ばれる特産物

【出典】「国名一覽」

(<http://hakuchizu.com>) より

筆者加筆

【出典】「大蔵元定法・運賃蔵敷極仲間連判帳」（『高砂市史』5巻）より作成

【図2】より、加古川舟運を介して高砂町へ運ばれた特産物は、播磨・丹波・但馬の三国に分布していたことが判明する。以下、具体的に見ておこう。まず播磨国については、姫路藩・一橋家の専売品となつた実綿・綿実・くり綿や、奥播州の山間地帯で生産される檜皮・杉葉・材木・板類があげられる。丹波国は、丹波発祥の産物である氷こんにやく（凍みこんにやく）や、丹波篠山地域で生産され文政七年（一八二四）以降篠山藩の専売品となつた茶、天保期以降篠山藩の専売品になつた丹波篠山の立杭焼、丹波の山間地帯で生産される檜皮・杉葉・材木・板類があげられる。これらの荷物の多くは、滝野舟座附荷物であり、高砂が特権的にその荷請を担っていた。

第二節 滝野舟座と高砂町の対立

一 加古川を川下げされる柳行李

柳行李とは、豊岡一帯に自生するコリヤナギから生産される産物である。寛永一三年（二六三六）成田広吉によって柳行李の製作が開始され評判が全国的なものとなると、柳行李の商品価値に目をつけた豊岡藩は、宝暦一三年（一七六三）に専売を開始、文政三年（一八二〇）にはそれを強化している⁵。

この柳行李と加古川交通との関係で注目されるのは、文政三年二

月を画期にその輸送ルートが大きく変わることである【図3】。すなわち文政三年二月以前は、領内各地から豊岡に集められた行李は和田山を経て飾磨まで陸路で運ばれ、その後大坂まで海路で輸送された。しかし文政三年二月以降になると、柳行李は和田山を経て篠山街道を経由して本郷村まで陸送され、そこからは田高村・新町村を経て高砂・今市村まで、加古川舟運によって川下げされることとなつた⁶。この理由については、当時滝野舟座の座元であった阿江九郎兵衛が、「骨柳荷物（柳行李）之儀者豊岡様御産物ニ而右荷物ニ為取替銀として先銀御入用ニ付、新町村善右衛門方右銀子差出」たため



【図3】柳行李の流通ルート

【出典】「国名一覽」(<http://hakuchizu.com>)より筆者加筆

に、善右衛門に柳行李の輸送権が与えられることとなったと言及している⁷⁾。ここで注目しておきたいのは、豊岡藩が「先銀」を必要としていた点である。これは、当該期の豊岡藩が深刻化する財政難と藩札の兌換をめぐる混乱をおさめる手段の一つとして、柳行李の専売強化を図ったことが背景にあると考えられる⁸⁾。専売制を成功させるためには、藩札の兌換金など多額の資金を準備することが不可欠であるが、善右衛門の「先銀」を必要としたことが如実に物語っているように、多額の借財を抱える豊岡藩には単独で資金を準備することはできなかつた。つまり善右衛門の「先銀」は、豊岡藩の専売制を強化する上での財政的制約を克服するべく必要とされたと考えられるのである。

では、かかる豊岡藩の専売強化策が高砂町にどのような影響を与えたのか。次で検討したい。

二 文政三年豊岡藩柳行李受け取り一件

文政三年（一八二〇）二月二十八日、豊岡藩の柳行李が新町村善右衛門の元へ到着した。この柳行李をめぐり、滝野舟座元阿江九郎兵衛は次のような行動を取っている。次の史料は、文政三年八月、彼が当時田高舟座の支配を担っていた大津代官に提出した願書を抜粋したものである。

（前略）右荷物（※豊岡藩の柳行李―筆者註）田高船座江引請出候二付、私船座江着可仕荷物二御座候処、豊岡様御産物と相唱、当辰二月廿八日方三月中迄度々新町善右衛門江積送被申候二付、則田高船座請負人江私方掛合候者、田高船座方積下り候諸荷物之儀ハ、不残瀧野座付二而、外々江被積下候儀者不相成候処、何故新町村江積下被申候哉と掛合候処、右骨柳荷物之儀者豊岡様御産物ニ而右荷物ニ為取替銀として先銀御入用二付、新町村善右衛門方右銀子差出居候二付差下シ候段被相答、猶又新町村方善右衛門江も掛合候得共、豊岡様方姫路表江御掛合有之、猶又新町村御領主様江も御窺申上候処、御差支も無之義ニ候得者、請拂可致様被仰渡候（後略）

まず阿江九郎兵衛は、田高舟座に対し、同舟座によって運ばれた荷物は滝野舟座に附けるべき荷物であるとして、滝野舟座に引き渡すよう掛け合つた。これに対し、田高舟座元は豊岡様の国産荷物であり、新町村善右衛門が豊岡藩に先銀を差し出したので新町村に川下げしたと答えている。次に阿江九郎兵衛は、新町村善右衛門にも荷物を引き渡すよう掛け合つた。しかし彼もまた豊岡藩から姫路藩に事前に「御掛合」があつたと聞いており、「新町村領主様」から「御差支も無之」という返答があつたので、豊岡藩の柳行李荷物を受け取つたので、滝野舟座に引き渡す必要はないと述べている。

ここでは、新町村領主が大坂城代であったことに注目しておきたい。大坂城代が滝野舟座を蔑ろにする新町の行為にお墨付きを与えたのには、文政三年の豊岡藩の柳行李専売が、大坂問屋からの自立を強めることを目的としたものであったことが背景にあると考えられる¹⁰。すなわち大坂城代は、大坂市場の維持の観点から新町村の善右衛門が先銀を支払うことを認め、彼に輸送を担わせることで豊岡藩の柳行李の輸送過程に介入、これを掌握しようとした。これは、当該期の幕府の加古川交通政策、すなわちこれまで姫路藩に委ねていた加古川交通支配に介入して、幕府にその支配を一元化しようとする動きとも一致するものである。

一方、かかる善右衛門の返答を受け、阿江九郎兵衛は善右衛門による柳行李の輸送を姫路藩が認めたことが事実であるのならば、「(姫路藩への)御運上二相響」問題であるとして、姫路代官にその真偽を問い合わせている¹¹。しかし問合せの結果、豊岡藩から姫路藩への「御掛合」という事実は存在しなかった。また阿江九郎兵衛は、高砂町の諸問屋を代表しそれらを束ねる役職であったと推測される「諸問屋御年行事」に対し、「(姫路藩への)御運上二相響」ため新町村からの行李の受け取りを拒否してほしいという書状を送っている¹²。かかる書状を受け取った高砂の「諸問屋御年行司」は、即日「一統参会」の上、対応を話し合い、翌日高砂大蔵元年寄惣代が九

郎兵衛にむけて、返書を差し出している¹³。この書状が以下である。

(前略) 此度但州国豊岡方骨柳荷物(柳行李)ヲ新町村得罷出候
二付、委細御申越御尤仕候、右荷物之儀往古方滝の座付と被仰
候、新町村方積下り候とも受払仕間敷様御頼二付、一統参会之上
及相談候所、先御上様御不益にも相成候儀も候間、右新町村ハ不
及申譬他川岸方積下候とも受払之儀ハ相断り可申段申合候間、
左様御承知可被下候(後略)

この度、但馬国豊岡から柳行李が新町村へ出されていることについて、(九郎兵衛が柳行李の受け取りについて)言ってきたことはもつともなことである。柳行李は以前から滝野舟座の川下げすべき荷物であり、新町村から積み下げられても(高砂町で)受け取らないでほしいとの(九郎兵衛からの)依頼について、(高砂町で)一統参会の上相談したところ、御上様(姫路藩)の不利益にもなりかねないの、新町村はもちろん、他の(村の)川岸から積み下げられたとしても(柳行李は)受け取らないということになったので、そのように承知してほしい。以上が書状の内容である。

この書状から「参会」の結果、高砂町では柳行李の受け取りを拒否する方針が定まったことがわかる。ここで注目すべきは、高砂町が「御上様(姫路藩)御不益にも相成」ことをその理由としていることである。やはり姫路藩への運上に差し障りがでるといわれれば、高

砂町も応じざるをえなかったであろう。また高砂町がさしてもめた形跡もなく方針を定められたのは、彼らにとつて柳行李の受け取りを拒否することはそれほど大きな問題ではなかったためと考えられる。

この背景には、加古川の河口港としての高砂の立地が、高砂より古い中世以来の港町で、加古川デルタの西の分流の河口に位置する今市村（事件発生当時一橋領）と比べて優位であったことがある。この今市村は、万延元年（一六五八）から三年にかけての東加古川を本流とする瀬違えが姫路藩によつて行われたことによつて、同村の庄屋が「先年御地頭一橋様御年貢米西川（今市村へ注ぎ込む加古川の河口部の分流）江（舟運で）出候儀有之候得共、不弁理場所故続而着不致候」と述べるごとく、当時河川との連結が「不弁理」な港町となつていた¹⁴。つまり高砂町には、今市村が高砂町の代替港となりえない以上、善右衛門が柳行李を引き渡し、滝野舟座から高砂町が柳行李を受け取るようになるはずだという目算があつたのである。

さて文政三年三月三日、柳行李が新町村から高砂町へ川下げされると、同町で小間物屋を営む儀兵衛がそれを受け取つた。高砂町に下代を差し遣わしてそれを見届けていた阿江九郎兵衛は、すぐさま儀兵衛と高砂大蔵元年寄惣代である孫八のもとへ掛け合つた。その際柳行李が善右衛門に返却されたことから、善右衛門からの柳行李

を受け取らないとする高砂町の方針は貫かれたようである¹⁵。

しかし翌月になると事態は一変する。大蔵元らが姫路藩に新町村善右衛門からの柳行李の受け取りを承認するよう、願書を差し出したのである。この一件については、速やかに姫路藩の裁許が下つた。

姫路藩は、大蔵元に行李を受け取らないように厳命しており、すなわち従来通りの判断であつた¹⁶。

この判決を受けた大蔵元は、柳行李の受け取りを承認するよう藩に再願する。この理由については、次の史料が参考になる。文政三年三月、高砂大蔵元仲間年寄惣代らが高砂町方役所に提出した願書の抜粋である¹⁷。

（前略）右骨柳荷物四拾六丸之分、於高砂請拂仕間敷様被仰渡候
二付、請拂之儀相断候得者、則高瀬船二而引取、直様西川江積廻
シ御他領今一村かりや傳四郎と申方江水揚仕候由承知仕候、左
候得者折角高砂江着仕候荷物取失ひ候儀実ニ心歎ケ敷奉存候、
猶又九郎兵衛方ニ申立候者、十六ヶ年前丑年新町村方茶荷物今
一村江積下ケ候処、九郎兵衛方今一村江及掛合候二付、右村ニお
いても受拂不仕旨杯申上候得共、此度之儀者既ニ右様今市村ニ
おいても受拂仕候時節ニ而互ニしのぎをけづり合候義ニ候得者、
別ニ骨柳荷物者駄数も多ク有之哉ニ相聞江申候、又者右荷物ニ
準シ外荷物等も積送り可申様乍恐奉存候（後略）

高砂での行李の受け取りを拒否した結果、新町村善右衛門は今市村かりや伝四郎方に水揚げをしたので、高砂は荷物を失うこととなった。一六年前、すなわち第三章でみた文化二年（二八〇五）の新町村による茶荷物の抜荷一件の際、今市村に阿江九郎兵衛が掛け合うことで差し止めることが出来たが、今回はすでに今市村が柳行李を受けとっており、すでに「互いのぎをけつり」あう関係となっている。また柳行李は数も多く、柳行李に準じて他の荷物も今市村に積み送られている。以上が史料の内容である。

この史料からは、新町村善右衛門が、滝野舟座の特権に従わないことで予測される高砂での荷物差し止めを回避するべく、今市村を代替港として位置づけたこと、そのことによって一橋領である今市村が、姫路藩の支配の及ばない海上輸送の拠点として急速に成長したことがうかがえよう。かかる事態を受け高砂は、新町村善右衛門から柳行李を自ら受け取る方向に方針を転換せざるをえなかったのである。

この高砂の願書に姫路藩がどのような判決を下したかについては明らかにすることはできない。しかし『阿江家文書』の中には、文政三年八月九郎兵衛が当時田高舟座を支配していた大津代官に対して、柳行李を田高舟座に受け取らせないよう要求した訴状が残されている¹⁸。この訴状の存在から、姫路藩がいかなる判断を下したにせよ、

以降も柳行李の受け取りをめぐる争いは収束しなかったと推測される。

おわりに

以上、一九世紀の高砂と滝野舟座が、豊岡藩の柳行李荷物が加古川にもたらされた契機に、滝野舟座の特権行使をめぐる鋭く対立したことを述べてきた。この背景には、第三章で明らかにしたように、

姫路藩による河川交通支配を否定した当該期の幕府政策と、上流部荷主から姫路藩の支配が及びにくい河岸として支持を受けた大坂城代領新町村が、姫路藩領ではない海上輸送拠点（今市村）を必要としたことがある。かかる事態に対し、姫路藩と滝野舟座は取り締まりの強化によって、高砂は新町村との取引関係の形成によって対応しようとしたために、両者は対立することとなった。姫路藩の河川交通秩序は特権内部、藩内部からも動揺することとなったといえよう。

最後に、本補論の分析を踏まえて、一九世紀初頭大坂代官が筏座を設置して加古川交通への介入を強めた背景について、一点可能性を指摘しておきたい。本補論でも述べたように、一九世紀加古川は日本海と瀬戸内海を結ぶ内陸輸送ルートとして利用されていた。かかる事態を受け、幕府は本来西廻り航路で大坂に運ばれるはずの日

本海側の荷物を把握することが困難になったのではなからうか。そこでそのルートとなった加古川交通支配を自ら担う方針に転換した、という可能性である。この点を明らかにするためには日本海側の物資の動きを検討する必要があるが、今後の課題としたい。

1 なお本補論は、三角菜緒「19世紀における海港都市と河川舟運・領主権力―播磨国高砂町と加古川舟運を事例に―」(『海港都市研究』九号、二〇一四年)を修正・加筆したものである。

2 『高砂市史』第二巻四七〇―四七一頁。

3 以下、当節での記述は『高砂市史』第二巻、山本徹也『近世の高砂―中継港としての性格と機能―』(高砂市教育委員会、一九七一年)を参考にした。

4 「大蔵元定法・運賃蔵敷極仲間連判帳」には諸物資がどのような経緯で高砂に運ばれたのかについては記されていないため、滝野舟座の座元阿江家が作成した舟座が取り扱う荷物に付いて書き上げた「覚(船座九郎兵衛舟船座御運上付キ荷物并五分一銀取立荷物)」「阿江家文書』五四六番)を基準に加古川舟運で運ばれる荷物が否かを判定した。

5 『豊岡市史』上巻五六二―五七二頁。

6 「乍恐弁書(骨柳荷物新町村善右衛門江積送り申儀二付)」(『阿江家文書』六五五番)

7 「乍恐書付を以願上候口上控(骨柳荷物新町村江積下候儀二付案)」(『阿江家文書』六六三番)

8 『豊岡市史』上巻六五〇―六五一頁。

9 「乍恐書付を以願上候口上控(骨柳荷物新町村江積下候儀二付案)」(『阿江家文書』六六三番)

10 『高砂町史』第二巻四七〇頁。

11 「乍恐弁書(骨柳荷物新町村善右衛門江積送り申儀二付)」(『阿江家文書』六五五番)

12 「(他川岸より積下候荷物請拂之儀二付書状)」(『阿江家文書』六五六番)

13 「(骨柳荷物受拂之儀二付約定)」(『阿江家文書』六五七番)

14 「乍恐御歎奉申上候口上(但州豊岡骨柳荷物新町江送り請拂致候儀二付)」(『阿江家文書』六五二番)。なお今市は、正保期に上方八人衆の小堀政一により舟場に取り立てられた。これは多可郡荷物の海上輸送拠点として同村が位置づけられたためと考えられる。しかし、正保三年(一六四六)、滝野舟座に無断で新町村が今市村に薪・炭を積下げたとして、西加古川の上をせき止める事件があった。この事件に対し、小堀政一は滝野舟座に新町から今市村に運ばれた薪・炭からの五分一銀徴収を認めている。また後年高砂に有利な瀬違えをみとめたごとく、加古川中下流域の河川交通は、姫路藩には有利になるよう取り計らわれている。今市の河口港としての衰微には、幕府が同区間の河川交通支配を姫路藩に担わせることを基本方針としていたことが背景にあると考えられる。

15 「乍恐口上(舟座九郎兵衛骨柳荷物之儀二付返答書)」(『阿江家文書』六五八番)

16 「乍恐再御歎キ奉申上候口上(骨柳荷物高砂江着仕候儀二付)」(『阿江家文書』六五九番)

17 「乍恐再御歎キ奉申上候口上(骨柳荷物高砂江着仕候儀二付)」(『阿江家文書』六五九番)

18 「乍恐再御歎キ奉申上候口上(骨柳荷物高砂江着仕候儀二付)」(『阿江家文書』六五九番)

第四章 幕末・維新期の政治社会と加古川交通

はじめに

本章は、幕末・維新期の政治や社会の状況が当該期の加古川交通に与えた影響を明らかにするものである¹⁾。

幕末期の畿内・近国は、京都・大坂に将軍、幕府役人、諸大名らが滞在し、政治・軍事の中心となった場である。当地では、かかる状況を支える社会体制の構築が急務となったが、このことは同時に従来の社会秩序に大きな混乱を引き起こすものであった²⁾。

さて京都・大坂で必要とされる大量の物資を供給するにあたって、物資輸送体制の整備・機能の強化は最も重要な課題の一つであったと考えられる。このことが畿内・近国の既存の交通秩序に影響を与えたことは想像に難くないが、従来の河川交通史研究では商品流通史以外の全体史との接合を欠いていた³⁾。そのためこの点はほとんど明らかではなく、課題を残している⁴⁾。

このことは、維新期の河川交通史研究においても同様である。最上川交通を分析した横山昭男氏は、新政府軍への飯米供給及び賞典禄の支給の必要性から新政府は廻米の強化を目指していたが、天保期以降の特権的河岸や舟持の衰退は著しく、彼らがその役割を果た

すことは容易ではなかった。また彼らの細分化された輸送特権が川下げの阻害要因にもなっていた。かかる事態を受け、新政府は明治五年（一八七二）最上川での新河岸の設置や艀舟以外の運送の自由を認めるにいたった。このことによって、幕藩制的な輸送機構及びその特権は最終的に否定されたと述べる⁵⁾。

しかしかかる横山氏の議論では、維新期の新政府の河川交通政策と不可分であるはずの統治機構としての特質や、近世期最上川交通が身分的な権利関係に基づき運航されていた事実が捨象されている。以上を踏まえ本章では、幕末期に畿内・近国社会が置かれた特殊状況が、加古川交通や阿江家にいかなる影響を与えたのかを分析する。その上で、維新期、新政府の中央政府としての限界や身分政策に注目して、近世的な身分的権利関係に基づく河川交通の解体過程を具体的に検討したい。

なお幕末・維新期の加古川交通を素材とするにあたっては、以下の点に注意したい。第一に、幕末・維新期における姫路藩の政治的位置である。万延元年（一八六〇）に姫路藩藩主となった酒井忠績は、京都所司代の代行、老中首座、大老を歴任するなど幕政の中核にあって禁裏守衛や海防を担った。しかし、次の藩主である酒井忠惇が鳥羽・伏見の戦いで徳川方についたことに加え、忠績が徳川への処遇について新政府に不満を述べたことで、一転して姫路藩は朝

敵とみなされるにいたった。このような姫路藩の政治的立ち位置が、加古川交通をめぐる姫路藩と幕府、新政府との利害が衝突した時、その対応に影響を与えたことは容易に想定されよう。

第二に、幕末期の加古川流域が、御所の修営や台場建築などに使用される材木の供給拠点となったことである。管見の限りこれほどの御用木の川下げが加古川でなされた例はなく、この事態が従来の加古川交通秩序や姫路藩の河川交通支配に与えた影響は検討する必要があると考える。

第三に、滝野舟座座元である阿江家の身分の問題である。前述したごとく、従来阿江家は滝野組大庄屋の株附として座元に就任していた。つまり阿江家は大庄屋の身分特権として座元を担ったわけであるが、そうであるならば滝野舟座の解体は、新政府の身分政策の問題と不可分である。維新时期における加古川交通の展開については、幕末期の阿江家の位置づけを明らかにした上で検討する必要がある。以上に述べた点を踏まえ、本章では、幕末期に畿内・近国社会が置かれた特殊状況が、姫路藩の加古川交通支配及び阿江家にいかなる影響を与えたのかを検討する。その上で、特権的な河川交通機構が解体する過程について、新政府の統治機構としての限界や身分政策に注目して具体的に検討したい。

第一節 幕末期の御用木問題と筏支配人の設置

幕末期、将軍と諸大名が集結した京都・大坂では、米・薪・味噌等の生活物資の供給だけでなく、彼らを収容する屋敷の建設・修築、海防拠点である台場の設置、さらには禁門の変による大火からの復興などが重要な課題となった。かかる状況を受けて、京都・大坂には大量の材木が集約することとなる。加古川からも御所修営や台場建築用材として材木が川下げされることになるが、このことは従来御用木の川下げを前提としていなかった同河川において混乱を引き起こすこととなった。

一 幕末期における五分一銀の高騰問題

ここでは、幕末期滝野舟座の五分一銀をめぐる問題について、文久元年（一八六一）九月に発生した筏の五分一銀に関する出入から確認したい。次の史料は、加古川支流の杉原川筋の山方及び筏師の惣代が、滝野舟座の五分一銀徴収について姫路藩の代官に提出した願書である。

乍恐以書附奉歎願候

羽田十左衛門様御代官所播州多可郡杉原川筋

山方惣代清水村願人

藤九郎

同郡同川筋筏師総代豊部村願人 半左衛門

織田山城守殿領分丹州氷上郡笹山川筋

山方惣代太田村庄屋 新平

同断 代新三郎

同郡同川筋筏師総代池谷村庄屋 庄治郎

同断 代甚右衛門

同領同郡両差添人 藤三郎

当御領分播州加東郡瀧野村相手 九郎兵衛

右九郎兵衛江相掛り奉歎願候義者、私共義丹州笹山川播州杉原川筋方伐出候材木筏二組立川下ヶ商内仕、山方一統御年貢相続并渡世仕候処、右川筋瀧野村九郎兵衛義先規^①方御運上として筏壹艘二付通用式匆宛二取立被居候処、近来九郎兵衛下請と唱候者共追々際限無之筏艘数ヲ相増取立候二付、山方筏渡世之者共難渋仕候義二付、右九郎兵衛方江以来先規之通取立呉候様段々歎キ引合候処、銀高二忝歩宛二取立候定法杯と我俣之義申張、剩此義一統及不承知二候ハ、筏川下ヶ相止杯と權威ニ募り、一向頓着仕呉不申候二付、無據不得止事御代官所并御地頭所江願出添翰頂戴仕乍恐奉歎願候間、何卒厚御憐憫を以相手九郎兵衛早々御召出之上、先規之通り筏壹艘二付通用式匆ツ、取立呉候様乍恐御理解被為 仰付渡度奉願上候、右之通 御聞濟 被

為成下置候ハ、廣大之御慈悲一統難有仕合奉存候、尤惣山方并筏一統罷出可奉歎願義ニ御座候得共、多人數之義奉恐入候二付、我々惣代を以乍恐奉願上候以上（後略）

傍線部①と②より、山方・筏師の惣代らが、近年「九郎兵衛下請」が際限なく筏の数を水増しして取り立てていることを受け、従来通り筏一艘につき通用二匆を五分一銀とするよう、姫路代官から阿江九郎兵衛に申し付けてほしいと願い出たことがわかる。ここでいう「九郎兵衛下請」とは、「筏運上銀請負人」のことである。この「筏運上銀請負人」の設置経緯は不明であるが、天保六年（一八三五）の瀧野舟座の下請設置以降、瀧野舟座の組織が舟方と筏方に二分され、それぞれに下請が置かれたものと推測される⁷。なお万延二年（一八六一）以降、この「筏運上銀請負人」は舟町村惣左衛門が担っていた。

ここで注目されるのは、傍線部①にある通り、瀧野舟座が山方惣代と筏師惣代が従わない場合、筏を差し止めたことである。これは關龍灘一帯で材木を川下げする場合、一度筏を解体した上で材木を陸揚げし、その後材木を筏に組み直す作業が上瀧野村で行われていたためである。なお筏の中継作業については、対岸の新町村が上瀧野村を凌ぐ河岸として成長した形跡は史料上ほとんど見受けられない。この理由については史料が乏しく判然としないが、材木輸送の

特殊性、すなわち荷揚げや陸送が容易ではなく、また筏を組み直す際、一定の作業スペースが必要であることを鑑みた場合、上滝野村の立地が新町村より優位であった可能性を指摘するに留めておきたい。

さてこの願書を受け、滝野舟座元阿江九郎兵衛は、次の通り姫路藩の代官に返答した。

(前略) 先月六日筏師惣代多人数罷越掛合候者、近年御運上銀多分ニ被取立候間、已来者此度新規ニ筏師方艘積り之分附帳差出候間、此帳面通りニ而御運上銀取立呉候様申ニ付、筏之儀多少太細際限無之品ニ付、於船座者夫々筏代呂物ニ寄、直段百目を壹艘と積り銀式匆宛往古方五分一御運上取立来り候趣相答候処、惣代之者申候者右様之儀承知無之候ハ、筏は積置流し不申杯と申候而掛合も行届不申候儀ニ御座候、然ル処歎書ニ申候得者、無際限筏之艘数を相増過分之御運上銀取立、筏流し候を相止メ、又者私権威を申募り候杯と相認有之候得共、全右様之儀一切無御座候、乍併是迄無人ニ而下夕渡シ致候儀、迷惑之筋も有之候ハ、当年方私手支配ニ致し、筏師立會之上、直入致し先規之通五分一銀嚴重ニ取立可申候間、願人共江右之趣乍恐御理解被為 成下候様奉願上候

願書から、筏師惣代が今後は筏師から差し出す「分附帳」通りに

五分一銀を取り立ててほしいと掛け合ってきたこと、それに對し阿江九郎兵衛が、舟座では筏は大きさにばらつきがあるので材木の値段一〇〇目を一艘として、一艘につき銀二匁を五分一銀として徴収していると返答したことがわかる。

これら二つの史料から、当該出入が滝野舟座の「筏支配請負人」の不手際というよりむしろ、滝野舟座と筏師惣代・山方惣代の間で筏一艘の定義の違いが問題となつて生じたことが明らかである。すなわち滝野舟座は、筏の値段一〇〇匁につき一艘とするのに対し、筏師・山方両惣代は、材木値段に関わらず筏の姿をそのまま一艘とみなしていた。

このように両者の主張は真つ向から対立したが、結局この出入は姫路代官のもとで決着がつかず、上訴を受けた大坂代官によつて翌年五月に「先規之通筏見積之儀代銀百目を壹艘と相積、五分壹銀式匆宛御運上役銀取立、実意ニ取斗可申答ニ約定いたし双方無申分熟談内済」がなされ、「先規之通」である滝野舟座の主張が全面的に認められることとなつた。ここから滝野舟座の主張の方が的を射たものであったことが判明する。この時期になつて筏師・山方惣代が従来の筏の換算方法を批判する出入を起こしたのは、当該期木材需要と材木価格が高騰し、滝野舟座の五分一銀も高額になつたことが背景にあると推測される。

なおこの出入は滝野舟座の勝訴となったわけであるが、その一方で大坂代官も、五分一銀の高騰に対処する必要性は認識していた。この点については、大坂代官の出役である友沢の発言からうかがうことができる¹⁰。

其趣御出役友沢様へ扱人方申上候処、友沢様被 仰候は、右之濟方ニ而者暫時之納リニ而、又々後年再発可致と難斗、且姫路表江返翰之致方も無之杯被 仰、五分一銀式割引ニ相減し、銀百目ニ式匁之所老匁六分取立ニいたし遣候様には不相成哉と御尋被成候へ共、此義前書ニ奉申上候通、御運上所之義殊ニ 御領主様御代々御城付之義私共了簡を以御定法之役銀見引仕候義は決而得不得、荷主と相寄仕候節、前書申上候通少々私ニ見込者付遣し可申と申上候

出役友沢は、従来通りでは問題が再発しかねず、姫路藩に返翰のしようがないとして、阿江九郎兵衛に対して五分一銀を二割減額してはどうかという提案をしている。しかしこの友沢の提案に対し、阿江九郎兵衛は姫路藩代々の運上である以上、「御定法」として額面を減らすことは決して出来ない、譲歩できるのは内々に見込みをつけることくらいであると断っている。ここからは筏師側の主張に理解を示し抜本的な解決を目指すも、姫路藩の運上への配慮から滝野舟座の主張を全面的に認めざるを得ない出役友沢の苦しい立場がう

かがえよう。

以上、幕末期五分一銀の高騰が地域で問題となったものの、大坂代官が姫路藩への配慮からその問題を解決できなかったことを述べてきた。しかしこの時に大坂代官が五分一銀の高騰問題を解決できなかったことは、加古川で大量の御用木が川下げされるにあたって問題を引き起こすこととなったのである。

二 御用木川下げと滝野舟座の特権

前述したごとく、幕末期、朝廷に加え、將軍、幕府役人、諸大名の集結した京都・大坂では、彼らの滞在する居宅や政務をとる役所の修築・造営、軍事施設の設置などが急ピッチで進められた。かかる建設ラッシュを受け、京都・大坂には大量の材木が集約することとなる。

次の【表1】は、幕末期に加古川で川下げされた御用木とその用途、材木の本数、筏艘数、滝野舟座への五分一銀額について、『阿江家文書』から確認される限りまとめたものである。幕末期加古川ですべての御用木の川下げを網羅するものではないが、その傾向がある程度把握することが出来る。

【表1】から、幕末期の加古川では春日社、京都御所、天保山御用場の建造及び修築に利用される材木が大量に川下げされたことが

わかる。幕末期、畿内が海防、政治の拠点となり、天皇の権威が高まる中で、それにふさわしい施設が要求される。この中で、近隣の加古川筋でもかかる需要に応える木材の川下げがなされたのである。なお、当時もつとも多くの材木を川下げしたのは一橋家である。同家の材木は多可郡一帯に広がる一橋領から川下げされたもので、江戸深川まで廻送されたことが確認されるが、その具体的用途については不明である。

この【表1】で注目されるのは、御用木の五分一銀額である。南都春日社が二三八本に対し八五二両、京都御所が二〇六本に対し一貫八九二匁、天保山が二九六本に対し一七両と、材木の本数に比して五分一銀が高額であった。これは先に述べた通り、筏一艘を銀一〇〇目として換算したためであるが、かかる高額な五分一銀の徴収は、以下に述べるように御用木に対する五分一銀の不払いや、滝野舟座による筏の差し止めなどの問題を引き起こした。

① 春日社御用木の差し止め

文久三年（一八六三）大和春日社の式年造替に向け、加古川上流部からその建築資材が川下げされることとなった。この件に際し、文久二年五月六日、姫路代官である松崎彦右衛門が上滝野村庄屋に次の通り書状を送っている¹¹⁾。

【表1】幕末期川下げされた御用木一覧

元号	用途	本数	筏艘数	五分一銀	備考	出典
文久2年	南都春日社	(檜) 134本	173艘	246両		『阿江家文書』715
文久2年4月 ~同3年3月	南都春日社	(檜) 104本	303艘	606両	流木分	『阿江家文書』715
文久3年	京都小堀様御用材 (京都御所)	(檜) 206本	916艘	1貫892匁		『阿江家文書』719
文久3年	水戸殿御用木	1500本程				『阿江家文書』725
元治元年	大坂天保山御用場建築	(松) 200本、 (桁) 96本	8艘5分	17両		『阿江家文書』727

先達而春日社材木瀧流し無滞相通候様先方御文通有之候ニ付、其節無滞相通様申遣し候処、王子村庄屋方申出候者、五分一銀取之不申候而者古格相外れ候ニ付伺出候ニ付、其節御定法之通五分一取之無滞相通可申旨申付置候、然ル処先方役人当地へ罷越段々御懸合之上、只今大河内市部様方御代官御呼出之上、右材木三拾本斗此度無滞相通置、追而御定法之五分一銀御渡と相成候事ニ候間、此状着後無滞相通可申候、然ル所丹州方下ケ候人足ハ罷帰り候由ニ付、瀧野村人足ニ而高砂湊迄無滞相下ケ候様右先方役人頼ニ有之候間、右様承知ニ而相下ケ可申候已上
(文久二年)九月九日亥ノ下刻

松崎彦右衛門手付代印役所^①

上瀧野村 庄屋

追而材木下ケ候義ニ付、御地頭より右障有之候者其旨右者ニ可申出候、但川下ケ人足賃は先方役人へ懸合可申候、尤彼是六ツケ敷候ハ、上方御懸合之上御渡し御成候間、此段承知之上何分無滞御通可申事

春日社の役人からの掛け合いを受け、滝野舟座に筏の差し止めをやめさせるよう、松崎彦右衛門役所が上滝野村庄屋に命じたものである。この書状から、春日社の五分一銀不払いに対し、対抗措置として滝野舟座が筏を差し止めたことがわかるが、この背景には、【表

1】で確認した通り五分一銀が高額であり、滝野舟座と春日社の間で五分一銀の徴収について折り合いがつかなかったことがあったと推測される。

またここでは、この書状が滝野舟座座元ではなく、上滝野村庄屋に出されたものであること、書状内で松崎彦右衛門役所に対し、加西郡滝野組王子村の庄屋が滝野舟座の五分一銀徴収の古格について回答していることに注目したい。別史料でも、春日社からの五分一銀の用捨願を受け、姫路代官は「可相成事ニ候間右銀高ニ而相済シ候而ハ如何有之候哉、若不相成事ニ候ハ、上ニ方御拂ニ可相成儀ニ候間、爰所用捨いたし候テ可然候間否哉急ニ可申出旨船座へ可申聞候」と支役庄屋である上滝野村・王子村の庄屋を介して滝野舟座に減額に応じるよう暗に命じており、ここから両庄屋が当時代官から滝野舟座への通達や問合せに対応していたことがわかる¹²。

なおこの支役庄屋とは、組中惣代の庄屋から選出されたもので、大庄屋の職務を補佐するべく近世後期姫路藩の大庄屋組にそれぞれ置かれたものである¹³。つまり上滝野村・王子村の庄屋は、滝野組大庄屋のもと、滝野舟座への伝達やその活動を監督する業務の一端を支役庄屋として担っていたといえる。ここからこの時期の舟座の座元職は、大庄屋の役務の一環として担われるようになったことがうかがえる。天保期滝野舟座に下請が設置されて、座元は経営から

切り離された。結果座元職は、大庄屋の身分特権としての性格を薄め、滝野組大庄屋の役として阿江家が担うものに変化したと考えられるのである。

② 京都小堀代官御用木（京都御所用）の五分一銀不払い問題

次の史料は、文久三年（一八六三）四月、京都御所用の材木からの五分一銀徴収に際し、滝野舟座元阿江進之助が姫路代官に提出した願書である¹⁴。

奉差上願書之事

一 筏九百拾六艘

但 檜材貳百六本

内 百貳拾貳本 四月二日改

八拾四本 四月八日改

此五分一役銀壹貫八百九拾貳匁

外 二九拾四両六分 小船積料

右者京都 小堀様御用材と申立同所材木屋嘉四郎と申者、去戌年 小堀様御添触持参仕候二付、当船座五分一役銀者流木之御二相極メ受取可申掛合仕候、御添触之写し其節奉入御覽候、然ル処当二月晦日檜材百六本川下ケ仕候処、五分一役銀之儀ハ高砂炭屋鉄右衛門方ニ而相渡申度候間、夫迄猶豫致具候様相頼申候二付、則鉄右衛門方江受取ニ老人遣し候而受取申候、尚又此

度前書之通り流木仕候二付立会相改、後日相對之上五分一役銀相極メ候処、又候此度も鉄右衛門方之為替銀ニ而相渡可申候間、何卒相待具候相頼候得共、其儀難相成旨断申候処、段々願出候共無據其約定ニ而乗り下ケ為致候、則老人を以 受取ニ差遣し候処、先方申候者左様之相對者不致、尤役銀可相渡答者無之押而受取度候ハ、京都 小堀様於御用所ニ可相渡杯強情申募り一向頓着致不申拔荷同様之致し方ニ御座候二付、柴之儀ハ鉄右衛門方ニ先方ニ役銀勘定相濟候迄預り具候様相頼候得共聞入具不申、再三使ヲ以是非ニ相預り具候様又其許為替銀ニ而定之役銀相渡具候様精誠引合仕候得共両様共頓着仕具不申、何卒下ニ而相濟度奉存候得共、右之次第ニテ最早致し方無御座候二付、乍恐何卒御威光ニ而鉄右衛門と先方ニ役銀勘定皆済仕候迄ハ幾日ニ而も預り置候様被為 仰付度幾重ニモ奉願上候（後略）

文久二年二月、滝野舟座元阿江進之助は、京都の材木屋の嘉四郎に筏を川下げする時に五分一銀の徴収を掛け合ったが、翌年、嘉四郎が高砂炭屋鉄右衛門方で五分一銀を支払うのでそれまで徴収を猶予してほしいと頼んできたため、その時は受け入れた。しかし再度筏が川下げされるにあたって、嘉四郎がまた鉄右衛門方の為替銀で五分一銀を支払いたいと頼んできた。そこで後日鉄右衛門方に五分一銀を受け取りにいったところ、嘉四郎とそのような取りは

していないし、そもそも御用木に対して「役銀（五分一銀）」を渡す必要はない。どうしても受け取りたいのならば、京都代官の御用所で渡すはずなどと強情を申し募ったため、鉄右衛門に先方が五分一銀を支払うまで（嘉四郎の）柴荷物を差し止めるよう求めたが鉄右衛門も聞き入れなかった。そこで座元は、嘉四郎と鉄右衛門が五分一銀を皆済するまで、滝野舟座が荷物を差し止めることを姫路代官に認めてほしいと願った。以上が願書の内容である。

この事件の背景にも、御用木であることを理由に、小堀代官側が高額な五分一銀の支払いに難色を示したことがあると考えられる。この願書を受けた姫路藩がどのように判断したかは不明であるが、幕末期の朝廷の位置を鑑みた場合、姫路代官が京都御所の御用木の差し止めを求める滝野舟座の願書を容れることは出来なかったのではなからうか。

③ 水戸一橋家御用木の差し止め

文久三年（一八六三）加古川では水戸一橋家御用木が川下げされたが、この時にも筏が差し止められたことが酒井家江戸御留守居の家老から姫路の家老高須隼人に宛てられた書状より確認される¹⁵。

以手紙致啓達候 公辺御用材当館扱二而丹州大名草村宛敷より
伐出、其御領分播州瀧野川筋筏下ケいたし候処、同村船座ニお

いて分一銀取立方不都合之儀も有之哉二而廻木遅滞いたし候様
木材扱向申付置候、積坂喜代平申出候、右者兼而川浦へ御触書
之次第も有之着材差急候事ニ候得者、分一銀之儀者当役所ニ而
心得取斗儀も可有之候間、御用材川下ケ差支無之様早速御在所
表へ御通達御座候様致度如斯仰御意候已上

七月

大内半兵衛

大金洗蔵

庄司修三

酒井雅楽頭殿御留守居様

右之本文分一銀之儀ニ付、川下ケ障取候而者時分柄出水散乱之
憂も難斗候間、旁宜敷御取扱致度候

水戸中納言様御家来中々爰元御留守居迄別紙忝通書状ヲ以申越
申候間、表御用人を以差出し候間則差遣し申候、宜敷御取斗可
被成候已上

七月廿九日

松平孫三郎

柴田左門

大河内帯刀

高須隼人様

前半の書状からは、一橋家中である大内半兵衛らが姫路藩江戸留守居に対し、滝野舟座の五分一銀取り立てに「不都合之儀」があり御用木の川下げが滞っていること、材木が到着すれば五分一銀も支払われるはずなので早急に筏の川下げを行うよう舟座に通達するよう求めたことがわかる。そして後段部では、姫路藩江戸留守居の松平孫三郎らが、五分一銀が材木川下げの差し支えになっては時節柄出水して材木が散乱する憂いもあるので、姫路にいる家老高須隼人に取り計らいを求めている。以上が書状の内容である。

ここでは、当時将軍後見職にあった一橋家の要請とあつてか、姫路藩の家老が直接この問題に対応していることが注目される。滝野舟座の筏の差し止めは、中央政局における姫路藩の立場をも悪くしかねない問題と判断されたためであろう。

以上、御用木の川下げに際し発生した五分一銀の不払いや筏の差し止め問題を見てきた。幕末期、畿内・近国を中心に御所修築や台場建築などの建設需要が高まり、それに伴い加古川でも御用木の川下げが盛んになった。しかしそのことが、従来の滝野舟座による木材の川下げや五分一銀の徴収との間で矛盾を引き起こしたことは明らかであろう。結果、加古川での御用木川下げをめぐる、滝野舟座

と春日社・京都代官・一橋家などが衝突することとなったのである。

なおこれらの材木は、畿内・近国の政治・軍事拠点に対応すべく必要とされたものであり、その輸送は重要な政治課題でもあった。そして当該期の姫路藩は、万延元年（一八六〇）に藩主となった酒井忠績が文久二年に京都所司代の代行を勤め、翌年六月に老中首座として禁裏守衛や海防を担うなど幕政の中核にあった。京都御所や一橋家、台場建築の御用木材すら差し止めようとする滝野舟座の主張は、姫路藩にとって都合の悪いものとなっていったことは容易に推測されよう。では姫路藩はかかる事態に際しいかなる対応をみせたのか。次で検討したい。

三 筏支配人の設置

次の史料は、元治二年（一八六五）四月に滝野組支役庄屋で王子村庄屋である東郷全右衛門が、御用木の五分一銀について姫路代官に提出したものである¹⁶。

奉指上形合書之事

瀧野組王子村庄屋東郷全右衛門

- 一 上瀧野村船座へ相籠り候筏御運上之儀者是迄上瀧野村九郎兵衛支配仕候処、猥ニ取扱いたし候ニ付既ニ御運上へ差響候姿
- 二 相成候故、先月八日ニ私江筏支配被為 仰付奉畏、筏師へ

掛合之上双方和談行届、追々筏川下ケニ相成候処、此度大坂西御番所様御台場掛り勝部季之助様方大坂御用達大坂屋源吉御召出し之上今般御公儀御用木瀧野川筋へ御下ケニ相成候処、同村九郎兵衛義筏代銀百目ヲ老艘と見積り五分一銀弐匁宛運上銀可取立候趣ヲ以右運上銀請取候ニ付、右九郎兵衛召出し取調候処、御用木ニ而も運上銀可取義申立候、右者全心得違之廉も有之候間、此度請取候御用材運上銀差戻し公儀御用木之義者以来不差滞早々川筋差通し候様可仕旨右御用達大坂屋源吉方口上書相廻り候得共、御公儀御献上木之義者五分一銀受取不申候得共御公儀御用材ニ而も御買上ケ相成候分者先規より御定之五分一銀受取来り申候、尚又一昨未申方南都春日社御用材并水戸様御用材流木ニ相成候得共、御買上ケ之儀ニ付五分一銀先規之通受取申候、尤田高筏座当時斉藤蔵様御代官所と筏座支配人上瀧野村へ出張ニ而御公儀様并諸家様之御用材ニ而も御買上ケニ相成候分ハ御運上銀古来之通請取候ニ付、当筏座も同様ニ請取可申義ニ御座候、尤先月八日方私筏支配仕候得共、御公儀御用材ハ流木不仕候、依之形合奉申上候已上

元治弐巳年四月

筏支配人 東郷全右衛門

右之通形合奉差上候已上

大庄屋 阿江小太郎

後見 東郷全右衛門

石川仙太郎様御役所

大坂町奉行所御台場掛から阿江九郎兵衛が受け取った五分一銀の返納と、公儀御用木の速やかな川下げを命じられたことを受け、東郷全右衛門が公儀御用木についても買い上げた木は五分一銀を徴収しており、また田高舟座・筏座も同様に徴収しているので「当筏座」でも同様にすべきと見解を述べたものである。

この史料から、次の四点を指摘しておきたい。第一に、姫路藩が東郷全右衛門を筏支配人とする筏座を設置した点である。この筏座は、史料冒頭にある通り、元治二年三月八日阿江九郎兵衛が舟座をみだりに取り扱い運上にも差し障ったことを受け置かれたものである。なお元治二年三月に筏座が設置されたのには、その前月に姫路藩主酒井忠績が大老となったことと無関係ではないと考えられる。幕政の全権を負う大老として、自藩の運上座である滝野舟座の五分一銀徴収が「公儀御用木」の川下げの支障となっている事態は都合が悪かったのである。いずれにせよ幕末期加古川での「公儀御用木」の川下げ需要の増加に対し、滝野舟座は対応できなかった。姫路藩もかかる事態を看過できず、公儀御用木の川下げに対応するべ

く、筏支配を舟座から独立させざるをえなくなったのである。

第二に、支役庄屋であった東郷全右衛門が、筏支配人となった点である。史料にもある通り、筏支配人となった東郷全右衛門は、筏師側と一度は五分一銀の徴収について「和談」している。ここからは、彼が滝野組大庄屋に代わり滝野舟座の筏支配に関わる業務の中核を担っていたこと、またそのような彼が材木生産地からも一定の信頼を得ていたことが推測されよう。姫路藩もそのような人物を「筏支配人」に据えることで、五分一銀徴収にかかるトラブルを未然に防ぎ、筏の川下げの円滑化を図ろうとしたのではなからうか。

第三に、当時の座元であった阿江小太郎が、大庄屋として筏支配人の提出した願書に奥印している点である。これはすなわち筏支配人が滝野組大庄屋の監督下に置かれたことを意味している。阿江小太郎は、直接の筏支配から距離を置きつつも、御用木の川下げを担う筏座を現地で監督する者として位置づけられたといえよう。

第四に、大坂町奉行所が「公儀御用木」からの滝野舟座の五分一銀徴収を真つ向から否定したことである。これは享和期の筏座設置以降、幕府が初めて姫路藩の河川交通政策に介入しようとしたものであるといえる。しかし姫路藩が新たに設置した筏座の筏支配人が買い上げの御用木からも五分一銀を徴収すると述べているように、最幕末に至っても姫路藩は大坂町奉行所の介入を受け入れなかった。

以上、幕末期御用木の川下げ需要の増加を受け、滝野舟座による五分一銀の徴収仕法がそのネックとなったこと、御用木を迅速に川下げするべく、姫路藩が滝野舟座から筏支配を独立させるとともに、阿江家をその監督者として位置づけたことを述べてきた。以上を踏まえ次節では、維新期の加古川交通においてかかる滝野舟座の特権や阿江家の身分がどのように取り扱われるのか、新政府の政府としての限界やその身分政策、姫路藩の政治的立場を踏まえ検討していきたい。

第二節 滝野舟座の廃止過程とその特質

一 滝野舟座の五分一銀徴収廃止

慶応四年（一八六八）一月一〇日、新政府は旧幕領・親藩領を朝廷領として政府が直轄支配することを宣言した。これを受け、新政府は直轄地を統治する鎮台を設置、二月に裁判所と改称した後、この裁判所の管轄する地域を統括する県を置いた。加古川流域でも、慶応四年閏四月二八日丹波国氷上郡の旧生野代官領が久美浜県に、続く五月二三日播磨国の旧谷町代官領が兵庫県に編入されることとなる。これに伴い、大坂代官が管轄していた区間の加古川交通の支配も兵庫県が担うこととなった。

では、版籍奉還以前の兵庫県の加古川交通政策とはいかなるものであったか。明治二年（一八六九）二月一〇日、兵庫県は筏座・田高舟座の廃止を通達した。その通達が次の史料である¹⁷。

丹州本郷川播州田高川杉原川船座筏座之儀

御一新二付旧弊相改今般相廢候、右二付而者村々之もの共津出等之無煩諸産物潤沢生産追々諸色騰貴不及様可心掛もの也

巳二月

兵庫県裁判所御判

この史料から、兵庫県が、舟座と筏座を津出しや産物生産の妨げと認識していたことは明らかである。ゆえに兵庫県は田高舟座・筏座を廃止したわけであるが、この前提として第一節でみた幕末期の五分一銀の高騰問題があったことは容易に推測される。兵庫県は、運上座そのものを廃止することでこの問題の解決を図ろうとしたわけであるが、兵庫県が管轄していたのは上滝野村以北の加古川交通であり、上滝野村以南については、新政府成立後も依然として姫路藩の支配下にあった。そして姫路藩は、筏座・田高舟座廃止後も滝野舟座を存続させる方針であった¹⁸。

そのため二月一五日には丹波・播磨の筏師が、二月二十八日には新町村の舟持らが、それぞれ兵庫県の社村出張所に滝野舟座の廃止を求め出訴している¹⁹。ここで注目したいのは、社村出張所が彼らに

滝野舟座の支配に従うよう申しつけたことである。

では、社村出張所が兵庫県の加古川交通政策と相反する判断をした理由とはなにか。次に掲げる史料から検討したい。新町村が、社村出張所の裁許後も滝野舟座に無断で荷物を川下げした²⁰。このことを受け、三月一七日社村出張所の小林肇が滝野組書役の重兵衛と新町村舟持を取り調べた。次の史料は、その際のやりとりを記録したものである²¹。

同小林肇様方被 仰出候ハ先月廿八日は迄之通可仕旨急度申付置候処何故抜荷致候哉 御差当ニ相成候ニ付船持共方御答申上候ハ先月十七日兵庫県ニ罷出候処 御廢止被仰渡候ニ付荷物積下ケ候由申訳ケ致候へ共、又被 仰出候ハ仮令十七日如何様承り候とも其後廿八日ニ当役所方是迄之通申渡候儀ハ如何相心得候哉此儀申訳ケ可仕旨御叱り之上以来暴行仕候ハ、急度可及沙汰被 仰渡右二付一札差上可申旨被 仰付候（中略）尚又双方へ被 仰渡候者は是迄ハ田高川掛り候ニ付願面取上ケ致候へ共、万石已上之領分ハ何事も官家之御構ひ無之義ニ付依頼願面取揚不致候間領主ニ而者頓着いたし候様被 仰渡願書類御返シニ相成候、尤新町村之儀も同様相心得候様被 仰渡難有御請奉申上罷帰り申候、翌廿一日新町村一札相認御出張所へ差上候仍承申候

小林は、二月二八日に滝野舟座の特権は従来通りとしたにも関わらず、新町村が従わなかったことに対して「御叱り」をした上、今後暴行を働けば沙汰するとして、滝野舟座の特権に従う旨を一札にして差し出すよう申しつけたことがわかる。

ここでは傍線部、小林が双方に対して、これまで自身の管轄する田高川に関わることで滝野舟座に対する願書を取り上げてきたが、万石以上の領分については何事も官家に構いがないので、今後は取り上げないと述べていることに注目しておきたい。

かかる新政府のあり方を受け、加古川流域の各県・諸領は、直接姫路藩に滝野舟座の特権廃止を求めようになった。三月二七日、姫路藩に対し、丹波氷上郡の久美浜県支配所、織田出雲守領地、水野肥前守領地の村々、そして多可郡の兵庫県支配所、桜井遠江守領の村々が相次いで五分一銀の廃止を求め訴訟を起こしている²²⁰。これを受け姫路藩は、各県・各領主に対して自身の見解を示した書状を送っている。次の史料は、このうち織田山城守家中に宛てたものである²²³。

(前略) 其御領分丹州氷上郡筏師惣代を以、当領分加東郡瀧野船座小太郎へ掛り五分一銀多分取立難渋之旨或此度廃止之儀願出候趣を以、惣代之もの御差出ニ相成候処、右瀧野川之儀ハ元来小太郎先祖之者開拓いたし通船流筏等相替申候格別之旧功有

之候ニ付、船座稼差免数百年相続仕来罷在候、既ニ先月十八日多可郡鳥羽村茂兵衛と申者筏師惣代として兵庫県御出張所社村江小太郎相手取願立候ニ付、双方御呼出相成代人差出候処由緒御尋ニ付前文之次第申立候処、格別之由緒有之儀ニ付是迄之通り相心得候様双方江被 仰付候次第其節小太郎方届出居候、尚又五分一銀先規之通り取立之儀相替候儀決而無之旨申立候間、惣代之もの江右次第柄御承知之上厚御利解可被下候此段御報得御意候恐々謹言

三月晦日

出淵七兵衛

齋藤五平

坂部三右衛門

榊原源八

藤田六郎左衛門様

菊池雄輔様

織田山城守領の筏師惣代が、滝野舟座元阿江小太郎の五分一銀取立が難渋であるとして廃止を願い出てきた。しかし滝野川は阿江小太郎先祖の者が開拓し、通舟や筏流しが始まったという格別の旧功があるため、阿江家が舟座を数百年相続してきたものである。二月一八日、筏師惣代多可郡鳥羽村茂兵衛が社村出張所に運上座の廃

止を願い出たが、滝野舟座がその由緒を申し立てた結果、社村出張所より滝野舟座の存続を認める判断が下されたと小太郎から届も出ている。また五分一銀は、今後も従来通り取り立てるつもりである。この経緯を御承知の上、織田山城守領の筏師惣代の者に理解するよう申し付けてほしい。以上が史料の内容である。

この段階の姫路藩に、舟座を廃止するつもりがないことは明らかであろう。しかしながら姫路藩は、四月三日に一転して五分一銀の徴収を停止する判断を下した。この経緯については、兵庫県民生掛が四月一日に姫路藩郡奉行を呼び出した際に交わされたやり取りからうかがうことができる²⁴。

(前略)当月朔日兵庫県方民政係り御呼立ニ相成、郡御奉行榊原様兵庫県江御出張ニ相成候処、(中略)其御領分滝野船座之儀、当縣支配所多可郡村々江鑑札渡し置候間、此分ハ五分一銀不差出候由被仰候ニ付、則御答ニ者、滝野船座之儀元来滝野大庄屋先祖之者滝野川開発いたし舟筏通行相肇候旧勲有之候義ニ付、今更滅却相成候而は一家飢渴ニおよび候段被 仰立候得者、何分諸国とも同様之義ニ付、老人勲功有之候共致方無之候由、御領主方御手当ニ而も御遣被成候ハ、宜敷哉と被仰候、又御答ニハ何れ手当を遣し候事ニ致度候、諸藩領之分ハ如何と御尋有之候処、是ハ御勝手次第と申事ニ被仰候

兵庫県民生掛から、多可郡の兵庫県支配所の者に対しては、五分一銀の徴収を取りやめてほしいと掛け合いがあった。それに対し姫路藩郡奉行の榊原は、滝野舟座は滝野組大庄屋先祖が滝野川を開発し舟筏の通行を始めた旧勲があるので、今更廃止すれば阿江家が飢渴すると回答した。すると民生掛は、そのようなことは諸国も同様であり、一人勲功があっても致し方ない。領主から手当でも渡せばよいのではないかと述べた。これに対し榊原は、いずれ阿江家に対しては手当てを渡すことにする。しかし諸藩領から五分一銀徴収についてはどうすべきかた尋ねたところ、民生掛は姫路藩の勝手次第であると返答した。

ここでは兵庫県が、阿江家の旧勲や飢渴の問題については、姫路藩内で対応すべき問題と判断したことに注目しておきたい。新政府の身分政策は、幕末期の身分実態を認め、その変化を促進する形で身分制を解体していくというものであった²⁵。阿江家もまた幕末期に急増した御用木の川下げを受け、その監督者として位置づけられることとなったのであるが、ここでの姫路藩の主張は、数百年前の「旧勲」により、阿江家に河川交通支配を委ねているというものであった。兵庫県の態度の背景には、統治身分としての武士とそれ以外の諸身分が明確に分別される中で、「旧勲」のみで河川支配の担い手として位置づけられたとする阿江家について、兵庫県として統

治身分と認めるには及ばないという判断があったと推測される。さらにここでは、兵庫県が他藩の五分一銀徴収については姫路藩の勝手次第として、介入する気がなかったことにも注目しておきたい。

さて榊原は、かかるやりとりを受けて、阿江家に対し次のように申し渡した²⁶。

則御請ニ而御帰藩之上、右之通被 仰渡候、尤私領者取立候而も不苦候得共、御料ハ不取立、私領ハ取立候而者不相治、何分天朝之 御趣意ニ奉禮認、公料私領之分共一同取立不申様此度違変申候而者、 殿様之御次第も拘り候間、旧勳空く不相成様、厚 御手当被下置候間、益銀書出候様被仰付段々御理解ニ有之候間、扱無御受申上左之通嘆願書并益銀負數書差上度、則七日方筏諸荷物五分一銀取立相止申候（後略）

榊原は、兵庫県の申し出を受けた上で、御料は取り立て、私領は取り立てないとあつては私領側が収まらず、また天朝の仰せであるので御料・私領ともに五分一銀は取り立てないことにすると阿江家に申し渡したことがわかる。なお後に姫路藩は、この当時のことを振り返って「當時府藩縣差跨候儀、民部省江可伺出御布告以前二付、規則相立兼不得止、須曳運上銀取立為相休候」と述べている²⁷。ここから明治二年春の時点で、新政府には異なる領地間の問題を取り扱う権限がなかったことがわかる。この榊原の発言には、兵庫県は

私領の五分一銀徴収を否定はしなかったものの、当時の新政府が、兵庫県のみの五分一銀徴収廃止によって発生が予測されるトラブルを解決することは出来ないという判断があったと推測されるのである。

またここで榊原は、天朝の意志に異を唱えては「殿様之御次第」に関わるとも述べている。榊原が「殿様之御次第」を考慮したのは、当時の姫路藩の政治的立ち位置がある。すなわち、前藩主酒井忠悼が鳥羽・伏見の戦いで慶喜に随行して大坂を退去して以降、姫路藩は朝敵として官軍の討伐対象となった。姫路藩自体は慶応四年一月一七日に開城したものの、忠績・忠悼が慶喜に恭順したため、忠悼は三月七日官位剥奪の上、入京禁止となった。そして五月五日、忠績が江戸の大総督に対し、天皇家の臣となるならば所領没収を望む旨の嘆願書を提出したため、新政府の反感を買い、姫路藩の存続自体が危ぶまれる事態に陥っていた。五月二〇日、忠悼の蟄居と忠邦を新たに藩主とすることで藩存続は許されたものの、藩内では忠績・忠悼の静岡藩家臣で忠悼実弟の酒井忠恕への預け、両名側近らの処分などが行われた。そして姫路藩は、新政府への恭順を示すべく、明治元年十一月に版籍奉還の建言書を提出、翌年六月一七日には早々に版籍を奉還することとなった。

この時期、姫路藩は藩の存続をめぐって極度の緊張状態にあった

といえる。榊原は、新政府に姫路藩の恭順を示し、その施策に従うとする姫路藩の立ち位置を分かりやすく示す方が藩にとって得策と判断したと推測される。

以上、兵庫県に加古川交通政策と姫路藩の対応に着目して、五分一銀の徴収が廃止される過程を追った。版籍奉還前の新政府は、個別の藩の問題に介入できず、また領域の違いを越えた問題を解決できないという点で中央政府としての限界を抱えていた。そのことは、非領国地域において、同一河川であっても河川交通政策が一貫せず、どの県・藩に所属するかによって特権が行使されるかが異なるという矛盾を生み出すこととなった。そして兵庫県は、阿江家の旧勲への配慮は姫路藩の事情であり、兵庫県として配慮する必要はないとの認識を示していた。さらに当時の姫路藩は、その存続をめぐり極度の緊張状態にあった。以上の要素が重なった結果、姫路藩は、自ら滝野舟座の五分一銀徴収廃止を決定するにいたったのである。

二 姫路藩と阿江家の滝野舟座再興運動

先ほど見たように、阿江家の滝野川開削の功績による座元世襲と五分一銀徴収の停止による阿江家の飢渴という姫路藩の主張は、兵庫県から勲功だけで五分一銀徴収の可否が決まるものではなく、阿江家の河川開発の勲功も取り上げるに足らないとみなされた。

では五分一銀徴収の廃止後、姫路藩は滝野舟座や阿江家にどう対応したのであるか。『阿江家文書』から、郡奉行の榊原が滝野舟座の五分一銀徴収を廃止するにあたって「旧勲空く不相成様厚 御手当被下置候」と述べた通り、姫路藩が三七俵二斗の御手当米を阿江小太郎に支給していることが確認される²⁹⁰。この段階の姫路藩は、滝野舟座そのものを廃止したわけではなく、滝野舟座附荷物の特権については引き続き行使を認めていた。ここからは、幕末段階で阿江家が筏座の監督者とまで位置づけられたことに対する姫路藩の配慮があったことがうかがえる。

しかしその一方で、阿江家をめぐる状況は厳しさを増していた。次の史料は、明治二年（一八六九）五月、阿江小太郎が久美浜県に丹州出荷物である茶の運送を願い出るべく、姫路郡奉行所に添翰を求めた願書である²⁹¹。

奉差上願書之事

先般 御趣意被 仰出候方船座古格大ニ退廢仕罷在候折柄、此程同郡新町村之者共旧来方私方ニ而請払仕候丹州出茶荷物久美浜県御産物ニ相成候二付、運送奉願上候由承り是迄之格ニ候ハ、急度差止め可申儀ニ御座候得共、何分混乱之時態如何共可仕様無御座、此俣ニ而茶荷物者勿論丹州御国産類不殘新米村江掠奪被致、私方江一駄も出荷無之候様罷成難渋仕候而已ならず、

諸人之輕悔ヲ請候段何共遺憾之至奉存候ニ付、予メ久美浜県江別紙之通願出度候ニ付 御添翰願出致候ニ付乍恐 御添翰奉頂戴度奉願上候、格別之 御賢慮を以願之通 仰聞濟被 成下候ハ、難有奉存候已上

明治二巳年五月

瀧野大庄屋 阿江小太郎

郡御奉行所

史料から、茶荷物が久美浜県の国産荷物になり、その輸送を新町村が願ひ出たことがわかる。これに対し阿江小太郎は、従来であれば茶荷物は瀧野舟座附荷物として川下げを差し止めるところであるが、瀧野舟座の五分一銀廃止などで混乱しているのでそれもできない。このままでは茶荷物は瀧野舟座に集まらず難渋し、諸人から軽んじられることになり遺憾であると述べている。

姫路藩は、瀧野舟座附荷物の特権を廃止したわけではなかったが、五分一銀の廃止の影響でその行使が実質的にできなくなったことがうかがえよう。このような状況を打開するべく、明治三年一月、姫路藩と阿江家は五分一銀の再徴収を求め、民部省に次のような願書を提出した。次の史料は、姫路藩が民部省弁官に宛てて記した願書提出の経緯である³⁰。

(前略) 瀧野川往古流水巖間二分流シ、舟筏通行不相成候処、

豊太閣時代文禄年中右小太郎先祖与助ト申者開発願立、岩石ヲ切開キ通船流筏相創メ申候、其勲功ニヨリ船座被差面、元和七酉年以来運上銀為致収納先々領主ヨリ由緒書遣リ之、与助子孫之者江不相替申付、右運上銀者小物成高二籠メ取納来候処、去巳年二月中兵庫縣支配所田高川船座廃止ニ相成、同四月中同支配所之者丈ケ於瀧野川船座筏運上銀取立無之様致度旨右縣ヨリ及談判候ニ付、於當藩彼是配慮仕候得共、當時府藩縣差跨候儀民部省江可伺出御布告以前ニ付、規則相立兼不得止須曳運上銀取立為相休候、然ル処運上銀之儀者差當リ當歳入高二関係仕、且小太郎先祖國益開創之功労灰滅仕、當時一家逼飢渴條難捨置藩ヨリ救助罷在候様之儀甚以不都合ニ候間、自今藩縣管轄之無區別、以前之規則ヲ以運上銀取立為致度存候、右ニ付小太郎ヨリ嘆願書并由緒書等別帳四冊相添差上申候、此段御指圖奉伺候以上

庚午三年十一月廿七日

辦官御中

姫路藩

文禄年中小太郎先祖の与助が瀧野川を開削し、舟・筏の通行を可能にしたので、姫路藩はその功績により与助に舟座を許可し、彼の子孫にも代々舟座を申しつけてきた。今は兵庫県から、同県支配の

者に対して滝野舟座の筏運上銀の徴収を廃止するよう談判があったため、運上銀の取り立てそのものを休止している。しかし運上銀は小物成であるため、当藩の歳入に係る。また阿江小太郎の先祖がなした国益開創の功労が灰滅して一家が困窮しており、それを姫路藩が救助している事態は捨て置きたいことである。よって従来通り、滝野舟座による運上銀の取り立てを認めてほしい。以上が史料の内容である。

ここで姫路藩は、阿江家を国益開創の功労者と積極的に位置づけ、阿江家の功労は姫路藩内に留まる問題ではないと主張していることが注目される。また史料からは、明治三年一月までの間に、民部省が府・藩・県に関わる問題を取り扱う機関として位置づけられたことを踏まえ、この願書が出されたことがわかる。姫路藩は、かかる民部省の成立を受け、領域の違いを越えた加古川交通支配の担い手として、新政府から阿江家を公認してもらおうとしたと考えられよう。

次の史料は、阿江家が民部省に宛てた願書である³¹。

一滝野船座ノ儀兼テ達御聴候通り、往古滝野川岩石多、水岩間ヲ漏シ流候処、私先祖阿江與助ト申者、豊太閣様御代文禄三午年於姫路生駒玄蕃頭様へ開発相願、日夜勤勞仕、自滝野至高砂港開拓仕、船筏通行相創候ニ付、為御褒美與助へ船座被

仰付、則高砂港迄滝野川ト相唱通船ノ元祖ニ御座候、元和七酉年本多美濃守様御領主ノ節、始テ御運上銀被仰付、丹播ニ州ヨリ流出候竹木筏並山藪生産ノ品々、五分一銀取立之猶又御米並米穀諸荷物運送等古格有之御運上銀相籠メ従来支配罷在候、(中略)田高川ハ慶長九辰年私先祖與助田高村傳入齊ト申者ニ併力開発仕候ニ付、傳入齊へ田高船座被仰付、是又元和七酉年ヨリ御運上銀相納、筏並諸荷物分一銀取立、並船荷物運漕等滝野船座同様ニ御座候処、後來右傳入齊ノ名跡絶果候ニ付、舊御幕府ノ御支配ニ相成、其後御規則御改ニテ船荷物運漕ノ方ハ船座ト唱、分一銀取立方ハ筏座ト御建分ケニ相成、川筋ニテ望ノ者ヨリ年季ヲ以御請負仕來候処、御一新以來兵庫縣御支配ニ相成、去巳二月中御廢止相成申候、前件ノ通商坐ノ由緒ニ御座候、則田高坐ハ傳入齊ノ跡無之、旧御幕府ヨリシテ年季請負ニ相成候ニ付、御廢止有之候テモ相障不申候へ共、滝野坐ノ儀ハ私トモ與助ノ子孫ニテ開拓以來殆ント三百年連綿相統仕、御先代様ヨリ由緒御聞濟ニテ株附同前被仰付、御得替ノ節ニハ御運上郷村小物成高二籠御引渡ニ御坐候、旧幕府ニツイテモ格別御採用被下置候儀有之、尚又水野様御老中ノ節諸國運上御免ニ相成候へ共、私船座ニハ相替儀無御座候、実兩國ノ運漕自由ニ相成候儀、聊先祖ノ功勞ト

奉存候処、此儘ニテハ廃止モ同様ノ姿ニ成行、久敷御救助奉請候儀、奉恐入、第一御年貢小物成御運上銀ニ差支附テハ先祖ノ旧動空相成候段、千万歎ケ敷奉存候、未タ御一新以来諸國運上御廃止ノ御布告ハ無之様奉存候ニ付、何卒御賢慮ヲ以東京御役場へ被為申立、従前ノ通藩縣御支配所へ區別無之五分一銀取立相成候様、只菅奉歎願候、則別紙認書奉入御覽候御聞濟被下置候ハ、御仁恤ノ程難有奉存候以上

明治三年十月

滝野船座 阿江小太郎

民政御局(後略)

ここから、阿江家の主張は次の通りに理解される。①阿江家が滝野から高砂の舟路を敷設した加古川通舟の元祖であり、その褒美として滝野舟座を仰せ付けられ、元和七年(一六二一)以降丹波・播磨からの御米・諸荷物を支配してきた。②田高舟座もその開発の功を認められ田高村の伝入齋に仰せ付けられたが、伝入齋の名跡が絶えた後は年季請負制となっている。このように田高舟座は年季請負制なので廃止しても障りはないが、滝野舟座は阿江家が三〇〇年相続し、株付同然として支配を担っている。③老中水野忠邦によって諸国運上が廃止された際も、滝野舟座は変わらず存続が認められた。丹波・播磨の運送が自由であったのは先祖の功勞である。④現在の

ままでは滝野舟座は廃止同前となり、姫路藩の救助も恐れ多く、また小物成運上に差し支える事態になれば、先祖の旧功もむなしくなる。⑤現在まで諸国運上廃止の布告はないので、従来通り藩・県の區別なく五分一銀を取り立てることを認めてほしい。

ここでは、阿江小太郎の主張が水運路敷設の由緒にとどまらなかつたことに注目したい。傍線部①にあるとおり、阿江小太郎は、自家を先祖代々丹波・播磨の荷物運送を支配してきた家と積極的に位置づけている。また、傍線部②からは、阿江家の果たしてきた役割が姫路藩領の運上座一般にはとどまらないものであるとの自己認識がうかがえる。阿江家は、領域の違いを越えた河川交通支配を担う特殊な身分として自らを位置づけたといえよう。

さてこの願を受けた東京役場は、阿江家の岩石を切り開いた旧功をそのままにできないとして、一二月に滝野舟座の五分一銀収益について取り調べ提出するよう姫路藩に命じている。そして翌年五月に「姫路藩管下播州上滝野村阿江小太郎船座運上銀一般規則確定マテハ舊ニ依リ徴収ヲ許」されることになった³³。なお明治三年末から明治四年春にかけては、新政府が身分の漸次解体から一挙解体へと政策を転換する移行期である。この中で舟座の運上銀徴収が認められた理由は、阿江家の河川交通支配の担い手としての特異な身分が新政府にとっても否定しづらいものであったこと、運上に関する

「一般規則」が確定していなかったことがあると考えておきたい。

しかし、二か月後の廃藩置県で事態は一変する。廃藩置県後、新政府は身分的な性格を持つと政府が考えた職業を認めないことで、身分制を一举に解体する方針に変化した³³。この中では、身分と特権が一体となっている運上座はもはや存続が認められなくなった。例えば旧姫路藩域を引き継いだ飾磨県では、明治五年一月高砂に設置されていた姫路藩の運上座である塩座が廃止された³⁴。この塩座は、享保年中に塩座を開設した功績にもとづき、その開祖の家の子孫が代々受け継いだものであるが、かかる由緒は廃藩置県後に認められるものではなかったのである。

滝野舟座でも、同様の動きがみられる。明治五年一〇月「多可郡之者ヨリ滝野村地先キ川滝之岩石切開ノ義、旧飾磨県江願立候二付、同縣之採用ニ相成」、そこで掘削費償還の為、益銀を取ることになった³⁵。阿江家は明治五年一〇月に「同縣租税課ヨリ私呼立之上、木村大属殿より五分一銀取立廃止と申渡候二付、先祖ノ由緒申立歎願候得共、一切聞入不相成、此義ハ官命之趣ヲ以不服申募」ったものの、「何分数百年世襲之家産ヲ失ヒ祖先ノ旧功モ灰滅候義二付、再三歎願書出候得共、更ニ採上ケ無之不得已其際ヨリ廃絶ニ及申候」となったのである³⁶。ここによく加古川においても身分的な権利関係を否定し、近代的な河川交通体系の構築につながる下地が構築

されることとなったのである。

おわりに

以上本章では、幕末期に畿内・近国社会が置かれた特殊状況が古川交通や阿江家の身分にいかなる影響を与えたのかを明らかにし、その上で維新时期について、身分特権的な河川交通のあり方がいかに解体されるのか、新政府の統治機構としての限界や身分政策に注目して検討してきた。本章で述べ来たことは以下の通りである。

幕末期、加古川では朝廷や天保山の台場築造などに使用される「公儀御用木」の川下げ需要が増加した。しかし加古川において、御用木が大量に川下げされる前例はなかった。それゆえ滝野舟座による五分一銀の徴収や川下げの手配に矛盾を来たした。このような事態は、当時藩主が老中・大老として幕政の中核にあり、海防・朝廷対応に責任を負う立場であった姫路藩からすれば看過できない事態であった。しかし姫路藩にとって、滝野舟座の特権の否定は自身による加古川交通支配の否定につながるがちなものでもあった。そこで姫路藩は、滝野舟座から五分一銀の徴収を切り離し、新たに御用木の川下げに対応する筏座を設置した。そして姫路藩は、筏座を監督する存在として、阿江家を新たに位置づけ直すことで対応した。

版籍奉還前の新政府は、個別の藩や、領域の違いを越えた問題を解決できないという点で中央政府としての限界を抱えていた。そのことは、同一河川であっても河川交通政策が一貫せず、どの県・藩に所属するかによって特権が行使されるかが異なるという矛盾を引き起こした。かかる事態と、新政府の身分政策、すなわち統治身分としての武士とそれ以外の諸身分を明確に分別するという方針の中で、「旧勲」によって河川支配の担い手となったとする阿江家を統治身分に位置づける必要はないとする県の判断、そして朝敵としての自身の立場から、姫路藩は自ら滝野舟座の五分一銀徴収廃止を決定するにいたった。

滝野舟座の五分一銀徴収廃止後、姫路藩は幕末期に筏座の監督役としてまで位置づけた阿江家の身分に配慮しないわけにはいかなかった。一方版籍奉還後、新政府は県・藩にまたがる問題を処理する機関として民部省を設置した。かかる状況の変化を受け、姫路藩と阿江家は、同家の姫路藩領域を越えた河川交通支配の担い手としての特殊な同家の身分を認めるよう主張した。運上に関する一般規則が未確定の時期であったこともあり、滝野舟座による五分一銀徴収の再開が認められたが、廃藩置県によって、政府の身分政策が身分の急進的解体に転換したことを受け滝野舟座も廃止されるにいたった。ここによりやく加古川交通において、身分的な権利関係が否定

されることとなったのである。

以上の通り、幕末・維新期の河川交通を分析する上で、当該期の政治・社会状況への目配りが不可欠であることは明らかであろう。なお本稿の分析からは、幕末の畿内・近国における譜代姫路藩の位置についても以下の通り指摘できる。すなわち最幕末にいたっても、姫路藩は御用木川下げの阻害要因になっていた滝野舟座の特権を否定しなかった。大坂町奉行所ら諸領主との対立が深まる中で、むしろ姫路藩は、新たに設置した筏座に御用木輸送、滝野舟座に舟運の支配をそれぞれ担わせるという新たな枠組を構築して、自身の支配を貫徹しようとさえした。このように畿内・近国において軍事の中心的担い手として想定されてきた譜代藩の存在や彼らが認められてきた権益が、幕末期の軍事体制を構築する中で、かえってその桎梏となる場合があった可能性を指摘しておきたい。

最後に滝野舟座廃止後の阿江家について。同家は滝野舟座廃止後、手代に蔵や舟を売り渡し、自ら河川交通に携わることはなかった。むしろその後の阿江家の当主は、区長などの公職を担い、また加古川交通の代替手段として敷設されることになる播州鉄道の会社取締役役に就任している。さらに『阿江家文書』にも土地経営に関する帳簿が見受けられるように、地主としての側面も強めていくが近代阿江家については、別稿を期したい。

1 なお本章第二節は三角菜緒「近世」近代移行期河川舟運の特質―明治期滝野船座解体を例に―(『新兵庫庫の歴史』3、二〇一一年)を一部改稿したものである。

2 岩城卓二「幕末期畿内社会論の視点」(『日本史研究』六〇三号、二〇一二年)

3 横山昭男「近世河川水運史の研究」(吉川弘文館、一九八〇年)、川名登「近世日本水運史の研究」(雄山閣出版、一九八四年)、丹治健蔵「関東河川水運史の研究」(法政大学出版局、一九八四年)

4 なお樋爪修「幕末期京津間の物資流通―『大津御用米会所要用帳』を素材として―」(『日本史研究』六〇三号、二〇一二年)では、幕末期に急増した京津間の為登米輸送需要に対応するべく、文久三年(一八六三)以降輸送ルートの新規開拓が計画され、従来の輸送秩序が混乱したことが指摘されている。

5 横山昭男「近世河川水運史の研究」(吉川弘文館、一九八〇年)

6 「乍恐以書附奉歎願候(九郎兵衛山方筏運上取立之儀二付)」(『阿江家文書』七一〇―一番)

7 「船座稼方下請負証文之事」(『阿江家文書』六八三番)

8 「奉差上形合書之事(筏一条之儀二付)」(『阿江家文書』七一〇―四番)

9 「乍恐以書附御利解御下ヶ奉願上候(筏御運上銀取立約定内済之儀二付)」(『阿江家文書』七一〇―六番)

10 「筏御運上五分一銀之儀二付今般出入有之手続書を以左ニ奉申上候并今般下済熟談手続書」(『阿江家文書』七一〇―五番)

11 「奉差上願書之(南都春日社材木川下ヶ筏五分一銀請取之儀二付一件)」(『阿江家文書』七一五―三番)

12 「奉差上願書之(南都春日社材木川下ヶ筏五分一銀請取之儀二付一件)」(『阿江家文書』七一五―三番)

13 『姫路市史』近世編二、八三―八四頁、羽田真也「播州姫路藩の大庄屋制と支役庄屋」(『ヒストリア』一八六号、二〇〇三年)

14 「奉差上願書之事(小堀様御用材筏九百四十六艘五分一銀皆済之儀二付)」(『阿江家文書』七一九番)

15 「水戸様御用材木五分一銀一件」(『阿江家文書』七二二―八番)

16 「奉指上形合書之事(上瀧野船座筏御運上之儀二付)」(『阿江家文書』七二九番)

17 「船座掛草稿第一」(『阿江家文書』七八六番)。なお『船座草稿第一』は、明治期の舟座廃止を巡り、姫路藩・飾磨県・兵庫県・明治政府などと交わした願・手紙・達が時系列に並べられ、さらに各者と交わした会話やその日の行動が記されたものである。

18 なお、前節でみた筏座や筏支配人については、明治期の史料に一切でてこない。最幕末の段階で廃止されたものと考えられる。

19 「船座掛草稿第一」(『阿江家文書』七八六番)

20 「船座掛草稿第二」(『阿江家文書』七八六番)

21 「船座掛草稿第一」(『阿江家文書』七八六番)

22 「船座掛草稿第一」(『阿江家文書』七八六番)

23 「船座掛草稿第二」(『阿江家文書』七八六番)

24 「船座掛草稿第一」(『阿江家文書』七八六番)

25 奥村弘「地域社会の成立と展開」(歴史学研究会日本史研究会編『日本史講座』第七巻、東京大学出版会、二〇〇五年)

26 「船座掛草稿第一」(『阿江家文書』七八六番)

27 「瀧野船座小太郎運上銀廃止之儀二付一件」(『阿江家文書』八一八番)

28 「船座御手当御書下ヶ(阿江小太郎船座廃止二付米三拾七俵式斗被下候)」(『阿江家文書』七九八番)

29 「奉差上願書之事(丹州御国産類不残新町村江掠奪被致候儀二付阿江小太郎船座廃止二付米三拾七俵式斗被下候)」(『阿江家文書』七九二番)

30 「伺書(小太郎以前之規則ヲ以船運上銀取立為致度儀二付)」

『阿江家文書』八〇五―一番

³₁ 「太政類典第一編・慶応三年〜明治四年・第四百四十四卷・租税・海関税」五六号史料。

³₂ 「太政類典第一編・慶応三年〜明治四年・第四百四十四卷・租税・海関税」五六号史料。

³₃ 奥村弘「地域社会の成立と展開」(歴史学研究会日本史研究会編『日本史講座』第七卷、東京大学出版会、二〇〇五年)

³₄ 「奉指上弁書之事(塩座存続嘆願につき)」(『原泰弘文書』、

『姫路市史』第十二卷、三四九―四〇〇頁)

³₅ 「滝野船座五分一銀被廢候事由上申」(『阿江家文書』八二九

番)
³₆ 「滝野船座五分一銀被廢候事由上申」(『阿江家文書』八二九

第一節 本稿の課題と各章の要点

近世社会は、固有の村や町といった地縁的な身分団体を基礎に、武士と農工商の分離を軸として形成された身分制社会である¹。その存立には町と村を結ぶ全国的な輸送網の整備が不可欠であるが、その手段として、一七世紀全国的に整備が進められ、日本の内陸物流の中心を占めるにいたったのが河川交通である。近世国家の存立に河川交通が構造化されている以上、その支配を担った家やその身分、そして商品経済の発展を受け交通が複雑になる中で、その家がどのような身分実態を持つにいたったのかについての分析は、近世の家や社会を理解する上で重要である。しかし当該期を対象とした河川交通史研究については、河川交通制度や農民的商品流通の担い手の商業活動に関する分析が中心であり²、支配の担い手に注目した研究は乏しい。

さて畿内・近国の非領国地域は、その所領の錯綜性が支配構造や社会のあり方に多大な影響を与えたこと、庄屋層などの身分的中間層が所領を越えて展開する地域課題に対応を迫られる中で、身分制の矛盾が顕著に表れた場である。しかしかかる地域において、その

生活を支えた基礎的なインフラである河川交通の支配を担った家の位置はほとんど明らかでない。また畿内・近国史研究において、播磨や譜代姫路藩を対象とした研究は乏しい³。

以上を踏まえ本稿では、播磨姫路藩の支配する加古川交通を素材として、流域の所領が錯綜する地域であることに注目し、①河川交通支配を担った姫路藩滝野組大庄屋で上滝野村に置かれた滝野舟座の座元である阿江家あえの身分とその変遷、②播磨における姫路藩の位置や幕府との関係を検討することを通して、姫路藩の河川支配の特質の一端を説明することを課題とした。

各章で明らかにしたことは以下の通りである。

第一章では、加古川流域の領地構成の変化が、一七世紀の姫路藩の加古川交通支配に与えた影響について検討した。

(1) 播磨一国を支配した池田氏時代の姫路藩は、滝野村に御蔵奉行衆を配置する一方、同村に居住する阿江家に丹波荷物の取り扱いを認めたことを指摘した。この背景として、阿江家が水運路敷設直後の段階から滝野村で行っていた中継作業が、加古川交通に構造的に組み込まれていたことがあると述べた。

(2) 一八万石で入部した本多氏時代、中継作業の拠点であった新町村が幕領となったことを受けて、姫路藩はまず滝野村に運上座(滝野舟座)を設置し座元制を施行することで、滝野村での中継作

業に正当性を付与したと述べた。また当時の姫路藩は、在地性の強い阿江家以外の人物に中継の差配を任せざることを望んでいたことを踏まえ、座元制について、阿江家を介さずとも加古川での中継作業を実現する枠組みが必要とされて、構築された制度であったと評価した。

(3) 寛永期以降、加古川流域の姫路藩領が縮小したことによって、加古川では、一個別領主に過ぎない姫路藩が領域の違いを越えて河川交通支配を行うという矛盾が生じることとなった。そのような中姫路藩は、円滑な河川交通支配の実現を図れる人物として、滝野舟座の特権に関する「古例」を蓄積し、他領と交渉するノウハウをもつ阿江家を座元に据えるようになった。そして本稿では、阿江家を流域所領が錯綜し、加古川の河川交通支配を姫路藩が担うことで発生する矛盾を緩和するために、姫路藩の河川交通支配の担い手として位置づけられた家と述べた。そしてこれに伴い、座元制は加古川流域における姫路藩領の領地が大幅に縮小して以降、阿江家を同交通の支配の担い手として制度的に位置づけるものへと実質的に変質することになったと評価した。

第二章では、一七世紀上滝野村・下滝野村に成立した舟持仲間集団である舟持中の成立過程やその機能、滝野舟座座元と取り結んだ

関係性を検討した。

(1) 舟持中は、一七世紀半ば座元の統制を離れつつあった荷宿と舟持との対抗関係の中で、それ以前にあった座元、荷宿によってそれぞれ編成された舟持の集団を自ら解体して、座元のもと地縁的・職縁的に一つの集団となったものであることを明らかにした。この舟持中は、座元を村の荷物の管理・分配の担い手として捉え返すことで、荷宿の自俣な振る舞いを抑制することに成功した。そして一八世紀には座元阿江家のもと中継作業に必要な舟を供出し、御蔵元に代わり米宿を担い、また独自の入用を持つなど仲間としての機能を充実させるようになったと述べた。

(2) 舟持中は構成員間の舟積み機会の平等性を重視するにも関わらず、両滝野村の河岸繁栄の観点から舟持個々の才覚による「小利之商」を一定程度容認せざるをえないという本質的な矛盾を抱えて展開していた。この矛盾は上滝野村の自分舟持の減少につながり、天明期以降に座元との対立という形で表出したと指摘した。

(3) 座元が村を単位に仲間集団化した舟持を統括し、彼らに平等に荷物を分配する責を持つものと捉え返される中で、姫路藩や阿江家の側にも、村の百姓の経営を保障する立場にある滝野組大庄屋として担うべきものという認識が生じた。その結果、座元職は滝野組大庄屋である阿江家の「株附同前」であり、同家の特権として位置

づけられたと述べた。

第三章では、一九世紀に大坂代官の加古川交通政策が転換したことに着目し、それが姫路藩の河川交通支配や阿江家、舟持中、加古川交通を取り巻く社会に与えた影響について明らかにした。

(1) 一八世紀中期までの加古川交通では、幕府の運上座である田高舟座と滝野舟座が領主の違いを越えて、互いに認められた特権を協力して行使していた。しかし一八世紀中期以降、加古川上流部の氷上郡・多可郡などの荷主を中心に、滝野舟座の特権である滝野舟座附荷物の独占的取り扱い権に捉われず、荷主の都合で取引相手を選ぼうとする動きがみられるようになった。このような中、田高舟座が滝野舟座との協力関係の維持ではなく、荷主の意向に沿うことで自身の運上相続を実現しようとするようになった。そのため一八世紀中期を境に、加古川交通では田高舟座と滝野舟座との対立構造が醸成されるようになったと述べた。

(2) 一九世紀初頭になると、大坂代官は筏座を設置して姫路藩の支配や滝野舟座の特権を侵食しながら、加古川交通の支配を大坂代官に一元化しようとした。それに対し姫路藩は真っ向から大坂代官と対立したが、かかる対立は、筏座と滝野舟座の特権行使をめぐる断続的な出入りとして表出した。そしてこの出入は十数年にわた

って長期化したため、その争論経費負担から筏座の請負人の欠落が相次ぎ、滝野舟座座元も退転しただけでなく、運上座に課せられた水運路管理の経費負担も困難となった。かかる事態を受け、結局幕府も姫路藩の河川交通支配とその権益への介入を挫折せざるをえなくなったと述べた。以上を踏まえ播磨では、譜代姫路藩の存在が大坂方幕府役人の経済政策の桎梏となっていたと評価した。

(3) 筏座の設置により姫路藩の河川交通支配が否定されたことによって、上流部の荷主は、大坂城代領である新町村を姫路藩の特権の及びにくい中継河岸として支持した。この新町村は、同じく姫路藩の影響が及びにくい海上輸送拠点として一橋領の今市村と結びついたため、両村は急速に成長し、上滝野村の河岸は衰退するにいたったことを明らかにした。そしてこの時期、畿内・近国において、それまで軍事的観点から優遇された譜代藩領が、一八世紀中期以降幕府の大坂統治戦略が軍事から経済を中心とするものに転換する中で、幕府と対立するだけでなく、地域において孤立する事態が生じていたのではないかと指摘した。

(4) 上滝野村の河岸衰退に対し、姫路藩はまず河岸場再興を目指すべく、これまで否定してきた上滝野村舟持の荷宿経営を時限付きで認めた。これにより同村舟持は、百姓でありながら、商人という異質な存在として加古川交通に位置づけられることとなった。一方

滝野舟座は、下請負人を設置して滝野組大庄屋阿江家を座元に据えたまま、舟座経営の実際から切り離してその監督を担わせることにした。これは、座元職を阿江家が滝野組大庄屋の株附として担うという身分秩序を維持しつつ、課題である滝野舟座運営やその特権行使を行いうる人材に経営を委ねるという意図があつたと評価した。

第三章補論では、大坂代官の加古川交通政策の転換に伴う交通秩序の変容に対し、河口の港町である高砂町がいかに対応したのか、豊岡藩の専売品である柳行李の取り扱いをめぐる事件を素材として検討した。

(1) 新町村から今市村に柳行李を川下げするルートに対し、姫路藩と滝野舟座は取り締まりの強化を、高砂は新町村との取引関係の形成によって対応しようとしたために、これまで特権行使を共に担った両者は対立することとなったと述べた。

(2) 一九世紀初頭、大坂代官が筏座を設置して加古川交通への介入を強めた背景として、本来西廻り航路で大坂に運ばれるはずの日本海側の物資が、加古川経由で瀬戸内海にもたらされるようになった結果、幕府がその輸送過程を把握することが困難となり、そのルートとなった加古川交通の支配を自ら行う方針に政策を転換した可能性があると指摘した。

第四章では、幕末維新期の政治・社会状況が、当該期の河川交通や阿江家にいかなる影響を与えたかについて検討した。

(1) 天保期の滝野舟座の下請設置以降、座元職は大庄屋の株附から、大庄屋の役務の一環として担われるようになったことを明らかにした。

(2) 幕末期、加古川では朝廷や天保山の台場築造などに使用される「公儀御用木」の川下げが増加した結果、五分一銀の徴収の是非やその金額、川下げの手配などに矛盾を来たし、滝野舟座が御用木の流通障害となったことを指摘した。このような事態は、当時藩主が老中・大老として幕政の中核にあり、海防・朝廷対応に責任を負う立場であつた姫路藩にとって看過できないものであつたが、一方で滝野舟座の特権の否定は自身による加古川交通支配を否定することにつながりかねないものでもあつた。そこで姫路藩は、阿江家を五分一銀の徴収業務から切り離し、新たに御用木の川下げに対応する筏座を設置した。そして阿江家は、筏座を監督する存在として、新たに位置づけ直されるにいたつたと述べた。

(3) 版籍奉還前の新政府は、個別の藩や、領域の違いを越えた問題を解決できないという点で中央政府としての限界を抱えていた。そのことは、同一河川であっても河川交通政策が一貫せず、どの県・

藩に所属するかによって特権が行使されるかが異なるという矛盾を生み出した。かかる事態と、新政府の身分政策、すなわち統治身分としての武士とそれ以外の諸身分を明確に分別するという方針の中で、「旧勲」によって河川支配の担い手となったとする阿江家を統治身分に位置づける必要はないとする県の判断、そして朝敵としての姫路藩の立場から、同藩は自ら滝野舟座の五分一銀徴収廃止を決定するにいたったと述べた。

(4) 滝野舟座の五分一銀徴収廃止後、姫路藩は幕末期に筏座の監督役としてまで位置づけた阿江家の身分に配慮しないわけにはいかなかった。一方版籍奉還後、新政府は民部省を設置し、県・藩にまたがる問題を処理することが可能になった。かかる状況の変化を受け、姫路藩と阿江家は、同家の姫路藩領域を越えた河川交通支配の担い手としての特殊な同家の身分を主張した。その結果、この時期の身分政策は身分の一举解体へと移行しつつあったものの、運上に関する一般規則が未確定の時期であったこともあり滝野舟座による五分一銀徴収の再開が認められた。しかし廃藩置県によって、新政府の身分政策が身分の急進的解体に転換したことを受け、阿江家のような身分的に河川交通を担う存在は否定され、滝野舟座も廃止されるにいたったと述べた。

(5) 大坂町奉行所を始めとした諸領主との対立が深まる中でも、

姫路藩は海防拠点の設営や御所の修理に利用される御用木川下げの阻害要因となっていた滝野舟座の特権を否定しなかった。むしろ姫路藩は、新たに設置した筏座に材木輸送、滝野舟座に舟運の支配をそれぞれ担わせるという新たな枠組を構築して、自身の支配を貫徹しようとした。このように畿内・近国において軍事の中心的担い手として想定されてきた譜代藩の存在や彼らが認められてきた権益が、幕末期に軍事体制を構築する中で、かえってその桎梏となる場合があった可能性を指摘した。

第二節 本稿の成果と今後の課題

本稿の要点は以上であるが、先行研究に対する本稿の成果をまとめると次のようになる。

(1) 従来は、河川流域の所領構成と河川交通の関係は十分に検討されてこなかったが、本稿では姫路藩の加古川交通支配が流域の河川交通上の要地の所領変遷や、藩領の占める割合が低くなる画期ごとにその政策を転換したことを明らかにした。また流域諸領が錯綜する中で、姫路藩が河川交通支配を担うことで発生する矛盾を緩和する必要が生じたこと、その中で古例を蓄積し、現地で他領の荷主らと折衝してその矛盾を緩和する存在(阿江家)が必要とされ、そ

の世襲が構造化されたことを明らかにした。

(2) 従来、問屋と舟持は支配―被支配の関係で考えられてきたが⁴、一七世紀に村の本百姓によって構成される舟持の仲間集団が成立し、彼らによって問屋が村の舟持のために荷物を管理し、平等に分配する存在として捉え返された結果、姫路藩では座元職が大庄屋の株附として結びつけられるにいたったことを明らかにした。

(3) 従来は、一九世紀の幕府の河川交通政策についてその実効性はほとんど評価されてこなかったが⁵、領地の錯綜する加古川では、姫路藩領を排除した新たな交通秩序が成立し、姫路藩の支配が困難となる契機となったことを指摘した。

(4) 従来一九世紀の問屋については、その経済活動が分析の中心であり、その河川交通支配の担い手としての側面はほとんど明らかでなかった。しかし本稿では、一九世紀の座元阿江家について、下請を設置した結果、座元職が滝野組大庄屋の職務の一つとして組み込まれたこと、幕末期には京都・大坂での御所修築や台場建築などの御用木川下げを監督する役割を担うなどその経済的側面を薄めた一方、河川交通の管理者として側面が強まったこと、そうであるために維新时期にその身分取り扱いが問題となったことを明らかにした。

(5) 従来播磨における譜代姫路藩の位置はほとんど明らかでなかったが、一七世紀初頭段階では播磨の広域支配の枠組みが明確で

なく、幕府が姫路藩を加古川交通支配の担い手として位置づけた可能性があること、一八世紀まで幕府は姫路藩の河川交通権益を認め、協力して加古川交通支配を行ってきたこと、一九世紀に姫路藩の権益に介入したものの、結局幕末まで姫路藩の支配を否定しえず、大坂中心の経済政策や幕末期の軍事体制構築の桎梏となったことを明らかにした。

最後に、本稿を通じての課題を述べておきたい。

第一に本稿は、『阿江家文書』を主に使用して、同じ家に視点を据え、その身分変遷を明らかにする手法を採用した。しかしながら姫路藩の河川支配の特質をよりの確に一般化するためには、同藩の管轄する他の河川交通との比較は不可欠であろう。

第二に、新町村を始めとする姫路藩領外の河岸についての分析である。一九世紀加古川は、西の豪商ともいわれる太郎太夫村の近藤家や河合中村三枝家など有力な河岸問屋を輩出している。そして彼らは家中に組み込まれ、所領運営の一端を担うにいたった。このような家が河川交通の担い手から現れてくる経緯を明らかにすることは、河川交通と身分の問題を理解する上でも重要であると考える。

第三に、播磨地域における姫路藩の位置である。これまでほとんど指摘されてこなかったが、天保期に発生した加古川筋一揆の被害

は、幕領や御三卿領など姫路藩領外の金貸や河岸問屋に集中していた。また東播五郡惣代庄屋集会では、姫路藩領が主体的な役割を果たさなかった。この点は、一九世紀加古川交通における同藩領の位置と無関係ではなからう。今後、本稿の分析を踏まえた上で、加古川筋一揆や東播五郡惣代庄屋集会を再検討すれば、従来とは異なる評価が与えられる可能性がある。

以上課題を述べて来たが、河川交通の分析から国家と社会の特質を明らかにする作業は緒にたばかりである。今後の課題として克服していきたい。

¹朝尾直弘「泰平の世」『週刊朝日百科 6 1 日本の歴史』、二〇〇三年)

²川名登『近世日本水運史の研究』(雄山閣出版、一九八四年)、丹治健蔵『関東河川水運史の研究』(法政大学出版局、一九八四年)

³岩城卓一『近世畿内・近国支配の構造』(柏書房、二〇〇六年)、

藪田貫『近世大坂地域の史的研究』(清文堂、二〇〇五年)

⁴川名登『近世日本水運史の研究』(雄山閣出版、一九八四年)

⁵横山昭男『近世河川水運史の研究』(吉川弘文館、一九八〇年)

⁶山崎善弘『近世後期の領主支配と地域社会―「百姓成立」と中間層―』(清文堂、二〇〇七年)